

植民地下朝鮮における徴兵制度実施計画と 「国語全解・国語常用」政策（上）⁽¹⁾

熊谷明泰

The Enforcement of the Conscription System and the “*Kokugo-Zenkai* and *Kokugo-Joyō*” Policy in Colonized Korea (Part I)

KUMATANI, Akiyasu

はじめに

朝鮮総督府による植民地言語支配の歴史は、しばしば「朝鮮民衆に日本語を押し付けた」という紋切型の言葉で語られるが、その実態については日本社会ではほとんど知られていない。

日中戦争（1937年）勃発後、朝鮮において展開されはじめた皇民化政策は、朝鮮民衆から民族性を剥奪し、天皇崇拝を絶対視する偏狭なナショナリズムの前に屈服を迫るものだった。これとともに全ての朝鮮民衆に日本語を習得させようとする「国語全解・国語常用」政策が展開され始めるが、殊に、徴兵制度実施計画発表（1942年5月9日）以後、朝鮮民衆に対する「国語」の強要は暴力的性格を強め、朝鮮半島の津々浦々で朝鮮語使用を抑圧・禁止する狂気が荒れ狂った。その顕著な弾圧の事例は、朝鮮語

(1) 本研究は、平成15年度関西大学学術研究助成基金（共同研究）において研究課題「日本の植民地言語政策についての研究——戦時体制構築との関わりに焦点を絞って——」として研究費を受けたものの成果として公表するものである。なお、共同研究者は鳥井克之教授（台湾における植民地言語政策の研究を担当）。また、2002年8月に関西大学人権問題研究室において実施された韓国における言語問題に関する聞き書き調査は、筆者が本研究に着手する直接的契機となった。

の研究や啓蒙活動それ自体が治安維持法第1条で裁かれた「朝鮮語学会事件」に見ることができる。この民族語運動に対する弾圧事件では33名の朝鮮語研究者たちが検挙投獄されたが、朝鮮語正書法の制定、標準語彙の査定、朝鮮語辞典の編纂等を通じた朝鮮語規範化作業と、その普及活動自体が民族主義的犯罪行為と見なされ、拷問を伴う取調べが行なわれる中で、2人の獄死者を出した。

軍国主義日本は泥沼的に戦線を拡大するなかで、いよいよ朝鮮民衆に対しても「皇軍」兵士として犠牲になることを強要するに至った。当時、「皇国臣民 (=天皇の赤子)」となることこそが「皇軍」兵士たる資質とされ、朝鮮民衆の日常語を日本語に取り替えることこそ、皇民化政策を完遂するための必須の課題と見なされた。そんな時代に、恥辱にまみれた朝鮮語の姿に胸を痛み、朝鮮民衆と共に身を挺して抵抗する日本人など、誰一人としていなかった。

朝鮮民族に耐え難い屈辱感を抱かせた「国語」強要の実態については、未だ日本社会では共通認識とはなっていない。それゆえ、朝鮮半島の人々は日本社会の歴史認識に対して苛立ちを隠し得ないでいる。彼らが今も抱いている日本文化に対する屈折した思いの根底には、民族文化を侮辱された歴史的記憶がしこりとなって残っているのである。このことは植民地時代に日本の統治政策に加担した「親日派」に対する追及が今も行なわれていることからわかる。本年1月14日に韓国で開催された「新年記者会見」で、「親日派」調査問題に関する記者の質問に対し、盧武鉉（ノムヒョン）大統領は及び腰ながらも「いつかは必ずなされなければならない歴史的課題である。立法趣旨には共感するが、調査対象と方法は非常に慎重でなければならない」と答えている。また、本年1月19日の韓国KBSテレビニュースは、「親日人名辞典」編纂のための民間募金運動に22,587名が応じ、当初の目標額5億ウォンが予定より早く集まったことを報じた。この辞典は2006年までに刊行される予定であるという。「親日派」の多くが鬼籍に入った今日において、なお追及を止めようとしない韓国の

人々の思いは、とても理解が及ばないほど根深いものであるように思われる。

ところで、朝鮮民主主義人民共和国との国交回復交渉を始めるにあたり、拉致問題解決を先決条件とする日本政府、及びこれに同調する広汎な世論に対し、朝鮮民主主義人民共和国側は植民地統治の問題を棚上げにする日本側の姿勢を批判している。日本のマスコミは拉致問題を精力的に報道する一方、植民地統治に関わる歴史的問題については、敵に塩を送ることを恐れるかの如く口を閉ざしてきた。そして今日の日本社会は、拉致問題との絡みで植民地支配の歴史的問題を議論することがタブー視される異常な様相を呈している。拉致問題を巡る議論は日本を被害国としてのみ描き出し、格好の外交カードとして利用されているが、「私たちは何百万人も拉致された」という朝鮮民主主義人民共和国側の主張を「苦し紛れの反撃」としてしか受け止められないまま、日本社会は右傾化と排外主義に蝕まれつつある。

去る2002年8月20日から8月25日までの6日間にわたり、関西大学人権問題研究室における研究活動の一環として、韓国において植民地言語支配に関する聞き書き調査が実施された⁽²⁾。この調査の目的は、植民地下朝鮮において「国語」使用を強要された体験を持つ世代の人々と面談を行い、当時の「国語」普及に関して現実に生起していた問題を調査することであった。その概略については、梁永厚（ヤン ヨンフ）研究員が「韓国の「日本語世代」——訪韓・聞き取り調査レポート」（「関西大学人権問題研究室室報」第30号、2002年12月10日発行）において紹介している。

この聞き書き調査において、解放後一貫して教育界に身を投じてきた方は、全羅南道光州の旧制中学に通っていた頃、「国語」を使わない決意を込めて、友人たちと共に指先を切って血盟を交わした経験を語った。当

(2) 調査には、同研究室人種・民族問題研究班所属の鳥井克之研究員（外国語教育研究機構教授）、梁永厚研究員（文学部講師）、及び筆者の3名が参加した。また、同研究室研究員である市原靖久（法学部教授）、吉田徳夫（法学部教授）も個人資格で同調査に同行した。なお、筆者は公式日程終了後もしばらく韓国に留まり調査を継続した。

時、日本語強要政策に対する反発は根深く、中等教育を受ける青少年たちは、学校内でも意識的に朝鮮語で話そうとする傾向が広まっていた。朝鮮総督南次郎は朝鮮総督府局長会議（1941年10月30日）の席上、このことに言及し「近来各学校特に中等校以上の学校において国語を使はず朝鮮語を使ひ、国語常用といふ建前が弛緩の傾向にある」ことを指摘し、「国語」常用運動の引き締めを指示したが、これは朝鮮民族の民族的自負心を押さえ込めない植民地言語支配の実態を露呈したものだ。そんな時代に教育を受けたある儒学者は1時間余りのインタビューの中で、「私は死ぬまで日本語は絶対に口にしない」と表情をこわばらせながら語った。日本の大衆文化全面解放へと進む韓国社会の深層には、こうした思想状況が今も淀み続けている。植民地言語支配の歴史が帳消しにされているわけではないことを、推して知るべしと言うべきであろう。

筆者はこの聞き書き調査を契機にして、朝鮮総督府の「国語全解・国語常用」政策に関する資料の収集を始めた。これまで調査した主な資料は概ね以下のようなもので、時期的には朝鮮における徴兵制度実施計画が発表された1942年を中心としている。

「昭和17年度府尹郡守会議報告書綴」（1942年5月、朝鮮総督府行政文書、大韓民国政府記録保存所所蔵）

「京城日報」（朝鮮総督府日本語版機関紙、日刊）⁽³⁾

「毎日新報」（朝鮮総督府朝鮮語版機関紙、日刊）

「大阪毎日新聞朝鮮版」⁽⁴⁾

「朝日新聞朝鮮版」

『国民総力』（国民総力朝鮮聯盟機関紙、月2回発行雑誌）

(3) 「京城日報」のマイクロフィルム閲覧にあたり、京都大学人文科学研究所図書室、および同研究所水野直樹教授の御協力を得た。

(4) 「大阪毎日新聞朝鮮版」・「朝日新聞朝鮮版」掲載の「国語」政策関連記事については、京都大学大学院生川寄陽氏のご好意により、資料提供を受けることができた。

『文教の朝鮮』（朝鮮教育会機関誌、月刊）

『朝鮮』（朝鮮総督府機関誌、月刊）

『日本語』（日本語教育振興会機関誌、月刊）

「大野緑一郎文書」（国立国会図書館憲政資料室所蔵）

本稿では、主に朝鮮における徴兵制度実施計画に伴う「国語全解・国語常用」政策の樹立過程、「府尹郡守会議報告書綴」に見られる「国語」普及施策の具体例を紹介し、あわせて、朝鮮語版朝鮮総督府機関紙「毎日新報」に掲載された「国語全解・国語常用」政策関連記事を翻訳して紹介する。

第1章 「府尹郡守会議報告書綴」

韓国での聞き書き調査期間中、釜山で生じた若干の時間的余裕を利用して、研究員一行は大韓民国総務処政府記録保存所釜山支所を訪れた。ここで『政府記録保存所文書索引目録（第1輯第2巻）』を繰っているうち、たまたま「国語常用」という一句が筆者の目に留まった。これは「昭和17年度府尹郡守会議報告書綴」に収められている文書の内容が簡潔に箇条書きされたものの一部分だった。

筆者は「昭和17年度府尹郡守会議報告書綴」（以下、「報告書綴」と略す）の原本が所蔵されている忠清南道にある政府記録保存所大田本所を訪れたが、期待に反して原本ではなくマイクロフィルムで閲覧することを求められた。マイクロ化された文書は原本を見せないという説明だった。マイクロフィルムは大田本所、ソウル支所、釜山支所のいずれでも閲覧できるとのことだったので、ソウル支所において必要と思われる部分をコピーして日本に持ち帰った。しかし、マイクロ・リーダーの画面でもマイクロフィルムからとったプリントでも判読できない文字が相当に多いため、2003年8月に大田本所を再訪して原本閲覧の許しを得、3

日間の作業で相当部分を判読することが出来た⁽⁵⁾。

この「報告書綴」は1942年4月末から5月にかけて朝鮮の各道で開催された「府尹郡守会議」⁽⁶⁾が終了した後、朝鮮総督府司政局長宛に送付された報告書がファイルに綴られたものである。これらの報告書はそれぞれ用紙サイズ、書式等が一定しておらず、タイプ打ちされた文書と謄写版印刷の文書が混在している。解放後、これらは薄茶色の厚紙を表紙にして5冊⁽⁷⁾に分けて綴じられ、現在、韓国政府総務処政府記録保存所大田本所（韓国政府大田庁舎2棟1階）に所蔵されている。

後に知ったことだが、「報告書綴」は既に井上薫（1997年⁽⁸⁾）、2001年⁽⁹⁾）、崔由利（1997年）⁽¹⁰⁾）、庵途由香（1995年）⁽¹¹⁾）らの研究においても取り上げられており、これらと共に川寄陽氏⁽¹²⁾の研究も注目されるも

-
- (5) 原本による判読作業3日目になって突然、私に原本閲覧を許可した職員とその上司との間で、閲覧許可の可否を巡り罵声が飛び交う激しい意見対立が発生した。そして、閲覧を途中で断念せざるを得ない事態となった。この過程で、閲覧を禁じようとする上司に対して、私の原本閲覧を認め続けるべきだと激しく詰め寄った若き女性職員の気高い精神に心より敬意を表したい。
- (6) ただし、慶尚北道・全羅南道は「府尹郡守島司会議」、忠清北道は「郡守会議」となっている。なお、当時の新聞記事などでは「府尹、郡守会議」のように読点を付して記されている。
- (7) 「文書番号」は87-1264～87-1268、「文書名」は「府尹郡守報告書綴」。87-1264には平安南道・京畿道の各報告書、87-1265には慶尚北道・平安北道・慶尚南道の各報告書、87-1266には江原道・咸鏡南道の各報告書、87-1267には忠清北道・咸鏡北道・忠清南道の各報告書、87-1268には黄海道・全羅南道の各報告書が綴じられている。また、マイクロフィルムでは3リールに収められていて、「フィルム番号」はC-87-2114～C-87-2216となっている。
- (8) 「日本統治下末期の朝鮮における日本語普及・強制政策——徴兵制度導入に至るまでの日本語常用・全解運動への動員——」『北海道大学教育学部紀要』第73号、pp. 105-153、1997年
- (9) 「日帝末期朝鮮における日本語普及・強制の構造——徴兵制導入決定前後の京城府を中心に——」『釧路短期大学紀要』第28号、pp. 23-30、2001年
- (10) 『日帝末期植民地支配政策研究』、国学資料院、ソウル、1997年
- (11) 「朝鮮における戦争動員政策の展開——「国民運動」の組織化を中心に——」『国際関係学研究』No. 21別冊、津田塾大学、1995年
- (12) 「植民地朝鮮における日本語普及政策と戦争動員」、京都大学大学院修士論文（未公刊）。この論文では国立国会図書館憲政資料室蔵「大野緑一郎文書」にある咸鏡北道の「昭和十七年五月開催府尹郡守會議諮問答申書」が研究資料として用いられている。

のである。しかしながら、この「報告書綴」は朝鮮における植民地言語政策を研究する上で必見の資料であると思われるにもかかわらず、その詳細については未だ十分には紹介されていない現状にある⁽¹³⁾。

「報告書綴」に収められている朝鮮各道の「府尹郡守会議報告」は以下の通りである（括弧内は会議開催日程）⁽¹⁴⁾。

平安南道府尹郡守会議報告⁽¹⁵⁾（1942年4月30日～5月1日）

慶尚北道府尹郡守島司会議報告（1942年5月11日～12日）

平安北道府尹郡守会議報告（1942年5月20日～22日）

慶尚南道府尹郡守会議報告⁽¹⁶⁾（1942年5月25日～27日）

江原道府尹郡守会議報告（1942年5月14日～16日）

咸鏡南道府尹郡守会議報告（1942年5月13日～15日）

忠清北道郡守会議報告⁽¹⁷⁾（1942年5月11日～12日）

咸鏡北道府尹郡守会議報告（1942年5月12日～14日）

忠清南道府尹郡守会議報告⁽¹⁸⁾（1942年4月30日～5月1日）

黄海道府尹郡守会議報告（1942年5月25日～27日）

-
- (13) 「報告書綴」は他の関連資料と共に単行本の形で、2004年3月に関西大学出版局から出版する予定。
- (14) 全羅北道からの報告は「報告書綴」に収められておらず、府邑郡守会議の開催如何についても未詳。
- (15) 「府尹郡守会議指示事項」の「4. 国語常用ノ徹底ニ關スル件」の参考資料として、平安南道内の各府郡別統計である「国語ヲ解スル朝鮮人表」（昭和14年末現在、昭和15年末現在、昭和16年末現在）、および道知事から出された諮問事項「大東亜戦争完遂上府郡ノ実情ニ即シ最モ有効適切ニ認ムル施策如何」に対する答申書が含まれている。
- (16) 会議日程表によれば、慶尚南道府尹郡守会議でも「國語ノ普及徹底上最モ有効適切ト認ムル具體的方策」という道知事からの諮問に対して、1942年5月26日に各郡から答申がなされたが、「報告書綴」には収められていない。
- (17) 報告書冒頭に付された会議日程表から見る限り、諮問答申が行われた形跡が見られない。
- (18) 報告書によれば、「主要議題」として「国語常用問題」が取り上げられ、「道知事指示」とし「五. 國語常用ノ徹底ニ關スル件」が示されているが、道知事からの諮問事項は「大東亜戦争完遂上府郡ノ實状ニ即シ最モ重點ヲ注ギツアル事項竝ニ之ガ擴充強化ニ關スル具體的方策如何」となっており、報告書にはこの諮問に対する答申書が収められている。

全羅南道府尹郡守島司會議報告（1942年5月14日～16日）

京畿道府尹郡守會議報告（1942年5月7日～9日）

なお、咸鏡北道府尹郡守會議報告のうち、「昭和十七年五月開催府尹郡守會議諮問答申書」の部分のみ国立国会図書館憲政資料室蔵「大野緑一郎文書」にも収められている。大野緑一郎は当時、朝鮮総督府で総督に次ぐポストの政務総監に任じられていた人である。この「大野緑一郎文書」には、咸鏡北道で作成された「国語全解運動実施状況」（表紙を含めて全9頁）という文書も収められているが、これは「報告書綴」には見られない。

「報告書綴」の史料的价值に関して特筆すべきことは、「国語」普及施策に関する各道知事からの諮問事項に対して各府・郡・島から提出された諮問答申書が含まれている点である⁽¹⁹⁾。そして、朝鮮における「国語」普及政策に関して、これほど大量にまとまった形で保存されている行政文書は他に類を見ない。ことごとく丸秘扱いとされたこれらの文書は、朝鮮民衆に対する「国語」の普及と朝鮮語使用の抑圧に関して、各地方行政機関の人間が構想したもので、当時の言語支配の姿が極めて赤裸々な形で表現されている。

「報告書綴」に収められた「府尹郡守會議報告」の多くは、朝鮮における徴兵制度実施計画が発表された時期になされている。1942年5月8日に

(19) 「国語」政策に関して各道において行われた諮問答申のタイトルは以下のようなものだった。

「管下ノ實情ニ即シ國語ノ急速且全面的普及並ニ其ノ常用ヲ促進セシムル具體的方策」(慶尚北道)

「國語生活ノ促進徹底ヲ圖ルガ爲ニ採ルベキ方策如何」(江原道)

「國語常用ヲ急速ニ普及徹底セシムル方策如何」(咸鏡南道)

「向フ五ヶ年ヲ期シ道内半島同胞ノ老若男女ヲ通ジテ國語ノ全解ヲ期シ且國語ノ常用ヲ目標トシ其ノ實現ヲ圖ラントス之ガ具體案如何」(咸鏡北道)

「國語ノ常用ヲ一層徹底セシムル具體的方策如何」(黃海道)

「國語普及ト之ガ常用ノ徹底ニ關シ適切ナリト認ムル施策如何」(全羅南道)

「國語全解運動ノ現状ニ鑑ミ之ガ強化徹底ヲ期スベキ具體的方策如何」(京畿道)

閣議決定（翌9日発表）された徴兵制度実施計画は、「国語」普及政策に一大転機をもたらした。これを契機として、学校教育を中心として漸進的に「国語」普及が図られていたそれまでの状況が一変し、「国民総力運動」として「国語全解・国語常用」政策が強圧的に展開されはじめた。植民地時代を通じて、この時期ほど広範な人々を巻き込んで「国語」普及が語られ、実行に移された時は他にない。

第Ⅱ章 徴兵制度実施計画に伴う「国語全解・国語常用」政策の樹立過程

第1節 「国語」普及に関する南総督の訓示

日中戦争勃発以後、朝鮮において皇民化政策が展開された。宮田節子（1991年）⁽²⁰⁾によれば、当時の朝鮮総督南次郎⁽²¹⁾が掲げた施政大綱の2つの具体的目標は、「朝鮮に天皇の行幸を仰ぐ」こと、および「徴兵制度の施行」であった。そして、皇民化政策は徴兵制度を実現させる目的のもとに展開され、その主要な柱は1938年3月の志願兵制度の展開、同年4月の第3次朝鮮教育令の改正、そして1940年の創氏改名であったという。しかし、筆者はこれに加えて、皇民化政策の主要な柱の一つとして、朝鮮語の使用をさまざまな場面で抑圧したり禁止したりする一方、すべての朝鮮民衆に「国語」を習得させ、日常語としてこれを使用させようとした「国語全解・国語常用」政策があったことを強調しておきたい。

朝鮮における徴兵制度実施計画は、「国民総力運動」として「国語全解・国語常用」政策を展開する直説的契機となった。徴兵制度実施計画発表より5日後の5月14日に開催された朝鮮総督府定例局長会議席上での訓

(20) 「皇民化政策の構造」『朝鮮史研究会論文集』No. 29、1991年。

(21) 在任期間は1936年8月から1942年5月まで。1942年6月6日釜山港より朝鮮を離れる。

示において、以下に示すように南総督は「国語の普及こそは内鮮一体の絶対的要件なり」と語った。

「國語は國民の思想、精神と一體不離である、又國語を離れて日本文化はないのである、すなわち半島人の眞の皇國臣民化は半島民衆をして國語を解せしめ國語を愛用せしむることを以て効果大なりと信ず、國語の普及こそは内鮮一體の絶対的要件なりと云ふべきである」⁽²²⁾

朝鮮における徴兵制度実施計画は、朝鮮民衆からの拒否反応の噴出を恐れて、厳しい報道管制のもとに発表された。情報局第4部長名で「極秘文書」として作成された「總動員示達第10号」⁽²³⁾は「國家總動員關係記事掲載ニ關スル件」という表題のもと、「新聞紙等掲載制限令第三條ノ規定ニ依リ左記事項ニ關スル記事ノ掲載ヲ禁止セラル」として、徴兵制度実施に関する記事は「当局発表以外一切」発表を禁止するものだった。この示達は1942年5月8日付で拓務省監理局長から情報局第4部長宛に出された文書で、「新聞紙等ノ記事掲載禁止方依頼ノ件/左記ニ依リ新聞紙等ノ記事掲載禁止ノ發令相成度此段御依頼ス」として、以下の内容が記されている⁽²⁴⁾。

一. 禁止事項

「朝鮮ニ徴兵制度ヲ実施セラルルヤニ關スル記事ハ当局（情報局、陸軍省、拓務省、朝鮮軍、朝鮮總督府）発表以外一切」

(22) 「京城日報」1942年4月15日付夕刊。

(23) 警視總監・各庁府県長官（除東京府知事）宛の「第一電報案」と朝鮮總督府警務局長・台湾總督府警務局長・関東局司政部長・樺太庁警察部長・南洋庁内務部長・満州国國務院總務庁弘報処長宛の「第二電報案」からなるが、内容は同一。『國際檢察局押収重要文書③ 内務省新聞記事差止資料集成 第12巻』、pp. 194-195参照。

(24) 『國際檢察局押収重要文書③ 内務省新聞記事差止資料集成 第12巻』 p. 196。 (株)日本図書センター、1996年。

二. 禁止ノ範圍、全國主要日刊新聞社、通信社及主要新聞雜誌社

三. 掲載禁止ヲ必要トスル理由

今般朝鮮ニ徴兵制度ヲ實施スベク目下準備中ニシテ近ク（八日）閣議ニ請議決定ノ上九日頃政府ヨリ發表ノ豫定ナルガ本制度ハ軍事上ニモ政治上ニモ影響スル所極メテ甚大ナルモノアルヲ以テ言論對策上最モ慎重ナル考慮ヲ拂フ要アリ且本件ハ未ダ單ナル實施準備ノ域ヲ出デザルモノナレバ彼此臆測的ノ言辭乃至ハ私的見解ヲ恣ニ發表セシムルコトハ本制度實施上重大ナル支障ヲ來ス虞アルノミナラズ對外的ニモ惡影響アリト認メラルルニ依リ本件差止方ヲ依頼ス

四. 記事取締ノ要點

左記事項嚴重取締ヲ要ス

1. 朝鮮ニ徴兵制度ヲ實施セントスルニ至リタル事情
2. 徴集人員豫想數、其ノ範圍、徴集方法、除隊後ノ處遇、其ノ他實施ニ關スル當局ノ方針竝ニ意嚮
3. 我ガ國防力ニ對シ不安ノ念ヲ抱カシムルガ如キ記事⁽²⁵⁾
4. 本制度ヲ參政權問題ト關聯セシメタル所論
5. 内鮮人間ノ差別觀其ノ他民族的角度ヨリ本制度ヲ批判セルモノ
6. 時期尚早其ノ他本制度ノ趣旨ヲ歪曲シタル論評

五. 掲載差支ナキ事項

1. 過去ニ於ケル朝鮮民衆ガ徴兵制度施行ヲ要望シタル事實及今後ニ

(25) 情報局第四部第一課長名で警視庁特高部長・各庁府県警察部長宛に作成された「總動員示達内示第六號」（1942年5月11日起案・決定、1942年5月13日施行）は、「本月八日附通牒（總動員第10號）ノ朝鮮ニ徴兵制度ヲ實施セラル、ヤニ關スル國家總動員關係記事掲載禁止示達事項ノ内容左記ノ通ニ有之、檢閲取締上參考ニ供セラレ度」としたあとで、次のような記述が見られる。

「我ガ國防力ニ對シ不安ノ念ヲ抱カシムルガ如キ記事（例へば戰死傷者ノ増大或ハ作戰地域ノ擴大ニ伴ヒ兵要員ノ不足ヲ招來シタルノニ因ルモノト爲スガ如キ）」（『國際檢察局押収重要文書③ 内務省新聞記事差止資料集成 第12卷』p. 204）。

於ケル美談及活動状決[「況」の誤字]ト結び付ケ本制度ノ實施ヲ支持推進セシムルガ如キ所論（寧ロ積極的ニ輿論ノ昂揚ヲ圖ル如ク考慮スルコト）

こうした報道管制下で、1942年5月9日に情報局より以下のように徴兵制実施計画が発表された⁽²⁶⁾。

「總動員示達第10號」に付された朝鮮における徴兵制度実施に関する「新聞発表案」⁽²⁷⁾と異なり、実際の発表文では「朝鮮同胞ガ愈々皇国臣

(26) 情報局発表

政府は八日の閣議に於て「朝鮮同胞に對し徴兵制を施行し昭和19年度より之を徴集し得る如く準備を進むること」に決定せり。

情報局總裁談

朝鮮同胞に對し徴兵制を施行せられんことを念願する要望は議會に對する請願、現地からの報告等に徴するも甚だ熾烈なるものがあり、曩に昭和十三年勅令第九十五號陸軍特別志願兵令を以て志願に依る現役又は第一補充兵役編入の途を拓かれ銓衡に合格した志願兵は現に陸軍部隊で良好な成績を挙げ時局下の軍務に従事して居る。又支那事變以來、内鮮一體の氣運は澎湃として起り特に大東亞戰爭勃發を契機とする朝鮮同胞銃後奉公の至誠は頓に昂揚して居る實情に鑑み茲に徴兵制度の準備を進むることに関し閣議決定を見た次第である。（『國際検察局押収重要文書③ 内務省新聞記事差止資料集成 第12卷』p. 200）

(27) 「總動員第10號」（1942年5月8日）に付された「朝鮮同胞ニ對スル徴兵制度施行準備ニ關スル新聞発表案」は以下に示す通り。

情報局總裁談

本日ノ閣議ニ於テ「朝鮮同胞ニ對シ徴兵制ヲ施行シ昭和19年度ヨリ之ヲ徴集シ得ル如ク準備ヲ進ムルコト」ニ決定ヲ見タリ

朝鮮同胞ニ對シ徴兵制ヲ施行セラレンコトヲ念願スル熾烈ナル輿望ハ或ハ議會ニ對スル請願ニ或ハ現地ヨリノ報告ニ具ニ表明セラレアル所ニシテ曩ニ昭和十三年勅令第九十五號陸軍特別志願兵令ヲ以テ志願ニ依ル現役又ハ第一補充兵役編入ノ途ヲ拓カレ銓衡ニ合格セル志願兵ハ現ニ陸軍部隊ニ在リテ良好ナル成績ヲ擧ゲツツ時局下ノ軍務ニ邁進中ナリ。又支那事變以來、内鮮一體ノ氣運澎湃トシテ起リ特ニ大東亞戰爭勃發ヲ契機トスル朝鮮同胞銃後奉公ノ至誠ハ頓ニ昂揚シアル實情ニ鑑ミ茲ニ徴兵制施行ノ準備ヲ進ムルコトニ關シ閣議決定ヲ見タル次第ナリ

朝鮮同胞ガ愈々皇国臣民タルノ修養研鑽ニ努メ又關係官民協心口力シテ之ガ準備完整ニ邁進セラレンコトヲ切望スルモノナリ。（『國際検察局押収重要文書③ 内務省新聞記事差止資料集成 第12卷』p. 197。）

民タルノ修養研鑽ニ努メ又關係官民協心□カシテ之ガ準備完整ニ邁進セラレンコトヲ切望スルモノナリ」という最後の一節が省かれたが、これに類する内容が、南総督の談話の締め括り部分に次のように盛り込まれていた。

「[...]半島同胞諸君に於ても克く此の光榮ある制度實施の精神を肝に銘じ愈よ精進努力内鮮一體の眞の皇國臣民として國防の大任を完遂し得るの日に備へられん事を切望して已まない。」⁽²⁸⁾

徴兵制度実施計画発表以後、「皇軍」兵士になるための必須条件として、「国語」の習得と常用が声高に叫ばれはじめ、徴兵適齡期の青年のみならず、全朝鮮民衆に「国語」を習得させ、これを日常語として用いさせる「国語全解・国語常用」政策が強要されていった。そのための準備はあらかじめ着々と進められていた。

上記朝鮮総督府定例局長会議（1942年4月14日開催）において、南総督は「国語」普及運動の徹底を期す旨を指示した訓示の中で、「さらに國語の全解運動を一段と徹底して展開することこそ誠に焦眉の緊要事である」⁽²⁹⁾と強調し、その実施方策として「一面國民學校教育を擴充し學校より更に家庭に普及せしむべきことは勿論であるが他面これと併行して一般民衆を對象とし國民總力運動として強力にこれに推進して行きたいと思ふ」⁽³⁰⁾と述べた。ここにおいて、「国語」の普及を大政翼賛運動の朝鮮版とも言える「國民總力運動」の課題として推進する方針が示された。この方針を受けて、國民總力朝鮮聯盟第3回理事会（同年4月16日開催）では、1942年度における總力運動の重点を「国内態勢を強化し、半島國民の總力を結集して如何なる長期戦をも戦ひ抜く必勝体制を確立する」こととし、「国

(28) 「京城日報」1942年5月10日付夕刊1面。

(29) 「京城日報」1942年4月15日付夕刊。

(30) 「京城日報」1942年4月15日付夕刊。

語生活の徹底」を重点課題として設定した⁽³¹⁾。同聯盟の川岸事務総長は同理事会における談話のなかで、「国語は皇国臣民の言葉であり、大東亜の言葉であります。総力運動として吾々は強くこの問題を取上げたい」と述べ、「総力運動」すなわち「官民一体、内鮮一体の一大国民運動」として「国語」普及運動を展開することを宣言した⁽³²⁾。こうして、「国語」普及政策は「総力運動」の課題として位置付けられ、朝鮮総督府の行政機構と総力聯盟を総動員し、学校教育は勿論のこと、あらゆる地域、職場、山間の僻村に至るまで朝鮮全域において一斉に国語全解運動が展開されることとなった。

ところで、この定例局長会議における南総督の訓示は、「國語普及、國語全解に関しては昨年九月卅〔三十〕日、本年二月三日の各局長會議及び總力聯盟指導委員會席上訓示を行つてをり、今回は三度目」⁽³³⁾のことであったとされていた。

南総督が「国語」普及政策に言及した最初の訓示は、1941年9月30日に開催された朝鮮総督府定例局長会議において行われた、以下に示すようなものであった。そこでは、朝鮮人学生たちが「国語常用の鉄則」を怠り勝ちであることに言及し、主に学生、教員が学校教育において「国語常用」を徹底させるよう指示する段階に留まっていた。

「近來各學校特に中等校以上の學校において國語を使はず朝鮮語を使ひ、國語常用といふ建前が弛緩の傾向にあるとは甚だ遺憾と思ふ、學校内では國語使用を不斷に獎勵し努力してゐるにも拘らずかゝることを耳にするのは實に残念である、家庭にあつてはやむを得ず朝鮮語を使はねばならぬ場合があらうが教員、生徒は成るべく國語普及のために家庭内でも國語常用に努むべきである、五大政綱の中にある教學刷新でも國語常用を謳つ

(31) 「京城日報」1942年4月17日付2面。

(32) 『國民總力』1942年5月号、p. 5、「常會告知板」欄。

(33) 「大阪毎日新聞朝鮮版」、1942年4月15日付。

であり、内鮮一體の上からもかゝる事實の有することを遺憾とする、今後ともなほ一段の工夫、研究を積んで貰ひたい」⁽³⁴⁾

1942年2月3日に開催された朝鮮総督府定例局長会議における南総督の訓示は、「国語」普及政策に関する2度目の訓示となったものである。この訓示は「敵性国の思想謀略対策、婦人の啓蒙教養、教育機関に携わる者の画期的刷新」の3項目について言及しており、「教育機関に携わる者の画期的刷新」に関する訓示内容はやはり主に学校教育に関して言及したものであった。そして、この訓示は以下に示すように太平洋戦争を契機として「小国民」・「皇国臣民」錬成のために「教育体制を刷新」することを求めたものだった。

「従来学校教育と實社會とは動[やや]もすれば遊離せんとする傾向尠からず大東亞戦争は亞細亞十億の民衆を米英の桎梏より解放日本を盟主とする大東亞を建設せんとするものにして其の着想は高邁其の所期する處極めて遠大なり、職に教育に携はる者は其の目標を大東亞の指導者たるべき忠良有爲なる皇國臣民の錬成に置き校の内外を問はず、常に國語を奨勵し積極的に教導訓練すること極めて肝要なり特に國民學校に於ては兒童の感受性に富める時期なるを以て教育者の熱誠と垂範とは兒童に影響する處甚大なるを想ひ、大東亞戦争を契機として教育界に一大時期を劃するが如く教育體制を刷新するに遺憾なからしめんことを望む」⁽³⁵⁾

上で見たように、「国語」普及政策について言及した3度にわたる南総督の訓示のうち、最後の定例局長会議（1942年4月14日）における「国語の全解運動」を指示した訓示は、それ以前のものに比べて性格を異にしており、徴兵制度実施計画に伴って「国語」普及政策の徹底を図ろうとする

(34) 「京城日報」、1941年10月1日付夕刊1面。

(35) 「京城日報」1942年2月4日付1面。

ものだった。

第2節 定例道知事会議以後の「国語」普及施策の樹立過程

1942年4月20日午前9時半から23日正午までの4日間の日程で、朝鮮総督府定例道知事会議が開催された。この会議には、朝鮮の各道知事のほか、軍部をはじめ日本「内地」、台湾、旧満州からのオブザーバーも参加した。会議では、中心議題の一つとして「半島人の皇國臣民化に一段と拍車を加へんとする國語全解運動の展開」が取り上げられ、「國語の普及は内鮮一體の絶対要件として南總督が繰返し強調、去る十四日の定例局長會議でも三度〔みたび〕訓示してこれが普及運動を強力に推進すべき根本方針を明らかにした矢先なので各道知事からも極めて熱烈な意見が吐露され」という⁽³⁶⁾。

會議の初日、朝鮮総督府司政局と学務局から本會議での指示事項として提示された国語常用を徹底させる方法に関して、咸鏡北道の瀬戸知事は、皇國臣民化のためには何よりも「國語常用」が先決問題であるが、従来のやり方は手緩い感があるので、朝鮮全土にわたる「国語の全解運動」を起せと主張した⁽³⁷⁾。その方法として、農村を中心に農閑期を利用して短期間講習を実施することと、「国語」が話せる者や聞き取りだけでも可能な者には日常的に「国語」を使用させることを提案した。そして既存の教材をより分かりやすく実用的なものに改訂すると共に、日常用いる挨拶ことばや敬語、農具の名称など最大限150語までを収録した教科書を発行し、各家庭と講習所に配布するというものだった。この瀬戸知事の意見に対して鈴川司政局長と真崎学務局長からも大いに賛同する意が言明されたという⁽³⁸⁾。

會議第2日目の諮問答申では、咸鏡南道、江原道、全羅南道、忠清南

(36) 「大阪毎日新聞朝鮮版」、1942年4月23日付。

(37) 「京城日報」1942年4月21日付3面。

(38) 「毎日新報」1942年4月21日付朝刊3面。

道、黄海道、全羅北道の6知事が「国語」普及問題を中心に答申を行った。ここで、江原道の柳生知事も国語全解運動を主張したという⁽³⁹⁾。

会議第3日目の午前中には前日に引き続き諮問答申が行われ、慶尚南道、平安南道、黄海道、全羅北道、咸鏡南道の各知事が答申を行った。答申の中心議題は「国語全解運動」の徹底、食糧増産並びに供出方法のほか、邑・面職員など下級官吏の再教育についてだった。特に国語常用問題については「各知事とも熱心かつ具体的意見」を持っていたということで、「京城日報」が報じたところによれば「職場における技術用語を絶対的に國語で語らしめること、青年隊を中心にその普及をはかること、講習會を開催して向後三年間に五割以上の普及率を確保せしめること、國民學校生徒を介してその家庭に國語を浸透せしめ、“國語普及一日一語”の信念の下に邁進すべきこと」などが語られたという⁽⁴⁰⁾。

会議最終日の第4日目には軍部、その他のオブザーバーによる講演が行なわれたが、南総督は全日程の議事終了後の挨拶において、平安北道、咸鏡南道、咸鏡北道に対して「この際より一層國語普及に努力されたい」と発破をかけるとともに、全羅北道に対しては「施策はほぼ満点に近いものである」と賞賛した⁽⁴¹⁾。ちなみに、道知事会議に提出された各道知事の意見は次のようなものだった⁽⁴²⁾。

(39) 「京城日報」1942年4月24日付。

(40) 「京城日報」1942年4月24日付夕刊。

(41) 「金村全北知事は国語一日一語普及運動を起そうと主張し、南総督から称賛を受けた。その内容は国民学校で先生が児童に今日は家に帰ったら「この言葉」を家族に教えるようにと、日常用語を主として一日一語ずつ教えてやろうということである。このようにすれば容易に国語を学ぶことができ、いま全北で実施しているところだが、各学校の先生方は担任の児童の家庭を時々訪問してその実績を調べ実地に指導したりもしているということである」（「毎日新報」1942年4月24日付夕刊2面）。なお、南総督は会議3日目に行なった訓示において「いまだ別段対策がない道があるのは遺憾である。今後特別にこれに留意して協力されんことを望む」と苦言を呈している（「毎日新報」1942年4月23日付朝刊1面）。

(42) 「京城日報」1942年4月24日付1面。

「國語常用問題は地方的、部分的に行ふ性質のものでなく、全鮮的にこれを展開してその成果を期すべきものである」(瀬戸咸鏡南道知事)

「國語の普及方策としては、國語講習會を各地國民學校に附設し、期間も相當長期にとり六ヶ月間を一期として行ふならば、昭和廿一年までには全解者五割突破を確保し得よう」(武永全羅南道知事)

「忠南の半島人勞務者が南洋に出向いた際、土人から日本語で話しかけられたが返事出來ず日本人國籍を疑はれたとの話があるが、斯くては大東亞共榮圈指導者の資格も喪失する結果とならう、國語普及は宜しく大々的に行ふべきである」(松村忠清南道知事)

「青年隊を中心にその普及を圖りたい、青年隊員の半數は國民學校出身者であり、隊長は國民校訓導が兼ねてゐるから、その普及も容易であらうと思はれる、また工場、鑛山などでの技術用語、工務上の用語は、これを國語で語らしめるならば、その普及も速かに行はれると思料する」

(柳生江原道知事)

「國語一日一語普及票を作製し、國民學校兒童に教へて簡単な日常語を家庭で普及せしめる、時に該校訓導が各家庭を査察に赴けばその普及の程度も判明するし、優秀なる家庭には標識を掲げてこれを表彰するなどの方法もある」(金村全羅北道知事)

上記定例知事會議に4日先立つ1942年4月16日⁽⁴³⁾、國民総力朝鮮聯盟は第3回理事會を開催して「6大重点」を盛り込んだ「昭和17年度総力運動方針」を定め、その6項目に「國語生活の徹底」を掲げた。このことについて、同聯盟は「総力運動によって地方的に國語講習を実施して効果を挙げた所もあるが、今年は國語全解運動その他の方法で國語普及の徹底を促進しようとする氣運が濃厚である。なぜそうなのかと言へば、國語を普及常用しなければ、内鮮一体、皇國臣民となり得ないことを自覺反省する

(43) 「毎日新報」1942年4月9日付夕刊1面記事は4月15日から開催される予定であると報じたが、同4月12日付夕刊1面記事では、4月16日招集予定であると報じている。

必要があるからだ」とし、「国語は皇国臣民の言語であり、大東亜の言語である。総力運動でもって我々は力強くこの問題に決起したのである」と説明している⁽⁴⁴⁾。また、同時に定められた「昭和17年度朝鮮聯盟事業計画」においては、「皇国臣民化」のためには国語の普及とその常用は絶対的に必要であるとし、講習用教本の配布等の助成を行うことを決めている⁽⁴⁵⁾。

その後さっそく、国民総力朝鮮聯盟では6月中に愛国班員（最末端組織である「隣組」の朝鮮版とも言える愛国班の構成員）の実践すべき実践事項として3項を決定発表したが、「1. 国語生活の徹底」の項では「国語を知らない人は一日も早く国語を学ぼう。少しでも知っている人は必ず国語を使おう。このようにして私たちの生活を国語化しよう」と謳っている⁽⁴⁶⁾。さらに朝鮮語月刊雑誌『朝光』（1942年7月号、朝鮮日報社刊）には、「七月総力運動実践申合事項」が日本語文のまま掲載されているが、その内容は「一. 必ズ國語常用。愈々朝鮮ニモ徴兵制度ガ實施サレマス。兵隊ニ行ク青年ハ勿論ノコト皆ンナ一日モ早く國語ヲ覺エ、少シデモ覺エタ人ハ國語ヲ常用シマセウ」となっており、徴兵制度実施に備えて「国語」を修得し常用することを要求したものとなっている。

「国民総力運動」としての「国語全解・国語常用」政策は、上で述べた定例局長会議（1942年4月14日）における南総督の訓示、国民総力朝鮮聯盟の「昭和17年度総力運動方針」の決定、及びこれに続く定例道知事会議（4月20日～23日）を経て、いよいよ本格化していく。

1942年5月2日には朝鮮総督府司政局室を会場として朝鮮総督府と国民総力朝鮮聯盟合同の「第1回国語普及打合会」が開かれ、「先づ國語生活を目標に手近な各種地方官公施設團體に國語の常用を奨励する一方國民學校を通じて家庭に普及をはかるため全鮮三千百ヶ所の國民學校内に國語講

(44) 「京城日報」1942年4月20日付2面。

(45) 「毎日新報」1942年4月17日付夕刊1面。

(46) 「毎日新報」1942年6月7日付。

習會場所設置、同所を基點に國語常用運動を捲き起すこと」が協議された。この打ち合せ会には朝鮮總督府側から司政局長、保安課長、總力課長、警務課長等の關係官、國民總力朝鮮聯盟側からは總長、總務部長、宣伝課長が出席している⁽⁴⁷⁾。

続いて1942年5月4日から5日までの2日間、南總督、大野政務總監、三橋警務局長らも出席して各道警察部長會議が開催されたが、南總督が行った訓示の中の「4. 内鮮一体の強化について」においては、「内鮮一体、皇國臣民化の方針に反するものは斷乎として鐵鎚を下す、しかしながら皇國臣民たらんとするものに対しては大愛をもつてこれを愛撫せよ」、「内鮮一体の捷路は國語の普及にあり内鮮一体の具現については特に指導的立場にある在鮮内地人の大乘的協力にまつもの大なるものあるをもつて、これに対する兄弟同行の一体觀念の敬培を肝要とす、各位は半島人にして一意皇國臣民たらんとの誠意を有するものに対しては親切丁寧、愛情にあふれる大愛の精神をもつてこれに誘掖助成するとともにこの方針に背馳するがごとき言動を敢へてする徒輩に対してはこれに臨むに秋霜烈日の威をもつて斷乎たる處置をとられたし」と言明し、反対するものには鐵槌を下す容赦なき皇民化政策を展開するように指示している⁽⁴⁸⁾。なお、會議2日目は秘密会の形で懇談が行なわれ、軍、外局關係より希望事項が提出されたという。⁽⁴⁹⁾

こうした一連の動きを受けて、朝鮮總督府学務局・警務局・情報課、および國民總力朝鮮聯盟の協力のもとに司政局において作成された「國語普及運動要綱」が、1942年5月6日に開催された國民總力朝鮮聯盟指導委員會（總裁は南總督、副總裁は大野政務總監）において付議決定された。この「國語普及運動要綱」は、その後各道で開催された「府尹郡守會議」での「國語」普及施策に関する諮問答申に反映され、「國語常用・國語全

(47) 「京城日報」1942年5月3日付。

(48) 「朝日新聞朝鮮版」、1942年5月5日付（中鮮版）。

(49) 「毎日新報」1942年3月31日付夕刊1面、同1942年4月9日付夕刊1面。

解」施策策定上のモデルとして機能した。なお、この「国語普及運動要綱」⁽⁵⁰⁾は、本稿「資料紹介」の部分で紹介した「毎日新報」1942年5月7日付朝刊1面記事にも掲載されている。

第3節 徴兵制度の実施と「国語常用・国語全解」政策との関連

南総督は朝鮮総督府局長会議（1942年4月14日）での訓示において、国民総力運動の重要部門として一般民衆を対象とし「国語全解運動」を徹底して行う方針を明らかにしたあと、「但し朝鮮語使用を禁ずるにあらざ特に實際問題として大半以上國語を解せざるものある今日に於ては國語奨勵を朝鮮語廢止なりと誤解せしむるが如き急激且つ無理なる強制に出でざる用意肝要なり」⁽⁵¹⁾と述べている。また、現実的な問題として、「国語」普及率が15パーセント程度に留まっていた状況下において、「朝鮮語廢止」を行うことは事実上不可能なことでもあった。しかし、南総督は訓示において「今日に於いては」という限定付きで「朝鮮語廢止」は行わないと述べ、将来いずれは朝鮮語使用禁止に踏み切りたいという本音を隠そうとはしていない。「朝鮮語使用を禁ずるにあらざ」という南総督の言葉が如何に欺瞞的なものだったのかは、本稿で示した資料でも分かるように、その舌の根の乾かぬうちに展開されていった「国語全解・国語常用」運動の実態を見れば明らかである。

局長会議における南総督の訓示（1942年4月14日）から展開され始めた「国語常用・国語全解」政策は、定例道知事会議（同年4月20日～23日）での各道知事の諮問答申、国民総力朝鮮聯盟指導委員会による「国語普及運動要綱」の決定（1942年5月6日）を経たあと、朝鮮各道における「府尹郡守会議」における諮問答申という形で地方行政機関ごとに施策案が練られ、朝鮮全土の学校、職場、地域末端において具体的に運動が展開されていった。「府尹郡守会議」で行われた諮問答申では、「報告書綴」にまと

(50) 「京城日報」1942年5月7日付。

(51) 「京城日報」1942年4月15日付夕刊。

められているように、随所で露骨に「朝鮮語廃止」をうたっていたことは、後で紹介する通りである。

ところで、徴兵制度実施計画発表に先立つ約2ヶ月前、1942年3月1日から10日間にわたって、満18歳と満19歳の朝鮮人男子を対象とした「第1回朝鮮青年体力検査」が実施された。この調査の概略は、朝鮮総督府発行の月刊雑誌『朝鮮』に掲載された「朝鮮青年体力検査を終へて」（岡久雄）で紹介されている。これによれば、検査に従事した者は医師八百余名、補助員三千数百名、検査を受けた人数は年齢該当見込数の83.2%余り、受検を告知した者に限って見れば97%という高い受検率を示したという。この「体力検査」は身長、体重、胸囲、疾病の状況などに加えて、就学状況、「国語」能力、既婚率の状況についても調べている。

学校教育を受けた経験を全く持たない不就学者数は19歳の受検者についてみれば、慶尚北道が最高で68.4%、最低は京畿道の36.5%で、朝鮮全体では55.1%であった。「国語解否の状況」については、「自由に会話を為し得る者」は19歳では24.7%、18歳では28.6%、「自用が弁じ得る程度の者」は19歳では20.5%、18歳では22.0%、そして「全く解しない者」は19歳では54.8%、18歳では49.4%であって、大体において不就学者数と一致する結果を示している。なお、既婚率については19歳では平均36%（最高は平安北道50.8%、最低は慶尚南道24.6%）、18歳では平均25.1%（最高は平安北道40.2%、最低は慶尚南道15.1%）だった⁽⁵²⁾。

同年3月30日、この検査の結果得られた資料を「有効に活用」するための座談会が京城府民館で開かれた。参加者は朝鮮軍参謀長・兵務部長、海軍武官府大佐、朝鮮総督府厚生局長・保健課長・警務課長、国民総力朝鮮聯盟事務局総長・総務部長、京城府警務課長、京城帝国大学医学部教授など80余名であった。

この座談会で最後に発言した高橋朝鮮軍参謀長は、「國語普及の重大さ

(52) 『朝鮮』1942年5月号、p. 43、p. 47、朝鮮総督府。

をこの体力検査を通じて非常に痛感した」とし、「今後このやうな活動には國語を解する、解せない如何によつてその目的の完遂如何を左右することだ、それがどうだ、半島の二割、特に婦人にあつては五分しか國語を解せないことをこの検査に地方を廻つて確めた、國語の徹底普及が刻下の急務である。」⁽⁵³⁾と語った。ここで言う「その目的」とは、「我國人口の二割四分を占める恵まれた人的資源を有効適正に動員すること」であり、この「体力検査」は「將來豫想さるべき志願兵制度の擴充に或は産業勞務動員に、其他如何なる方面に如何なる程度に適材を動員し得るかを知悉〔ちしつ〕する爲」⁽⁵⁴⁾に行われたのだった。たとえば、咸興北道興南邑では3,200名の朝鮮青年を対象として、この「体力検査」が実施されたが、これを報じた「毎日新報」の記事によれば、「一身を軍国に捧げる」決意を青年たちに求め、受検時には学校教育を受けたことがある者は「学校卒業証明書」に加えて「学校教練検定合格証」をも持参することを義務付けていた。⁽⁵⁵⁾

その後、井上薫（2001年）⁽⁵⁶⁾によれば、朝鮮軍司令部は4月24日に「甲委員会第1回打合」を行ない、「速カニ満二十歳未滿ノ青年ニ対シ国語ヲ普及スルヲ要ス」と判断し、つづいて4月28日に「甲委員会第2回打合」、更に5月1日に朝鮮軍参謀長との打ち合わせによる調整を経て、「本件ハ特ニ嚴秘トス」と但し書きが付された「甲委員会打合決定事項」がまとめられたという。その決定事項のうち、「国語」については「徴兵適齡未滿ノ青年男子ニ対スル国語ノ急速普及」を課題としていた。

翌5月2日には上述した朝鮮総督府と国民総力朝鮮聯盟合同の「第1回国語普及打合会」が開かれ、「国民総力運動」としての「国語」普及政策が練られていった。こうした一連の動きは、朝鮮における徴兵制度実施計

(53) 「京城日報」1942年3月31日付夕刊。

(54) 『朝鮮』1942年5月号、p. 42、朝鮮総督府。

(55) 「毎日新報」1942年3月2日付朝刊3面。

(56) 井上薫「日帝末期朝鮮における日本語普及・強制の構造——徴兵制度導入決定前後の京城府を中心に——」『釧路短期大学紀要』第28号、p. 24、2001年2月。

画の発表を前にして、急いで「国語」普及政策を樹立しようとしたものだった。それにもかかわらず、朝鮮総督府や軍の関係者は「国語常用・国語全解」政策の展開は徴兵制度実施計画とは直接関係がないと繰り返し言明していた。これは朝鮮民衆の反発を恐れて捏造された虚偽の主張でしかなかった。

しかし、「朝鮮語使用を禁ずるにあらず」という南総督の訓示にも関わらず、丸秘文書でもない公の刊行物で朝鮮民衆に朝鮮語使用をやめることを求める記事が掲載されていた。

当時、朝鮮総督府編輯課長として教育行政に絶大な権限を掌握していた島田牛雄は、朝鮮教育会機関誌『文教の朝鮮』1942年8月号に掲載した「国語普及運動の展開」において、「[…] 爾來數度の教育令が改正せられたが、其の都度彌々國語教育の徹底を期し、皇國臣民たるの性格を涵養することを建前として來たのである。殊に昭和十三年に於ける朝鮮教育令の劃期的大改革以來は、國語・朝鮮語が並行的に學校教育に取入れられて居た姿が改められて、只管[ひたすら]國語教育によつてのみ皇國臣民の育成を圖らうとするやうになつた。」⁽⁵⁷⁾ と、教育令改定の経過とともに「国語」教育の強化によって「皇國臣民」の育成を図るに至ったことを述べた後、徴兵制度実施計画の発表は「國語の全解普及運動に、一段の拍車をかけることになつた」⁽⁵⁸⁾ とし、次のような言辞で朝鮮民衆に対して「朝鮮語への愛着」をかなぐり捨てることを求めた。

「立派な皇國軍人は、全面的に國語の常用者であることが、絶対に必要であるべき筈である。かくして、今こそ朝鮮の人達は、永い間の使用によつて得た朝鮮語への愛着も安易さも見事に振切つて、ひたすら國語の常用に轉すべき時である。」⁽⁵⁹⁾

(57) 『文教の朝鮮』1942年8月号、p. 2、朝鮮教育會。

(58) 『文教の朝鮮』1942年8月号、p. 3、朝鮮教育會。

(59) 『文教の朝鮮』1942年8月号、p. 3、朝鮮教育會。

これより1年後、「京城日報」は1943年8月16日付社説「内鮮一體と國語常用」において「國語常用といふよりは更に一步進めて朝鮮語を抹殺するていの熱意を以って國語教育の徹底を圖ることが内鮮一體の實を擧げる所以であり、小磯總督のいふ國體の本義透徹、又それによる道義朝鮮の確立の捷徑であり根本である」と書き、将来朝鮮語を「抹殺」すべきことを露骨に言明している。「国語常用・国語全解」政策が朝鮮語「抹殺」を意図していることをひた隠しにして朝鮮民衆を欺こうとしていたのに比して、実にちぐはぐな社説といわざるを得ない。

実は、この社説掲載の約1ヶ月前、小磯總督は記者団との問答の中で、「國語普及は必要だし一日も早く全解しなければならぬが、このため、ところによつては朝鮮語嚴禁といふ風に誤り傳へられ随分困つてゐるものもあるとの話だがこの対策は」という記者団からの質問に対して、「さう行過ぎになつては困る、もちろん國語の徹底は必要だがそんな状態があるとすれば考へねばならぬことだ、もう少し様子を見ることにしたい」と、とぼけて見せたのである⁽⁶⁰⁾。「毎日新報」の記事によれば、小磯總督が1942年7月8日に行なつた「第1回定例記者団会見」において、「国語普及と朝鮮語に関してどのように考えるのか」という記者団側からの質問に対して、「皇国民となるには、国語を一日も早く知らなければならない。だから国語普及は絶対に必要なことだが、未だ朝鮮の実情を見る時、朝鮮語を使うなと言うのは難しいことなので、慎重に研究しているが、ともかく国語は徹底して普及させる方針である」⁽⁶¹⁾と語つた。前任者の南總督同様、小磯總督も朝鮮民衆に対して、「朝鮮語を使うな」と言いたいのだと答えているのである。こうした発言が地方末端における朝鮮語抹殺政策の展開を事実上容認する結果をもたらしていたことは、想像に難くない。

上で見たように、徴兵制度の実施と国語普及とは直接関係がないとか、

(60) 「朝日新聞朝鮮版」、1942年7月9日付（中鮮版）記事「大いに談ずる小磯さん/記者団とぞつくばらんの問答」。

(61) 「毎日新報」1942年7月17日付夕刊1面。

「国語全解運動」は朝鮮語使用を禁ずるものではない」とかいった見えすいた嘘は隠しようもないものだった。したがって、この嘘をごまかすために、朝鮮総督府情報課長であった島倉至は「半島は跳躍す——徴兵制度の實施決定の歴史性」という文において、以下に示すように「今となってみれば（国語）普及の必要が感得されねばならない」などと書かざるを得なかった。

「[……]國語普及運動はもと徴兵制度と關聯なき動機において起られたものではあるが、今となってみれば却つて徴兵制實施との關聯に於て一切實に普及の必要が感得されねばならない。蓋し日本精神と謂ひ日本文化と謂ふ皇民生活の最も本質的なるものが國語に依らずしてこれを體得することが不可能に近いものであり、況や皇國の精華たる皇軍々人として起つ場合最も重要なる資格要件の一つとなるは明かであるからである。」⁽⁶²⁾

これと同様、島田牛雄も上で紹介した「國語普及運動の展開」において、「今回朝鮮に徴兵制度の實施が決定發表せられ、國語の全解普及運動に、一段の拍車をかけることになつた」と前置きした後、「固より國語普及運動と、徴兵制度實施とは、動機を異にして行はれたものではあるが、皇軍兵士として國土防衛の重責に當る壯丁が、よく國語を解することによつてのみ、帝國軍人たる任務を十分に果し得られることは言ふまでもないことである」と論じている。

朝鮮総督府警務課長だった八木信雄は、「徴兵制度實施を控へて」という対談において、「徴兵制度と國語とは、必ずしも直接關係はないと思ふ」と白を切った上で、「日本國民たる以上、國語が解らうが解るまいが、苟 [いやしく] も徴兵検査に合格したら、必ずお召に預かるのが、國民皆兵の建前であると思ひます。併 [しか] し國語が十分に分らんと、お

(62) 『文教の朝鮮』1942年6月号、p. 7、朝鮮教育会。

召に預かつた場合、自分が不便不利を受けるばかりでなく、半島民衆の皇國臣民としての自覺が疑はれることになつて、お役に立ち得ないこととなる譯ですから、どうしても國語の普及が急務だと思ひます。」⁽⁶³⁾ と言っている。ここでわざわざ「國語が解らうが解るまいが」徴兵されるのだと論じている点に注目したい。朝鮮総督府や軍部は徴兵適齡期の青年が「国語」を習得することこそ、徴兵制度実施の最も重要な前提条件であることを深刻に認識していた。それにもかかわらず、徴兵制度実施計画が「国語」普及を進める直接的契機ではないと嘘をつかざるを得なかったのは、「国語」を習得しなければ兵役忌避が可能になると朝鮮民衆に思わせたくなかったためである。このジレンマを解決するために、「國語が解らうが解るまいが」徴兵されることには変わらないのだという上記のような発言が、総督府の役人や軍関係者によって繰り返しなされたと思われるのである。

同様の例を更に紹介すれば、たとえば朝鮮総督府本多学務課長も対談「徴兵制実施を控えて」において、「結局國語を知つてをらうが知つてをるまいが、國民皆兵の建前で半島青年が徴集されることは當然である」と言った後、「国語」を知らないで軍隊に入ると「這入つた兵隊が色々苦痛を受けることも當然考へられます」と言って、「国語」を知らないがゆえに、たとえば内務班生活などでの「苦勞」（＝ビンタの洗礼）を受けるかも知れないというような不安感をかき立てている⁽⁶⁴⁾。

また、朝鮮総督府学務局視学官であつた近藤英男は「国語普及運動について」という文で、「固より徴兵制度は國語を解する者とこれを解せざる者によつてその適用を異にする筈はないのであるから、國語を解せざる者が徴集さるゝ事も當然豫想せらるるところである」と「国語」を習得していないからといって徴兵から逃れることは出来ないのだと強調している。そして沖縄の例を挙げて「國語普及の充分でなかつた頃、この地方から徴集せられた壯丁に對し、日々の教練及内務の指導に於ては勿論、特に

(63) 『文教の朝鮮』1942年7月号、p. 13、朝鮮教育会。

(64) 『文教の朝鮮』1942年8月号、p. 15、朝鮮教育会。

國語の指導について教ふる者教へらるゝ者共に血を吐き骨を削るやうな苦難を経験した」と述べつつ、「幸にして半島に於ては徴集實施迄に約二年の準備期間を與へられて居るのであつて、[…] 國語普及の問題は徴兵制實施の光榮を全ふするためにこれが準備として將に爲すべき最緊要なる問題」であるからとして、とどのつまり「国語」を身につけるしかない方向へと朝鮮青年たちを追い詰めようとしていた⁽⁶⁵⁾。

朝鮮軍參謀磯矢五郎は「京城日報」に寄せた「建軍の本義と徴兵制實施(下)」⁽⁶⁶⁾という文で、「國語を知ると知らぬとは兵役と如何なる關係にあるかについて申上げると採用には何等關係が無い、これは兵役は半島青年一様に與へられた榮譽ある特權である」などと何らありがたくもない「榮譽」を押しつけ、「軍隊としては國語を知らない者に對しては知らずやうに教育するばかりである、[…] ただ國語を知らずに入營する者は入營後自ら苦しむものであることを十分覺悟すべきである」とすごんで見せた。

徴兵制度施行までの残された2年弱の期間内で徴兵適齡者の「国語」普及率を高めるため、1942年10月1日に公布され、同年11月3日の「明治節」を期して實施された「朝鮮青年特別鍊成令」に基づいて、青年特別鍊成所が設置されることになった。当面は国民学校に附設され、鍊成時間は年600時間と定められ、その主たる内容は「国語」の習得と軍事教練だった。そして、訓育および学科が400時間、教練及び勤勞作業が200時間と振り分けられた。4月入所を原則としたが、初年度の1942年度だけは特例として入所時期を1942年12月1日とし、鍊成期間を10ヶ月、鍊成時間を500時間に短縮して實施されることになった。そして、朝鮮全土721ヶ所に約3万名が入所した。鍊成はだいたい1日3時間づつ隔日に課業が行はれ、勤勞に支障がない夜間などに實施された⁽⁶⁷⁾。入所対象者は、1941年12月1

(65) 「國語普及運動に就いて」『國民總力』1942年8月号、P. 55、國民総力朝鮮聯盟。

(66) 「京城日報」1942年5月22日付2面。

(67) 「朝日新聞朝鮮版」、1942年12月3日付4面(中鮮版)。

日から1942年11月30日までの間において満18歳に達した者で、原則として国民学校未就学者だった。入所拒否は認められず、「錬成を受ける義務ある者正當の事由なく錬成を受けざるときは拘留又は科料に處せられる」とされた⁽⁶⁸⁾。12月1日午前、朝鮮各地の青年特別錬成所で行なわれ、京畿道では82ヶ所の錬成所に3,400名が入所した。京城府内には6ヶ所設けられ、12月11日から一斉に課業が開始された。課業は当分の間は月、火、木、金の午後6時から9時まで1日3時間行うこととされ、「国語」については、まず住所、氏名など日常生活で常用される会話から始められるなど、いわば国民学校1年生レベルの内容から始める速成錬成となると「毎日新報」は報じている。⁽⁶⁹⁾

その後、第1回目の徴兵検査をちょうど1年後に控えた1943年4月から、朝鮮青年特別錬成所は2643ヶ所に増設され、更に11万3千名を入所させるなどしながら徴兵制度実施に向けた準備が進められていった⁽⁷⁰⁾。

徴兵制度実施を3ヶ月後に控えた1944年1月、朝鮮総督府編修官廣瀬續は「国語運動の前進を！」という文で、「青少年に激勵慰問のたよりに書くとして、一體、諺文の手紙でよいであらうか。国家の干城となつた立派な子弟が諺文の手紙を受け取つた場合を想像すると、慰問どころか反つて肩身の狭い思ひをさせないであらうか」と言い、更には「遠く征途についた時は、防諜上必然の處置として國語以外の手紙は禁止されるかもしれない。さうだとすれば愛する子弟への激勵慰問の道は狭められ、或は絶縁されることになるかも知れないではなからうか。」などと脅迫まじりで親子の情に訴えるやり方で、兵士の親も「国語」を習得しなければならないことを説いている⁽⁷¹⁾。

これまで見てきたように、徴兵制度実施計画は「国語全解・国語常用」

(68) 「京城日報」1942年10月26日付1面。

(69) 「毎日新報」1942年12月1日付夕刊2面、1942年12月11日付朝刊3面。

(70) 「京城日報」1943年3月19日付2面。

(71) 『國民總力』1944年1月15日、p. 23、國民總力朝鮮聯盟。

を朝鮮民衆に厳しく強いていった。その際、朝鮮民衆が「国語」を習得・常用する意味を「国体」思想に結び付けた論が展開されもした。上に紹介した島田牛雄は、朝鮮民衆が「皇国臣民」となる上で「国語」を習得することの必要性を、「上御一人」（天皇）との関係において、「畏多い事ではあるが、上御一人のお使ひ遊ばす御言葉と、同じ言葉を語ることの光榮を自覺せしめ、さうしてそれは上御一人に随順歸一し奉る國民の至情であり、又皇國臣民のもち得る最大の感激である事に思ひ至らさねばならぬ。この精神的意義が加はつてこそ國語の學習が、眞に皇國臣民たるの資質の向上に役立つのである」⁽⁷²⁾と論じている。

同様の論は、朝鮮総督府機関紙「京城日報」の1943年1月4日付社説「歸一し奉る國語」の中にも見られ、「國語の常用は大君の「みことば」に統帥されることの第1資格への準備である、いかに強健な體驅たりとも、いかに深奥なる學識があるとも、大君の「みことば」の拜承できない「兵」の存在は凡そ考へ得ざる處である」と論じている。

また、言語系統論も朝鮮語の尊嚴を踏みにじることを合理化する論拠に用いられた。日本語と朝鮮語はもともと同一一つの言語から分岐したものであるという、立証されてもいなかった（今も立証されていない）同系論を楯に取って、朝鮮民族が日本語に言葉の取り替えを行なうのは、いにしへの姿に戻ることなのだという主張もなされた。こうした論は、極端な場合には朝鮮語は日本語の一方言にすぎないという主張を導き出し、朝鮮語が一つの民族語であるという事実すら否定しつつ、「半島語」という呼称でもって民族性を蹂躪していったのである。

第3章でも紹介するように、「国語」を習得させるための一つの方法として、たとえ朝鮮語を話す時でも、少しでも覚えた「国語」があればこれを混用することを朝鮮民衆に求めていた。こうして朝鮮語はずたずたに切り裂かれていったが、日本人のほとんどはこのことに対してなんら胸の痛

(72) 『文教の朝鮮』1942年8月号、p. 6、朝鮮教育会。

みを感じていなくなつたかのように思われる。他方、「国語」に関しては、在朝日本人には九州、四国、中国地方出身者が多かつたため、西日本の方言からの影響や朝鮮語からの言語干渉を厳しくチェックしつつ、「大和民族の魂」を汚さないためだとして、「純正な国語」の普及を声高に主張していたのである。

第3章 「国語全解・国語常用」施策

第1節 「昭和17年度府尹郡守会議報告書綴」に見られる具体例

第I章で概略を紹介した「昭和17年度府尹郡守会議報告書綴」には、「国語全解・国語常用」を進めるための施策を論じた朝鮮各道の「府尹郡守会議」における諮問答申が収録されている。以下、その中から主に朝鮮語の使用制限・使用禁止に関連するものを若干抜粋し、テーマ別に分類して紹介する。なお、以下に抜粋紹介するに当たって、読みやすくするために原文の片仮名を平仮名に変え、句読点についても原文通りとはせず、適宜調整を加えた。また、カッコ内に「府尹郡守会議」における諮問答申において、当該施策案を提示した地方行政機関名を記しておいた。

1. 朝鮮語出版物の出版統制施策

多くの地方行政機関において、朝鮮語出版物の出版制限・出版禁止を「国語」普及施策に取り込むことを主張している。民族紙である「東亜日報」と「朝鮮日報」が朝鮮総督府によって廃刊させられた1940年8月以後、朝鮮語日刊新聞は朝鮮総督府の機関紙「毎日新報」のみとなっていたが、これすら廃刊させようという議論もみられた。以下、具体例を示す。

「府内に於ける各種諺文出版物は相當多數に亘り、半島民衆の啓蒙に資する點有。之も國語全解運動の提唱せらるる今日、必要以上の諺文出版物

極力減少に努め、平易なる國語出版物を以て代替せしむるの要ありと認む。」(京畿道京城府)

「諺文の新聞、又は其の他印刷物、ラヂオ第二放送廃止」(京畿道仁川府)

「諺文の雑誌、單行本等の刊行物を全廢すること」(慶尚北道大邱府)

「諺文新聞を廢刊すること。若、廢刊すること能はざる場合は、國語獨習欄を設置せしむること。」(慶尚北道大邱府)

「朝鮮語印刷物は暫次制限すること。」(慶尚北道慶州郡)

「鮮語の書籍出版は見合はずこと。特に兒童讀物、農村向讀物は鮮語のもの必要なし。」(慶尚北道奉化郡)

「新聞雑誌等出版物にして諺文版のもの、其の發刊部数を極力制限し、且つ其の紙面半分は日常語の常用修得に必要な國語文を掲記せしむること。」(江原道春川郡)

「諺文の使用は國語普及獎勵上一大障礙たり。然るに、今尚諺文の各種刊行物か公認せられ、或は知識階級間に於て諺文を慣用するか如きは國語生活に副はさるものあるに付、逐次制限を加へ近く全廢するの要ありと認む。」(咸鏡南道長津郡)

「諺文新聞、其の他各種の諺文印刷物の發行を發止すること。」(咸鏡南道長津郡)

「教會に於ける讚美歌、聖書等をも國語にて著作し、其の使用を獎勵すること。」(黃海道平山郡)

「なるべく諺文印刷物は頒布せざることとし、諺文新聞及雑誌には簡易なる國語普及欄を設くること。」(全羅南道光州府)

「官公署團體に於ける諺文使用を全廢せしむること。」(全羅南道濟州島)

2. レコード・演劇・歌謡・映画における朝鮮語統制施策

「朝鮮語レコードの製作、販売を出來得る限り制限すること。」(慶尚北

道大邱府)

「朝鮮語演劇、歌謡等興行の場合、必ず國語演劇歌謡を加入せしむること。」(慶尚北道大邱府)

「朝鮮語の音盤は製造せぬこと。話は勿論、歌謡曲等に於ても。」(慶尚北道奉化郡)

「朝鮮語の映画は極力制限すること。」(咸鏡南道恵山郡)

「朝鮮語に依る發聲映畫、劇、歌謡、舞踊を禁止すること。」(咸鏡南道恵山郡)

3. ラジオ放送における朝鮮語廃止施策

「ラジオの放送は時局認識昂揚に関する事項、古歌、朝鮮古代文化の紹介、古歌[ママ]等以外努めて國語とすること。」(咸鏡南道恵山郡)

「ラジオニュース、其の他朝鮮語放送を廢止すること。」(咸鏡南道恵山郡)

「ラジオ第二放送廢止。」(京畿道仁川府)

4. 官公署・会社・銀行・郵便局等における「国語」常用施策

「官公署、學校、其の他團體、會社等勤務する者の對話は、用務處辨上國語を解せざる外來者の對應の外絶対に朝鮮語を嚴禁するやう、其の監督者は常に注意を拂ひ、嚴重に監督を加へ、不斷の注意と努力を拂ふこと。」(慶尚北道達城郡)

「官公署團體に於ては國語常用の範を示し、朝鮮語は絶対に使用せざること。」(慶尚北道慶州郡)

「各官公署、會社、銀行其の他團體等に於て、民衆との應接は國語を使用すること。」(慶尚北道慶山郡)

「常時多數人の出入する官公署、銀行、金組、會社、工場、大商店等に於ては、萬已むを得ざる外、國語を以て常用語とし、偶々全く不解の者に逢ひたる場合に於ても可成[なるべく]鮮語を使はずこととし、一日も早く

且つ全的に、此等の者に對し不便を感せしむること。」(慶尚北道星州郡)

「官公署の對民衆の事件處理は國語解得者を先きに、未解得者を後にする等、之が未理解に対する不利不便なることを反省せしむる機會を與ふ。」(江原道春川郡)

「官公署に於ける口頭願届の受理應答は國語を以て終始一貫すること。各官公署に於ける民衆との對應は、事の大小となく盡く國語を以て終始せしめ、苟[いやしく]も朝鮮語の使用は之を嚴禁し、之が爲には國語不解者は通譯帶同の上、辛ふじて所用の目的を果し得るの不自由不便を伴ふ事あるも、亦已むを得ざるものとす。」(江原道淮陽郡)

「國語未解者の國民的恥辱を意識せしむること。官公署方面出頭用向の者に對し、國語解得者には優遇先順位を興へ、未解者に對しては最後迄待たしむる等の方法に依り、國語未解者に對する悲哀恥辱の念を拘かしむる方策を講ずること。」(江原道江陵郡)

「官公署に於ては外来者と雖も、已むを得ざる者以外は國語常用を強制すること。」(咸鏡南道惠山郡)

「官公署に対する民願書類は必ず國文とし、其の諺文を使用せるものは事情の如何を問はず直ちに却下すること。」(咸鏡南道惠山郡)

「各官公署に出入する者にして國語を使用する者に対しては、優先的に公務の便宜を與へること。若し國語を知りつつ使用せざる者に対しては、將來を充分戒しむるの方法を講ずること。」(咸鏡北道明川郡)

「官公署、學校、會社、銀行等に於ては、率先示範國語生活を目標に國語を常用し、朝鮮語の使用を禁すること。」(咸鏡北道鶴城郡)

「官公署、銀行、會社、驛、及主なる商店、其の他凡ゆる公衆施設に於ては、原則として國語を以て應對し、出入者に對し國語習得の必要感を一層昂揚せしむるを要す。」(全羅南道光陽郡)

「各官公署、就中[なかんずく]郵便局、鉄道等の窓口に於ける用語は總て國語とし、國語常用者より優先的に之が事務取扱を為さし(老齡者は除く)め、一般民衆をして眞に國語常用の緊要性を痛感せしむること。」

（全羅南道珍島郡）

「官公署に於ける鮮語使用を全廢せしめ、國語にあらざれば絶對應對せしめざること。若し國語不解者が官公署に出入の場合、通譯を同行せしむること。」（全羅南道濟州島）

「各官公署、學校に於ては、朝鮮語に依る者に對しては絶對應切を爲さざること。」（咸鏡南道惠山郡）

「國語全解者の朝鮮語使用を禁止し、官公署職員にして之が違反者に對しては相當制裁を加ふること。」（咸鏡南道惠山郡）

5. 工場・鉱山などにおける「国語」常用施策

「各鑛炭山、工場等に於ける用語は、國語を原則とすること。」（咸鏡北道明川郡）

「官公署、學校、會社、工場、鑛山等の職員、従業員相互間、必らず國語を使用することを申合せしめ、之に違反する者よりは違約金を徴すること。」（咸鏡北道吉州郡）

6. 「国語」不使用者に対する統制物資の配給制限施策

「一般民の物資配給の際の用語は必ず國語たるべく、故に朝鮮語を使用する者に對しては配給をなさざること。」（京畿道富川郡）

「[講習会の]講習生に對しては、農村民衆の實情に鑑み、講習會出席を首肯せざるもの往々あり。之等に對しては、可成[なるべく]出席方を強要し、出席せざるものに對しては配給品の制裁、又は兒童の學校入學に於て制裁を加ふること。」（慶尚北道英陽郡）

「一人たりとも國語を解するものある家庭に於ては、之が中心となり他を教へる一面、可成常用に努めしめ、一家擧げて常用する家庭に對しては優先的に統制物資を配給し、尚且、一部夫役を免除する等、特典を與へること。」（慶尚北道星州郡）

「講習會への出席常ならざるもの、及國語習得に關し關心乏しきもの

は、警察官署に於て之を呼出し嚴重戒飭[かいちよく]を加ふること。前項に依る効果顯はれざる者に對しては、物資の配給、勞力の供出等に付考慮すること。」(咸鏡北道吉州郡)

「國語の理解者より特權を與ふ。例へば物の配給に當りても先優權を與ふ等。」(慶尙北道奉化郡)

「本運動開始後に於て、速に「國語全解の家」に達したる家庭に對しては、物資の配給等に相當手心を加ふること。」(咸鏡南道惠山郡)

「各種配給品の購入に當りては、國語を以て申込むにあらざれば販賣せざるの方法を講ずること。」(咸鏡北道明川郡)

「講習生に對しては、農村民衆の實情に鑑み、講習會出席を首肯せざるもの往々あり。之等に對しては可成出席方を強要し、出席せざるものに對しては配給品の制裁、又は兒童の學校入學に於て制裁を加ふること。」(慶尙北道英陽郡)

7. 公共交通機関(汽車・汽船・電車・乗合自動車)における「國語」 常用施策

「駅、バス等に於ては、國語のみを以て案内等をなす様、暫時移行すること。」(慶尙北道慶州郡)

「汽車、汽船、電車、自動車等の切符は、國語以外の用語を用ひたるときは販賣せざること。」(咸鏡南道惠山郡)

「旅行者に對する汽車、電車の車掌により案内する場合の用語は必ず國語一本建として呼稱せしめ、以て國語の習熟を盛ならしむること。」(黃海道海州府)

「乗車券の發賣、商人の品物賣買等にも必ず品名を國語を以て云ひ現はさしむること。」(全羅南道羅州郡)

8. 商店・飲食店・接客業（旅館・料理店・飲食店）等における「国語」常用施策

「商店に於ては、國語のみを以て接客すること。」（慶尚北道慶州郡）

「商工業者、及飲食店営業者、並に娯楽機関等總ての職業分野に往來する者は、率先して其の顧客に國語を以て應待することに努め、且つ其の業者等の國語解得徹底策を講ず。[…] 顧客に対しては、原則として國語を用ふること。」（江原道春川郡）

「接客業者は社交の中心にして、之か態度如何は國語普及上影響甚大に付、許可の條件として國語を練達することを以てし、其の營業用語は國語に指定すること。」（咸鏡南道新興郡）

「旅館、料理店、飲食店等に於ては、來客の國語の解否を問はず、必ず國語を常用せしむること。」（咸鏡南道恵山郡）

「商取引は各其の同業者團體を通し、國語を以て取引する様協定せしむること。」（咸鏡南道恵山郡）

「言語と日常生活とは不可分の關係を有するものなるを以て、日常生活を通じて國語の使用を勸奨するは最も効果的なるに付、日常生活、即ち日用品の賣買、乗船車の切符買、官公署との折衝等、所有機會を促へて總ての機関一定方策の下に、國語使用者には優先權を與へ、國語を使用せざる者には國語を使用するに至る迄習得を促し、國語を使用するとき處弁を達せしむるを要す。」（全羅南道宝城郡）

9. 賃金・ボーナス増減による「国語」常用促進施策

「會社、鑛山、工場、其他事業場に於ける就勞者の國語を解する者には、賃金の割増を實施すること。」（江原道金化郡）

「事業場に於ける從業者の國語の修未修に對し、之が待遇に差等を設けしむること。工場、鑛山等、常時多数の勞務者を使用せる事業場に在りては、採用當時國語能力の詮衡を爲し全解、半解、未解の者に對しては國語習得する計画を設け積極的教授をなさしめ、修得の結果、漸次賃銀の引上

げを爲さしむるものとす。」(江原道淮陽郡)

「會社、鑛山、工場、其他事業場に於ける就勞者の國語を解する者には、賃金の割増を実施すること。」(江原道金化郡)

「凡そ指導の要諦は唯實踐躬行以て一般に範を示すにあり。人を感服せしむるは其の理念にあらずして、断じて其の實行にあるは古人同轍の鉄則なるに鑑み、指導の任にある者率先國語を常用し、以て一般民衆に垂範すると共に一般の浸潤化を圖り、殊に官公吏にして故なく朝鮮語を使用せる者に在りては、其の情状に依り賞與支給率低下、並に昇給期繰延等を考慮すること。」(咸鏡南道利原郡)

「國語普及の過度[ママ]期たる今日、強力なる對策を講ずると共に、強制的且つ積極的に非らざれば所期の目的達成すること甚だ至難なりと思料す。故に、先づ國語常用は官公吏より率先垂範せしむるの見地より、各官公署に於ける用語は總べて國語使用(絶對的)とし、其の成績香しからざる者に對しては、本人の昇給は固より、賞與(一率賞與を含む)等に於ても、之を考慮すること。」(全羅南道珍島郡)

10. 公職への就業制限・不採用・被選挙権等の資格剥奪による「国語」

常用施策

「國語を解せざる者は可成[なるべく]公職に就かしめざること、し、各種會合に於て可成朝鮮語使用を廢す。」(京畿道龍仁郡)

「國語絶對主義を斷行せられ、面協議員乃至各部落聯盟理事長(區長)等總ゆる公職者を、國語未解者に對して任命又は被選挙権を付與せざること。尚、漸次營利を目的とする業者等にも、國語未解者に對しては許可を付附せざるが如く、總ゆる方面に於て國語未解者に對しては人格職權等を認めざる方針を取られ度きこと。」(京畿道安城郡)

「國語の不解者には公職を與えざること。」(京畿道江華郡)

「公職、其の他の就職、及其の待遇等の各般に於て優先的に考慮すること。」(慶尚北道大邱府)

「各種公職には國語を解し得ざる者を採用せざること。」（慶尚北道慶州郡）

「國語を解得する者に對しては、社會的に最も優遇するの方途を講ずる必要あり。即ち、道會議員、府尹會議員、面協議會員、學校評議會員、農會議員、其の他團體議員等の公職者及部落聯盟理事長、愛國班長等に至る迄、國語解得者を優先的に選出し、又は登用するの途を講じ、社會生活に國語不可缺の必然性を深化せしむること。」（慶尚北道醴泉郡）

「道會議員、學校評議會員、面協議會員、郡農會議員、及金融組合、水利組合、漁業組合等の重要役員の被選舉權又は被選任者たるべき資格に對しては、國語を解する者を優先的に取扱う様、規程改正の方法を講ずること。前項以外の公職者と雖、可成國語を使用する者の中より選任する方法を講ずること。」（咸鏡北道明川郡）

「各公職者(面協議會員、農會議員、學校評議會員、學務委員等)は、可成[なるべく]國語を解する者を選出するやう、座談會其の他機會に於て趣旨の徹底を圖ること。」（咸鏡北道富寧郡）

「地方に於ける公職者は大概選舉制にして、而も被選資格に國語の解否は關係なきを以て、公職者中國語未解者多く、従つて前項に述ぶる如く、朝鮮語を併用する已むなき事情に至れる次第なり。故に、之等公職選任には官選の道を開くか、或は國語能解者たることを被選資格の一要件たらしめ、名譽欲ある人士に國語の必要を痛感せしむるは、本運動促進の為に極めて緊要なりと信ず。」（咸鏡北道慶源郡）

「官公吏、公職者、聯盟役員等にして國語不解者は漸次淘汰するの外、國語を使用せざる向には公然警告を發する様、方針決定のこと。」（全羅南道和順郡）

「道會議員、府邑會議員、面協議會議員、學校評議會員、學校掌議、其の他公共團體等の議員選舉に當り、國語不解者には選舉權、被選舉權を與ず。従て、諺文の投票の如きは、之を認めざること。」（全羅南道濟州島）

11. 表彰による束縛・自己規制を通じた「国語」常用施策

「「国語常用ノ家」を調査し、優良なるものを表彰し、標識を戸口に掲げしむ。」（京畿道富川郡）

「国語理解者にして常用者たる者には「常用章」を、国語理解者にして會話に差支へなき者には「會話章」を、国語を使用し得ざるも聞き取り得る者、全々理解し得ざる者に分ち、全半島人に之を佩用せしむること。此の期間は、国語常用者數其の大部分を占むるに至りたる適當なる時機迄、之を實施するものとす。」（慶尚北道慶州郡）

「国語常用者を一見識別する爲、又、本人が国語常用者たるの名譽を誇とし、尚他の国語未解者に刺戟を與へる一方策として、國民總力聯盟に於て一定式の（マーク）を作製配付の上、之を見易き胸部或は襟等へ佩用せしむること。」（慶尚北道永川郡）

「国語を解する者に一定の徽章を交付し、之を胸間に佩用せしめ、国語を解するものの名譽章たらしむること。」（慶尚北道慶山郡）

「常用家庭に對しては「国語常用家庭」の標札を掲げ、部落聯盟、其の他諸會合の場合に於ても、此等出席者に對しては特に席を設くる等優遇の方法を講じ、他人をして羨望せしむると共に、自己に於ても名譽なりと思はしむること。」（慶尚北道星州郡）

「国語常用の家庭を調査し、「国語常用の家庭」なる門札を作製配付し、一般民衆に對し国語愛用の精神を喚起せしめ、全解者をして自發的に鮮語使用を根絶せしむること。」（黃海道谷山郡）

12. 朝鮮語通訳廃止による「国語」常用施策

「會議又は公の會合の国語常用化、從來會議又は公の會合に国語及び朝鮮語を併用し來りたる處、之は所詮国語未解者に趣旨を徹底せしむる為なるも、反面に於て国語未解者[に]對し、国語を知らざるも社會生活上差したる不便なく、且十分公職に就き得るとの觀念を抱かしめ、本運動の徹底を期するに支障尠からざるを以て、今後国語の解否を問はず、国語のみを

以て議事又は會合を進行し、國語未解者をして肩身の狭さを感じしめ、國語全解の機運を醸成すべきものと認む。」（咸鏡北道慶源郡）

「各種公會席上に於ては、特殊なるもの以外總て國語を以て行事を進行し、國語未習得者をして國語習得の必要を痛感せしむること。」（黃海道平山郡）

「鮮語通譯を全廢せしむること。」（全羅南道濟州島）

「鮮語奨励試験規則、鮮語通譯官吏を全廢すること。」（全羅南道濟州島）

「内地人鮮語試験に依る手當制度廢止、凡ゆる集合に鮮語通譯廢止。」（京畿道仁川府）

13. 日本語の「混用」奨励を通じた「国語」常用施策

「未鮮解者に對しても出來得る限り國語を混用し、必要を感じしむること。」（京畿道長湍郡）

「國民學校兒童を通じて家庭へ普及。家庭に於て國語未解者に對しての混用奨励。」（京畿道長湍郡）

「國語を解する者にて常用せざる向多々あるに付、修得者は常用する様、常會の申合事項として全面的に申合をなし、申合に違背なき様各自自覺の上、日常常用するは勿論、家族中國語不解者には夜又は機會ある毎に修得せしむることとし、稍國語を解する者も鮮語と國語を混用し使用する様指導すること。」（慶尚北道聞慶郡）

「國語を以て會話を爲し得ざるものと雖も、一度解得したる國語は朝鮮語使用の際に於ても常に之を混用し、國語常用に親しみを感ぜしむること。」（黃海道長湍郡）

14. 電話での通話における「国語」常用施策

「官公署、銀行、會社、商店、工場等に於ては、率先國語常用を實行せしむると共に、電話、書状等も必ず國語に依らしむること。」（慶尚北道大

邱府)

「官公署に対する外部よりの電話にして、國語以外の通話は謝絶すること。」(咸鏡南道恵山郡)

「電話使用は、國語以外は認めざる方法を講ずること。」(咸鏡北道明川郡)

15. 看板・標識・標語・広告・レッテル・駅案内などにおける朝鮮語使用禁止施策

「看板、標識、廣告等より諺文撤去。」(京畿道仁川府)

「商店の看板、廣告、及驛自動車の案内等は、朝鮮語及諺文を廃止せしむること。」(慶尚北道大邱府)

「商業工産名、及飲食品の標示は可成[なるべく]假名を以て爲し、一般の解得に便ならしむること。」(江原道春川郡)

「標識、看板、及廣告塔にして諺文書をなせるものあり。國語常用の見地より、之を根絶すること。」(咸鏡北道鶴城郡)

「諺文による廣告、看板、商品レッテル等を廃止し、市場等に於ける商業用語を國語とし[…].」(全羅南道濟州島)

16. 児童の入学詮衡における制裁を通じた「国語」常用施策

「初等學校入學詮衡の場合は、國語常用家庭の児童を優先せしむること。」(慶尚北道大邱府)

「初等學校に入學せしめんとする児童の父兄にして、將來相當期間經過せるも尚國語を解せざるものに對しては、其の國語解否の程度を考慮し、可及的優先權を與へ入學の途を講せしむること。」(咸鏡北道会寧郡)

「初等學校入學児童は國語の多解者より優先的に許可せしめ、其の父兄及家庭をして子女の入學の爲にも國語の常用を餘儀なくせしむること。」(黄海道長淵郡)

「講習生に對しては農村民衆の實情に鑑み、講習會出席を首肯せざるも

の往々あり。之等に對しては可成[なるべく]出席方を強要し、出席せざるものに對しては配給品の制裁、又は兒童の學校入學に於て制裁を加ふること。」（慶尚北道英陽郡）

17. 人名・地名・固有名詞・日用品名・時局用語・駅名等の日本語読み 強要施策

「日本、朝鮮、支那、滿州、南洋、昭南島、佛印、印度等、其の他の國名又は地名と、天皇陛下、皇后陛下、皇太子殿下の尊稱、其の他皇國民としての信念を深からしむるの主用語より始め縦令。」（慶尚北道盈徳郡）

「日用品の名詞、地名、官公署、人名等の固有名詞を始め、其の他時局用語、流行歌、民謡等は總て國語を以て通用せしめ、國語の民衆化、通俗化を圖ること。」（慶尚北道醴泉郡）

「商業工産名、及飲食品の標示は可成[なるべく]假名を以て爲し、一般の解得に便ならしむること。」（江原道春川郡）

「生徒兒童は從來より朝鮮語使用禁止の學校の命令を固く嚴守し、之が必ず國語使用を励行し來たれるところ、尚家庭に歸りても日常會話（特に族稱、衣服、飲食、家具器物類）は國語を「モットー」とし、喩へ父兄が未だ國語を解せざる場合と雖も、先づ國語で對話し、更に必要に應じ當分間通譯を為[す] 緩[ゆる]しを與へると共に、該校訓導は各家庭を査察に赴き、其の普及並指導の徹底を期すること。」（江原道楊口郡）

「國語普及には假名の習得最も緊要なるに付、日用品其の他總ゆる物品の名稱は假名を以て表示し、之を會得せしむること。」（咸鏡北道会寧郡）

「家庭の主婦をして先づ國語の常用を習熟せしむること。半島人家庭の主婦は、其の大多数の者國語を解せざるのみならず、有識層の婦女子にして國語を解するも、家庭にありては之を使用せざる向多し。仍[よつ]て、此等有識層の婦女子に對しては、戸主を通じ又は學校の生徒兒童を通じ積極的に國語の常用を呼掛くると共に、國語を解せざる主婦に對しては、家庭生活の内地化を強調し、食事、服制等根強き因襲を有する慣例ありと

雖、急速に改善し得ざるものを除くの外、日常私生活に於ける各般の生活様式を内地化せしむることに努め、例へば眞鍮製食器、匙、水鉢等の全廢運動を強化し、内地式の茶碗、箸を使用せしめ、朝鮮式箆笥、家具等の製造販賣を制限し之を内地式に改め、之が使用に當りては名稱は勿論使用方法等を國語化し、漸次國語の使用を趣味化し、自ら進んで國語を常用することに仕向くこと。」(黃海道鳳山郡)

「(1)驛、停留場等の地名は勿論、其の呼稱を國語讀とすること。(2)創氏改名等の人名呼稱を鮮語讀とする向あり。早急に國語讀に改むること。(3)物名にして従來のもの、及新しき命名は總べて國語とすること。」(黃海道遂安郡)

「固有名詞は少くとも、絶對的に國語を用ふること。」(全羅南道麗水郡)

「創氏改名による固有名詞の發音の如きは、絶對國語たらしむること。」(全羅南道濟州島)

18. 学業成績への反映をつうじた「国語」常用施策

「各學校兒童生徒をして國語指導帳を所持せしめ、其の指導状況を記録せしめ、當該校に於て適時之を檢口し、其の成績優秀なる者を表彰すること。」(慶尚北道慶州郡)

「初等學校兒童の各家庭に於ける國語常用は、直接之が普及に影響する所甚大なるものあるべきに付、極力奨励し、家庭に於ける常用状況を勘案して、各兒童の成績總評を相當考慮すること。」(咸鏡南道利原郡)

「學校兒童に對しては、校内外を問はず必ず國語を使用せしめ、之に違反するものは操行採點に於て相當考慮すること。」(咸鏡南道新興郡)

19. 朝鮮服着用制限を通じた「国語」常用施策

「朝鮮服着用の漸減的制限。旧慣の然る所に依り、鮮服を着用せば其の言語又動[やや]もすれば鮮語たるを免れ得ざるに稽 [かんが] へ、此の

際、一般民衆の衣服は和服を漸次改善着用せしむることに制限を加へられたし。」（江原道春川郡）

20. 電報での朝鮮語使用制限・禁止施策

「諺文電報取扱停止の趣旨に則り、郵便官署取扱に係る内容証明書、及第二種端書は可成[なるべく]國文にする様、諭示すること（不要不急の電報、遠慮諭示程度にて可なり）。」（江原道麟蹄郡）

「諺文電報は廃止すること。」（咸鏡南道恵山郡）

21. 会議・各種講演会・懇談会等における「国語」常用施策

「諸種の會合に於ては必ず國語を以て行はしめ、特に必要ある場合は朝鮮語を以て反覆せしむること。」（慶尚北道大邱府）

「今後に於ける各種の講演會、又は懇談會の用語は國語以外は絶対に之を認めざる旨、一定の猶豫年限を定め、以て國語の習得に勵ましむるの方法を講ずること。」（咸鏡北道明川郡）

「官公署に於ける各種會議用語は全部國語とすること。」（咸鏡南道恵山郡）

22. 赤ん坊に対する「国語」常用施策

「赤坊に對する國語使用の指導。初めて話を稽古する赤坊に對しては、爾今[じこん]朝鮮語使用を絶対禁止せしむると共に、必ず語法に依り日用單語を習得せしむることに指導すること。」（江原道楊口郡）

「國語は家庭の用語として常に使用せしめ、以て未解者の幼乳兒をして自然會得するやう指導すること。」（全羅南道谷城郡）

23. 「内地人」の朝鮮語使用制限・使用禁止施策

「朝鮮總督府、及所属官署職員朝鮮語奨励の意味に於て試験を實施し、合格者に對し手當を支給せるも、警察官以外の受験者尠なく、試験制度の

實効を収め難きのみならず、國語の普及を焦眉の急務とする今日、本制度は時代の推移に伴はざる感なきにあらざるを以て、宜しく本制度を廢止し、本經費を邑面に補助し國語講習會費に充當せしむる方、可なりと信ず。」(咸鏡北道鶴城郡)

「内地人にして朝鮮語を解する者と雖も、朝鮮人に應對する時は國語を使用すること。」(咸鏡北道富寧郡)

第2節 新聞報道に見られる具体例

前節で具体例を紹介したように、各道の「府尹郡守會議」において行われた「國語全解・國語常用」施策に関する諮問答申では、朝鮮語使用を制限・禁止するための方策が多岐にわたって考察されていた。この当時、「國語」普及を巡って実際にどのような動きがあったのかについて、当時の新聞記事から若干の例を紹介する。なお、読みやすくするため、句読点のみ原文に修正を加えておいた。

1. 罰札

母語の使用を抑圧し、その他の言語の習得・使用を強いるための方策として罰札が用いられた例としては、日本では沖縄の「方言札」を上げることができる。植民地下朝鮮においてもごく少数の例ではあるが罰札が使用されていたことは、「京城日報」の記事からわかる。ただ、ヨーロッパや沖縄における罰札使用について言及された記述が、当時の資料には見られず、行政機関において政策的に体系的な検討がなされた形跡も見られない。おそらく、それぞれの現場で「國語」普及をすすめるための創意工夫を競い合う中で、個別的に考案されたものだと思われる。

「京城日報」 1942年4月18日付4面

次代の母は國語常用/誠信家政女學校で嚴罰を採用

國語の常用は内鮮一體の第一歩であると、一般國語普及については誠意

これが徹底に努めてゐるが、誠信家政女學校では第二國民を養ふべき“次代の母”こそ國語が堪能でなくてはならぬと、新學期を迎へ更に一段と國語常用を徹底させることになつた。勿論從來においても國語の獎勵をして相當の成績を擧げてはゐるが、もう一步進んで發音も正しく一般家庭にも及ぼさうといふもので、先づ“校内の國語使用を絶對的に”といふ嚴則に、『國語の愛用、發音を正しく』と記入した札を作つて過失者につけさせて反省を求め、次の人がゐたら移るといふことになつてゐるが、これが徹底してか誤りなく、一度當れば少なくとも廿日位の間には變化がないといふ程、頼母しい國語愛用の向上ぶりに、宮林校長は痛く感激してゐる。

「朝日新聞朝鮮版」 1942年5月23日付3面（北鮮版）

“國語を使へ”移動座談會①

[...]富永校長[富永政市、吉城國民學校長] まづ職員に関心と決意を促すため、國語常用の実施方策その他を研究、回答を求めてゐます。職員まづ常用といふわけで、言葉の矯正會を開いたり、電話の應答も國語を使はなかつた者は自發的に規定の制裁に服することなどを実行してゐます。兒童に対しては、兒童間及び國語のわかる人に國語を使はなかつた場合は「國語常用表」に×をつけ、「國語常用違反章」を首からさげ、他の違反者をみつけたらこれを渡すことにさせてゐる。×印が三回以上になる者は停學處分にします。また「國語全解運動日誌」に自宅で普及運動をした兒童にその状況を記入させたり、國語常用兒童には「國語章」を佩用させることもやつてゐます、特に熱心な兒童の表彰、話方、聽方教授の徹底など意を注いでゐます。

2. カードを用いた相互監視

「國語常用」を進めるための手法として、生徒たちに相互監視をさせるやり方は、当時決して珍しいものではなかつたようである。その際、生徒各自に一定のカードを何枚かずつ持たせ、学校内で朝鮮語を口にした生徒

を発見した場合、発見者はその生徒から手持ちのカードを1枚ずつ取り上げて、手持ちカードの多寡を競わせるやり方が一般的だった。そして、カードの多寡は学業成績や操行の採点に反映させられた。一般に流布している話は、「国語常用」と書かれたカードを週の初めに1人10枚ずつ生徒に持たせ、週末に手持ちのカードの枚数を先生がチェックしたというものである。しかし、これまで筆者が調査して来た限りでは、このような事例には未だ接し得ていない。全羅南道光州市での聞き書き調査では、配られたカードはありあわせの紙を適当に切って、担任教員の印が押されたものだったという体験談を聞くことが出来た。地方行政機関がカードに注目していた具体例として、慶尚南道学務課の場合を上げることができる。同学務課は1942年5月に道内の朝鮮人国民学校290校に対して「国語」教育の実情を報告させ、それを取りまとめたということが「朝日新聞」南鮮版（1942年5月23日付2面）に紹介されている。この記事によれば、道内の各国民学校では「国語週間の設定」、「国語使用優秀者の表彰」、「国語常用反省日の設定」、「国語常用カードの作成」、「国語標準レコードの使用」、「国語応答訓練」、「国語の誤用指導」、「敬語習得」などさまざまな具体策が練られ、同学務課では、この調査結果を検討して「一般朝鮮大衆の国語常用に適切有効なる具体策」をもって「国語常用」強化に乗り出すことになったという。こうした類いの試みは慶尚南道に限らず各道学務課で行なわれたであろうし、「国語常用カード」の使用は朝鮮全土で行なわれていたと推測されるが、このことに関する本格的な調査は未だ行なわれていないようである。

以下に紹介する新聞記事では、清津清徳国民学校と徳成女子実業でカードの取り合いをさせた例がみられる。また全北高女のケースは、カードの取り合いではなく、朝鮮語を使った者に「反省カード」を渡すというものだった。

「朝日新聞朝鮮版」 1942年5月20日付3面（南鮮版2版）

各地縮刷欄/国語普及の新試み/そつと反省カード

国語普及の徹底を期す全北高女では、校内から朝鮮語を閉め出すとともに、“国語を生活化しませう”と表記し裏面に国語普及要項綱目を印刷した“国語普及反省カード”を作り、教職員、通學分團長、監護週番生、日直當番などが常に所持して、通學の途中、寄宿舍での日常生活に朝鮮語を使つてゐる者があつた場合は、目立たぬやうそつとこのカードを渡し反省させることにしてゐる。（全州）

「朝日新聞朝鮮版」 1942年5月23日付3面（北鮮版）

“国語を使へ”移動座談會⑤

[...]佐井校長[佐井重勲、清津清徳國民學校長] 職員が率先垂範国語を常用するのは勿論ですが、正しい標準語の研究と修養に大いにつとめてゐます。生徒達には国語賞を設定し、国語使用模範生の胸に国語章マークを佩用させる、それから国語カードを使はせ、相手方が国語を使はなかつた場合、これに注意を與へると、相手方が“御注意お禮”として持つてゐるカード一枚づつを差し出す。これは毎月統計をとつてみたが、大變効果があります。また學校單位に国語委員数名づつを學童から選び、これを一般學童の相談相手として指導させてゐます。

「京城日報」 1942年6月9日付3面

女學生と国語/お錢を拂つて国語鍊成に精進/徳成實業の巻

“正しいきれいな国語を常用しませう”と、徳成女子實業では校長の福澤玲子さんの指導で時局向の紙芝居をみせたり、国語の上手な人に讀ませたりして、進んで国語常用を勵行し頼母しい効果をあげてゐるが、も一つは罰金をとる方法で、お金の代りに紙を錢形に截つたのを一人が十枚づつ持つてゐて、誤つて朝鮮語を使用した際はこれを相手に一枚づつ渡して、結局早くなくなつた人が成績不良となるといふ面白い工夫が試みられてゐ

る

3. 密告・監視

次の例は、学友が朝鮮語を話す場面を見たら「報国籍」という密告用の箱にその学友の名前を紙に書いて入れるというものである。結果的には2人の学生の名前しか「報国籍」に投げ入れられなかったという「好成绩」振りから、学生達の「国語」使用強制に対する反発がいかに強かったかということを読み取ることができる。

ちなみに、1942年5月末現在、同徳高等女学校（4年私立学校）は朝鮮人女子学生711人が在籍しており、教職員は朝鮮人21人（男11人、女10人）に対して、「内地人」は4人（男2人、女2人）だけだった。（『朝鮮諸学學一覽』、朝鮮総督府 学務局、1943年5月参照）

「京城日報」 1942年6月4日付4面

國語奨励の“寶箱” / 同徳高女が妙案を實施

この箱に名札を入れられた人は、皇國臣民として不名譽です。……大東亞戰以來實施してゐる昌信町同徳高女の『報國箱』は、誤つて朝鮮語を用ひた生徒の名を投げ入れる反省の寶箱として着々とその効を現し、一日の開箱日には一、二、三年生は一人も朝鮮語誤用者がなく、僅か四年生に二人といふ好成绩をみせた。これを創案した同校々長林川東植氏は語る。

【寫眞＝報國箱】

『國語常用は強制するより、生徒自身の自覺を養ふ方が宜しいと思ひましたので、毎朝の常會で各組を單位に、先生監督の下に『報國箱』といふのを作ることを勵行させました。この箱の中には誤つて朝鮮語を用いた生徒の名を投げ入れ、毎週月曜日に開けることゝなつてゐるのですが、お互いに監督しあふところに特色があります。この方法は次第に校外や生徒の家庭にも及ぼして行く考えですが、校外では一切生徒が朝鮮語で話しかけられても返事をしないことになつてをりますから、一般の方々にも御協力

を願ひたいと存じます。』

「朝日新聞朝鮮版」 1942年5月27日付（西鮮版）

國語常用に新作戦/朝鮮語には黒星/平壤府廳に督勵名簿

府廳員は府政業務の機械的な存在であつてはいけない。よろしく府民の指導者として生き、その資質を錬成し、新しい時代に挺身せよ…と、平壤府廳では三十五万府民に対する國語全解常用の強力な推進隊として花々しく進撃することになり、二十三日各課一齊に開いた課常會で、國語常用の徹底について次のやうな新作戦を練り、各自捺印して申合せの勵行を誓つた。

まづ、國語常用督勵委員會を設置、委員長に課長、委員に各係長また上席者を推し、各課毎に國語督勵名簿を設ける。この名簿は國語常用の閻魔帳ともいふべきもので、毎日國語の常用ぶりを督勵して、朝鮮語を使用した場合はその度数を記入し、一ヶ月の統計をとり委員長に提出する、また他の課員であつても不履行者は記名報告し、外來者との対話の場合も相手が國語を解するのに朝鮮語を使用したらたゞちに記入、委員以外のものも廳員であつて朝鮮語を用ひたものは發見次第報告し、お互ひに常用作戦を進め、毎月個人別成績表を作り、適當な時期に適宜な表彰、または處罰處置をとることになつてゐる。

「大阪毎日新聞朝鮮版」 1942年6月12日付4面（西鮮版）

國語常用運動/時局認識の合言葉

[...]【運動要旨】

—— 精神的指導として、皇國臣民として國語を話し得る誇りを感じしめるとともに、日本精神の體得上國語常用が絶對必要な所以を理解させ、大東亞共榮圈の中樞皇民として必須の資格要件であることを目覚めしめる。

【國語を解する者への實行方策】

- (一) 各種聯盟職員相互間に不用意に朝鮮語を使つた時は互ひに注意し合ひ、國語常用運動を阻害する所爲を嚴に慎む。
- (二) 各種聯盟、特に所屬聯盟員の國語常用を徹底せしめる横の連絡督勵機關を設ける。
- (三) 外來者との續對、國語を使用せぬ者には注意を促し、解せぬ者には早く習熟するやう注意する。
- (四) 電話續對に鮮語を使つた時は國語常用に決定されてゐる旨を告げ、反省を促すか出頭して用務を果たすやう指導する[…]

「朝日新聞朝鮮版」 1942年5月27日（西鮮版）

國語の常用者は優先的に取扱ふ/平壤府産業課に貼紙

平壤府廳産業課の机といふ机の上には「一般御客様國語常用」と大書し、横に「受附を開始すれば優先的に御用を承ります」と附書き喚起し、府民に最も折衝事務の多い環境を活用して國語生活へ民衆を導かうといふのである。しかし、府民指導啓蒙の反面、この貼紙は課員達の自己防衛の唯一のバリケードでもあるのだ。それは外來客に対する場合も、相手が國語が話せるのに朝鮮語を使へば忽ち閻魔帳に記入され各自の成績に影響するので、かうしてでかでか貼紙しておけば、どんなに鈍感なお客でも國語常用意識に醒めて、國語を解する限り朝鮮語を使はぬだらうから、こちらもうっかりしてゐて朝鮮語を話す危険が少いといふ見方からである。

「朝日新聞朝鮮版」 1942年5月6日付3面（南鮮版）

兒童を通じて國語を家庭へ/釜山水晶校通信講座開く

釜山水晶國民學校では兒童を通じて各家庭の國語常用の徹底をはかるため、『月例母子會』を設置し每日一語の通信講座を兒童の手を通じて家庭へ通信、月三十語の國語を兒童の家庭へ普及常用させ、また両親が兒童の創氏名を呼ばなかつた際は兒童から注意させるなど、極力校外の國語使用

の徹底につとめている。

「朝日新聞朝鮮版」 1942年5月21日付3面（北鮮版）

〔…〕 國語使はぬ者氏名を調べる

皇國臣民化はまづ國語の常用からと咸南道における國語普及運動は近く花々しく展開することになつてゐるが、朝鮮人の中には國語を解してゐるにもかゝらず使用しない向も相當多いので、咸興署では國語常用に拍車をかけるため、署員を街頭に動員して學校生徒その他國語を解するもので國語を使用しないものの氏名を調べ、出来るだけ國語を使用するやう勸奨することになつた。

「大阪毎日新聞朝鮮版」 1942年6月12日付4面（北鮮版）

國語全解運動/咸南で各種具體案

咸南道の國語全解への拍車は基本、普及、壯丁の三本建で進むことに決定、咸南道独自の國語教本の設定を急ぐとともに、地域別に普及に馬力をかけるため道學務課で案を練つてみたが、このほど都市の國語全解化の基本要項が出来上つた。それによると、まづ未解得者に對しては各種聯盟のほか咸興、興南、元山の三都市の大和塾、報陽會、博仁會で十五歳から廿歳までの男女に講習會を開催するほか、咸興府内十六、元山二、興南五の私設學術講習會で前期一ヶ月、後期二ヶ月合計三ヶ月間の夜間講習會の實施、常時十人以上を使用してゐる工場商社などの事業主と連絡、毎朝一時間、晝食後一時間の講習會を行ふ。特殊労働者、たとへば人力車夫、牛車夫、荷物運搬人を集めての國語普及のための講習會と、まづ都市から國語を解しないものを追放する計畫で、國語のわかつたものが使用しないのを防ぐため街頭に監視役、査察隊をくり出し、使用しないものには任意または所屬團體に警告を發することとなつてゐる。

4. 賃金・ボーナス査定に反映

「京城日報」 1942年1月20日付3面

決戦の年・実践邁進② 京城府の巻/丸坊主で國語常用/事務簡捷化へ總努力

記者 『府廳では本年は國語常用に専ら力を注ぐさうですね、各課でそれに就て何か妙案はありませんか。』

田中内務課長 『一億民言葉は一つ…では庶政執務の刷新も事務の簡捷化も言葉の統一が先決問題ですね、八日大詔奉戴日の部課長會議で國語絶對常用が申合はされたのです。』

藤岡會計課長 『私の課では誓約書までといふ慎重さで、電話器には常用徹底標語カードをさげてゐます。』

金古徴収課長 『私は平素から嚴格主義で通つてをり、課員も心得てゐてくれるが、國語を常用せぬ様な者は意志の弱い者で、昇格もボーナスもないぞ…ときめつけてゐますよ』(笑聲)

松尾庶務課長 『私は課内常會を開き誓約的申合せを行ひ、家庭は官廳の延長だから家庭においても正しい國語を使用するやう一同誓つた次第です』

「朝日新聞朝鮮版」 1942年5月14日付3面(中鮮版)(西鮮版には同年5月15日付3面に掲載)「尾翼灯」欄

國語常用はこれで行かうと、京城府では百万府民に率先垂範することになった。

すなはち、朝鮮語使用は事務能率の低下を來たすとあつて、府廳の窓口はもちろん廊下の片隅での私語も禁ずるため、新規採用者は給仕に至るまで國語全解および常用を條件とし、また各課長に檄を飛ばして、近づいた賞與に國語常用成績を反映させるため、國語常用成績表を各係長の机の上に配布、お互に大いに勉強して黒星をとらぬやう、四千全職員に注意を促した。

また國民総力京城府聯盟では、カフェー、バー、茶房や映畫館の間奏曲から朝鮮語音盤を急速にしめ出し、その成績を見た上で一般家庭からも漸次朝鮮語音盤を閉め出すことになった。

「朝日新聞朝鮮版」 1942年5月15日付3面（南鮮版2版）

朝鮮人官吏の國語常用を勵行/慶南、府郡へ近く通達

國語常用の積極的指導徹底については、十八日から開催される慶南道府尹郡守會議にも特に重視し、西岡知事からその必要性を強調、第一線関係職員の献身的奮起を促すはずであり、民間にその具体策を実践するには、まづ官廳が率先垂範すべきであるとし、朝鮮人官吏の國語常用を絶対勵行させることになった。すなはち従來のごとき消極的方法をすてて、國語常用の如何を職員の成績に加へ、勤怠とともに賞與査定の参考項目とする強行方法をもつて緊張を促し吏道の振肅をはかる方針で、近く府郡へ正式通達するはずである。

電話も國語で

慶南道廳総力聯盟では朝鮮人職員は廳内家庭をとはず率先國語常用を実践嚴守すべく自覺と奮起を誓つてゐる。特に外部との電話應答も朝鮮語使用を避けるやう、相互に申合せた

「朝日新聞朝鮮版」 1942年5月29日付3面（西鮮版）

國語普及あの手この手/平南聯盟役員會の意見紹介

◇中谷日穀專務一本社では、すでに数年前から総督府發行の國語教本によつて國語指導を実施、國語常用成績によつて増給、増俸、臨時賞與支給などの督勵法をとつてをり、相當効果をあげてゐる。[…]

◇安城基氏—警察官、その他官吏の方々に一般民衆の國語常用に対する監督指導をお願いしたい。街頭や車内、その他至るところで朝鮮語を使用してゐるものには、その場で“あなた國語で話されたらどうですか”といった風に軟く懲罰的に奨めたい。

「朝日新聞朝鮮版」 1942年6月26日付4面（南鮮版2版）

國語を解せぬ人は官廳團體で採用せぬ/慶北道

慶北道では朝鮮人家庭の國語生活徹底を期し、道独自の指導要綱を決定、この全面的実践を行ふことになり、二十四日、管内官公署、各団体へ國語常用に關する強力な通牒を發し、各職員の率先垂範を促した。これによれば、今後國語を解せざる朝鮮人は一切官公署、各団体に採用せず、また國語理解者の採用にあたっては家庭その他における國語常用の如何を考慮。なほ現職者にしても國語を理解しない者は適當な措置を講じ、賞與や昇給時には本人の國語常用の程度を斟酌して善處する。とくに官公署職員は職場の内外を問はず絶対に國語を常用するとともに、家族を指導して家庭の國語化につとめ、急速な普及運動に挺身して貰ひたいといふのである。

「大阪毎日新聞朝鮮版」 1942年5月29日付4面

違反者は賞與を加減/お役人が垂範

平南道では、廿六日午前九時から營坂總力課長、清水川庶務課長出席、各課主任を會議室に招集、國語常用に關し打合會を開催した結果、今後道廳員はお互の會話はいふまでもなく、陳情その他事務受附から電話續答まで一切國語をもつて行ふこととし、もし誤つて朝鮮語を使用した場合は、賞與その他で適當な處分をすることとした。

5. 学業成績評価に反映

「京城日報」 1942年4月21日付夕刊2面

君は常用してゐるかね/來春の入試に國語採點

國語全解運動に本腰となつて力瘤を入れる京畿道では、特に中初等學校の生徒兒童に對し國語常用の嚴守勵行方を奨め、常用しない者に對しては嚴罰をもつて臨むなど相當徹底せる方法を採用してゐるが、一部生徒兒童の中には進んで國語を常用しようといふ氣力に缺けてゐるものが多數見受け

られるので、道學務課では國語全解運動の完璧を期する上から、來年の初中等學校の入學試験には國語常用の程度、修練に對する熱意を採點の一部に加へ、これによつて生徒兒童の國語常用熱を昂めると同時に、家庭における一般父兄の常用化をも促進させることになつた。この國語常用の採點については、本人の日常の使用ぶりと熱意を重視するほか、家族の常用程度をも調査して、これを所見表に記入することになつてゐるが、更に學期末の學業成績にもこれを適用し、操行の採點には必ず國語常用の程度を斟酌し、他の科目についても國語常用の出來不出來を加味することになつてゐる。

「朝日新聞朝鮮版」 1942年5月28日付3面（中鮮版）

時の話題/國語に挑む二十有一年/校史燦たり景福中學校

國語漢文の成績には從來の筆答の考査のみから脱して言語が巧いか、まづいかを専門的な立場から査定してゐる。なほ一步掘り下げて、常用程度を有力に操行査定表に織り込んでゐる。だから、修身はもちろん、あらゆる課目に強く響くことになる。また常用してないところを發見された場合は心境を正され、始末書までに發展する。これがたびかさなると、父兄を呼出して校長が訓戒を加へる。

「大阪毎日新聞朝鮮版」 1942年6月3日付4面（南鮮版）

學徒へ國語/京城保導聯

朝鮮徴兵制度の實施發表とともに、半島同胞の眞の皇國臣民化が痛感され、今さらながら國語常用の聲が高く、學務當局や總力聯盟が國語常用の徹底に大童であるが、この度京城保導聯盟も國語普及に一役買つて、中初等學校生徒兒童の國語常用如何を學業成績考査に織込むことになつた。即ち京城保導聯盟では本年度保導事業の強化をはかり、從來中初等學校の加盟校にさらに京城府内百五十の中初等學術講習會を加へ、専任保導主事一名を二名に、各學校幹事一名を二名に増員、學校職員全部を保導係に、上

級生を保導擔當者として全青少年學徒の上に校外保導の眼を光らせ、これが完璧を期することとなつたが、保導要項中の目新しいものとして、決戦體制下の事故を特に重視すること、生徒手帳や在學証明書を携行させるほか、胸間に必ず氏名を縫ひ付け、國語を常用せざるものは皇國臣民を念願する學徒にあるまじき行爲としてこれを學校に通告、操行成績考査に考慮させることになつた。

「大阪毎日新聞朝鮮版」 1942年6月17日付4面（北鮮版）

未だ十分でない/咸南兒童の國語の常用

國語常用から正しい國語愛用に一步前進してゐる咸南道學務課は、學校内だけの愛用でなく、家庭にあつても校外でも生徒兒童の言葉はすべて國語でなくてはならないと強く呼びかけてゐるが、十二日生徒兒童が校外での程度に愛用してゐるか、山本學務課長ほか課員全部が街頭に進出、電撃査察を行つたところ成績は非常に悪く、十三日山本課長は學校長、教職員への徹底方策の強化と生徒兒童に注意を喚起して左のやうに語つた。

十二日、課員が手分けして咸興府内の使用程度を調べましたが、成績はよくありません。學校長ほかさらに一段と工夫し、生徒兒童は皇國臣民であるといふ強い意識をもつて、校外でも國語の一本槍で行かなければなりません。今後も國語常用査察隊をくり出し、使用しない生徒兒童の學校へ通知する一方、國語科の採點にあたつても考慮させるつもりです。

6. 罰金

「京城日報」 1942年7月8日付4面

“アイゴー”も懲罰/國語常用に西大門署員が妙案

西大門諸高等係では吉岡主任が豫[かね]て同係職員たちに公私を問はず國語で通すやう懲憑してゐたが、平山部長刑事が去る廿六日妙案を考へ出して實行、府内各署に魁けて非常な好成绩をあげて、署内は素より各職員に範を垂れた。

つまり、署内で執務の際は假令無意識にせよ朝鮮語若くは英語等を使用した場合は、それが単語であつても一回につき金十錢也を徴収することを決議し実行してゐる。

その結果、従来は内鮮職員が“アイゴー”とか“ナツプン”とか、英語では“サービス”とか“スローガン”等々の聞き憎い言葉が得々として交されてゐたが、爾來これらの雑語類が綺麗に一掃された、積立てた罰金はそつくり国防獻金にするといふ。

「朝日新聞朝鮮版」 1942年5月17日3面（西鮮版） 「尾翼燈」欄

国語全解運動は常用の督勵となり、朝鮮語の使用抑制となつていたるところに、“国語常用”が貼り出され積極的なものになると罰金制を用ひてゐるが、これは笑へぬ眞剣なナンセンス。

十二日朝、平壤府斎藤酒造會社の事務室で“これを取つて下さい”と十錢玉を差し出した朝鮮服の老人があつた。事務員が國語でお話し下さいと注意したところ件の老人、“それがわかつてゐるから罰金を前納するので、どうか十錢分だけ話させてくれませんか”と懇願、「國語を話せぬ人に常用は出来ぬのは必定だから、罰金は納めなくてもいゝのです」との説明に、老人は十錢玉を墓口 [がまぐち] にしまひ、ひそひそ用件を話して歸つて行つた。

窓口には諺文の振假名附で、「朝鮮語を使用したものは、一回につき十錢の国防獻金すること」と貼紙がしてあつたのである。

「朝日新聞朝鮮版」 1942年7月31日付4面（南鮮版第2版）

各地縮刷欄/朝鮮語で罰金五十錢/全州府廳員の申合せ

國語普及運動に朝鮮全州府廳では職員は努力してゐるが、指導的立場にある廳員は府民の國語生活に垂範するため、“廳内で朝鮮語を口にすれば罰金五十錢也”の新制度を申合せ実行することとなつた。懲罰金は國語普及運動資金に繰り入れる。（全州）

7. 表彰による束縛・自己規制

「朝日新聞朝鮮版」 1942年6月3日付3面（南鮮版2版）

國語常用章を胸に

國民総力釜山府聯盟では國語の普及徹底と常用を全府朝鮮人に呼びかけるため、近く“國語常用バツジ”を作成、國語を解せる者に佩用させることになったが、同バツジをつけてゐる者で國語を常用しない者などがあつた場合は、お互いがこれを是正するやう心がけさすことになった。

「朝日新聞朝鮮版」 1942年8月7日付4面（北鮮版）

國語常用記章/平壤で愈よ實行

國語全解常用実践督勵策として平壤府総力聯盟が取り上げた國語常用記章着用案は、平南道総力聯盟理事會に提案されたが、最も適宜な実践方策として満場一致採用に決定、道内各府郡聯盟をあげて実行に移すことになった。常用記章は旭日に國体を象徴し、その下に「國語」と記したバツヂである。

平壤府聯盟では早速三中井百貨店に注文した。遅くとも今月末までに府内全愛國班に実費（一個十五錢）で配付される豫定。この記章着用者は、「私は國語全解ですから、朝鮮語は絶対に使用しません」といふ標識となるわけで、今後まづ記章の有無を見定めてから話さねば恥をかくことになる。

8. 採用・解雇・処分

「朝日新聞朝鮮版」 1942年4月26日付3面（北鮮版）

罰則を設けて國語常用徹底

清津天馬國民校では馬場校長の音頭で“國語常用五ヶ年計畫”に猛進、本年最後の年を迎へたが、有終の仕上げをかけようといふので、今後校外を問はず朝鮮語を使用した職員は進んで辭表を提出し、四年生以上の兒童は轉校又は停學處分とすることに決定し、父兄にも嚴重にこの旨申渡

し、一段熱意のある協力を要望した。

「大阪毎日新聞朝鮮版」 1942年6月26日付4面（南鮮版）

国語を解せざるものは一切官公署に採用せず

国語常用運動に總力を發揮してゐる慶向北道では、同運動推進の基礎をなす官公署、業務所職員の率先垂範を強調するため、今後国語を解せざるものは一切官公署、業務所などの職員（傭人をも含む）に採用せざることといふ大英斷を下し、国語を解せざる外來者に対する事務上の場合を除くほかは現職者は絶對的に国語を使用し、現職者中國語の未熟者は急速にその習熟を計り、万一進歩の見込みなきものは適當なる措置を講ずるとともに、賞與の支給、昇給の實施などに際しても本人の国語常用の如何について十分考慮を加へるといふ斷乎たる方針を決定、廿四日内務、産業、警察三部長名をもつて道内各府郡官公署、團體、學校その他各業務所へ嚴命通牒を發した。

「大阪毎日新聞朝鮮版」 1942年7月25日付4面（南鮮版）

面事務は國語理解者で/全北道が面長、書記へ全解運動

一面の長であり、多數の面民を率ゐて行く面長が國語を解せぬやうでは到底その指導は不可能であり、時局下の重要事務を處理して行くことも困難であるので、全北道では數年前から國語を解せぬ面長は採らないことにし、また國語全解運動が展開されるや、國語未解の面長は自發的に辞任し、現在百六十九名の面長中、未解者は僅かに四、五名に減少、近い中に國語未解の面長は一人もみなくなるものと見られてゐるが、面書記中國語未解者も十名内外あるので、これも近日中に國語理解者とする方針である。

<資料紹介>

「毎日新報」における「国語全解・国語常用」政策関連記事（日本語訳）

解説

朝鮮総督府機関紙「毎日新報」に掲載された「国語全解・国語常用」政策関連記事を抜粋して翻訳紹介する。本稿では、1942年2月から6月の間に掲載された記事を紹介し、それ以後の記事は本稿続編にて翻訳紹介をする予定である。「毎日新報」は朝鮮語版日刊新聞であり、朝鮮語原文の方は筆者が現在編集作業を進めている『朝鮮総督府の「国語」政策資料』に掲載し、2004年3月に関西大学出版部から刊行する予定である。

「毎日新報」は植民地期朝鮮に関する研究を進める上では欠かすことが出来ない第1次史料である。特に、1910年から民族紙である「東亜日報」と「朝鮮日報」が創刊される1920年までの期間と、上記2紙が強制廃刊された1940年から1945年までの期間においては、この「毎日新報」（1938年4月16日に「毎日申報」から紙名変更）が唯一の朝鮮語日刊新聞であったことから重要な史料である。しかしながら、朝鮮総督府の「国語」政策に関する既存の研究においては、「毎日新報」はさほど利用されていない。ソウルで影印本『毎日申（新）報／1910.8～1945.8』（全85冊、景仁文化社、1989年）が刊行されてはいるが、影印状態が良くないため文字がとても判読しがたい⁽⁷³⁾。このため、内容を正確に読む解くためには、かなりの朝鮮語能力を必要とする。「毎日新報」があまり利用されなかったこと背景には、こうしたことが影響しているのかもしれない。また、「毎日

(73) 「毎日新報」研究の第一人者である韓国外語大学の鄭晋錫教授に協力を依頼したところ快諾して下さり、ソウルにおいて原本をデジタルカメラで撮影したうえで判読する作業を行って下さった。この作業には同大学大学院生の金泰賢氏、張吉雨氏、李銀淑さんも協力して下さった。また、ソウルにおける判読作業の対象から漏れていた「国語」政策関連記事については、影印本をもとに判読作業を行った。この作業では、国立民族博物館外来研究員である金美善さんのご協力を得た。

新報」（および「毎日申報」）は、朝鮮総督府の植民地統治を支える御用新聞として刊行されていたために、韓国ではこれを過少評価したり民族感情の発露によって利用が忌避される傾向があったことも否めないだろう。

「毎日申報」の前身は、1904年7月18日にイギリス人ベセル（Ernes Thomas Bethell、朝鮮名は裴説）が発行人兼編集人となって創刊された「大韓毎日申報」である。ベセルは日露戦争取材のために朝鮮（当時の国名は大韓帝国）に来た人で、「大韓毎日申新」創刊にあたっては、梁起鐸ら朝鮮人から財政上及び制作上の支援を得ている。この間のさまざまな事情に関しては、鄭晋錫（1989年）⁽⁷⁴⁾に詳しい。

日韓併合（1910年8月22日）直後の1910年8月30日、紙名から大韓帝国という国名を象徴する「大韓」の2文字が省かれて「毎日申報」と改題され、朝鮮総督府の機関紙として発行されるようになった。経営上は京城日報社に統合され、朝鮮総督府の日本語版日刊新聞であった「京城日報」の日本人社長と編輯局長の下に置かれたが、1938年4月15日に京城日報社から独立し、毎日新報社となった。1945年解放後、「ソウル新聞」と紙名が変更された。

凡例

- 1 [] で囲んだ部分は、原文の明確に判読できない文字を、前後の文脈等から判断して日本語訳したものであることを示す。
- 2 □は原文が判読不能な部分であることを示す。
- 3 […] は記事を抄録するにあたって、省略した位置を示すために付した。
- 4 原典の史料的价值を生かすため、日本語訳を行なうにあたり、不適切な表現も敢えて用いた。
- 5 史料的价值を尊重し、ぎこちない訳文になる場合でも出来るだけ意識を避け、原文に忠実に翻訳するように心掛けた。

(74) 影印本『毎日申(新)報/1910.8~1945.8』第1冊巻頭に掲載された解題「日帝36年間発刊された唯一の朝鮮語新聞毎日申報」。

「毎日新報」 1942年2月5日付朝刊2面

国語を知らなければ臣民ではない/咸興の50の老人が大和塾に入学

「国語を知らなければ皇国臣民ではない—」年老いているとはいえ、これからでも国語を学ばなければならないと、2日午前9時、遠く咸興から来て京城大和塾国語講習会に入学を□□した奇特な老人がいる。

話の主人公は咸興府萬歳町157の大洋世界助（旧名崔炳圭）（52）さんだが、国語を知らなければ皇国臣民ではないということを痛感し、これから学んでも遅くないという思いで家庭をうち捨て、[荷] □を背中に背負って大和塾を訪ねてきたのである。大和塾ではその熱意に感服し、すぐに入学を許可し、さまざまな便宜を与え、国語を完全に解得するまでよく教えてあげることになった。こうして同氏が幼い子供たちの間に混じって堂々と「アイウエオ」を学んでいるさまは、実に銃後の頼もしい姿の一つである。

「毎日新報」 1942年2月17日付夕刊2面

“国語生活”ポスター展/21日から和信ギャラリーにて

国語生活をより一層強調する為に国民総力京畿道聯盟では広く一般から「国語生活実践強調“ポスター”」を募集していたが、最近入選作を決定したので、一般に公開する展覧会を開くことになった。同展覧会は京畿道聯盟主催と本府、京城府、京城日報本社の共同後援で、来る21日から26日まで1週間の間、府内鐘路の和信百貨店陳列室で優秀作50余点を展示し、公開することとなった。聯盟ではこれによって誰もが従来より一層日常生活において国語を用いるよう望んでいる。

「毎日新報」 1942年2月20日付夕刊2面

国語生活実践化/ポスター展21日から和信にて

日常生活で国語をよく用いようという趣旨を宣伝することになった国民総力京畿道聯盟、京城府聯盟の共同主催と本社後援の国語生活実践運動が

スター展覧会は21日から26日まで府内和信百貨店ギャラリーで開催される。ここに出品される作品は京畿道内の国民学校と中等学校の生徒をはじめ、一般の作品50余点が出品される予定である。（写真は出品された中学生の1等作品）

「毎日新報」 1942年2月26日付夕刊3面

国語常用と貯蓄を/160万聯盟員に絶叫 [抄録]

[...] 国民総力忠南道聯盟では160万聯盟員の3月中実践事項を次のように制定し、徹底して実践を強調することになった。

四. 国語の積極的普及

国語が分からずして真の皇国臣民にはなれない。部落別に国語の講習会を開くか、或いは家で自習するかして、早く国語を解得するように努力しよう。修得した国語は必ず常用するとともに、国語の書物を努力して読むようにしよう。 [...]

「毎日新報」 1942年2月28日付朝刊3面中東版

国語解得者/清州だけで1万余名

【忠北支社】昨年12月末現在、在清州邑の現在の半島人人口のうち、国語解得者は、若干は解得する者が男1,628名、女957名、普通会話可能者が男4,703名、女1,986名で、総計は9,274名に達し、半島人総人口32,974名に比して3割5分に達している。

「毎日新報」 1942年3月2日付朝刊3面

青年体力検査に3千2百名受験

【興南】半島青年たちの歴史的感激…朝鮮青年体力検査は「一身を軍国に捧げる」という堅固で立派な決意の下、遂に3月1日から全鮮的に実施されたが、この検査の万全を期し、全ての準備を行なってきた興南邑でも、同2日から10日まで9日間邑内の龍城公立国民学校で栄誉の該当者3,200

名の青年たちに検査を実施することとなったが、これに当たり興南邑では青年たちに次のような「受検訓」とも言うべき事項を周知させることとなり、各町会長に飛檄した。

▲検査前日に入浴し、身体を清潔にしよう。▲学校卒業証明書および学校教練検定合格証明書を持参しよう。▲服装は青年団服、“国民服”、または礼儀に反しない程度の質素な服装をしよう。▲長髪は切って短髪にし、緊張して堅固な決意を示そう。▲風呂敷その他の包装用具を持参しよう。▲昼食を携行しよう。▲体操服を着用しよう。

「毎日新報」 1942年3月18日付朝刊3面中東版

国語を常用しよう

仁川府聯盟から飛檄

【仁川】内鮮一体の具現はまず言葉でもってと、国民総力仁川聯盟の池田理事長は国語普及に積極的に努力しているが、未だ20万府民の中で会話も出来ない人が全府民の大半を占め、総力運動に大きな支障を来たすため、これでは大東亜共栄圏の榮譽ある中枢民族として将来重要な指導的地位に立つべき半島の人間の国語普及が一層緊要〔事〕となるので、ここに総力仁川聯盟では府内の各種国民学校の国語教育の徹底を期すとともに、一般大衆の教育機関の強化に全力を傾けるようにし、各町聯盟の理事長の中でも国語ができない人が数名に達しているため、これに対してはより一層強化させ、皇国臣民としての自覚を持って国語体得に熱口を持つようにするということである。

「毎日新報」 1942年3月28日付夕刊2面

国語全解運動/過去4年間だけで130万名に普及

半島民衆に一日も早く国語を普及させ、皇国臣民としてより一層徹底して国家に忠誠を尽くすことが出来るようにするために、総督府学務局では昭和13年度から国語全解運動を起してきているところだが、昭和17年度も

国語教本16万部を無料で各道に配布し、この運動に拍車を掛けることになった。昭和15年末現在で総督府において調査した内容を見ると、朝鮮人で国語を解得しうる数は総人口の1割5分5厘7毛にあたる3,573,338名にしかっていない。その後初等教育の拡充や各自の熱意によって国語を自習した人も多くなった最近の実情から見ると、この数字は昭和17年の今日までそのまま適用できるわけでは勿論ない。しかし、人口の自然増加などから見る時、その比率においてはさほど大きな変動が生じたであろうと断言することは出来ない状況にあり、いくら少なく見積っても現在国語を解し得ない人が総人口の7割以上の1,500万名程度であるということは、想像に難くないことだ。それだけに、この国語全解運動は大東亜共栄圏を建設する上で[指]導分子として活躍すべき半島民衆のために極めて緊要で急がれることである。だから総督府当局としては、各道を督励し、より一層この運動を積極的に起していくことになったのである。この全解運動は総督府において国語教科書を印刷し無料で各道に配布し、あるいは各道において道費で教科書を買ひ与え、或いは鉛筆代、ノート代を補助してきたのである。このようにして各農村を中心として、国民学校の夏休み、冬休みの間にその学校の先生たちが志願者を集めて国語を教え、または各農村で夜学を実施させるのだが、学校に行けない児童は勿論、一般の男女もこの講習会に参加してきたのである。ところで昭和13年度から始めた総督府の全解運動を昭和16年までの4年間で見ると、この間に講習会に参加した人員は毎年30万名を突破し、そのうちの半数は国語で簡単な会話ができるようになったということである。総督府で直接試みたもの以外にも、保護観察所や各宗教団体、社会団体では最近この国語普及運動に非常に協力してきているので、これも合わせた国語解得者の数はずっと多いものと予想されるどころだが、この運動の重要性から見て、これまでの数字よりも寧ろ今後の活発な活動に期待するところが大きいので、今後初等教育拡充計画とともに、当局では国語全解運動を積極的に指導していくことになった。

「毎日新報」 1942年3月31日付夕刊1面

半島の征戦体制本格化/北方の守護態勢強化等/五大戦時施策を具現

本府、近々四大重要会議招集

南総督の今回の上京は、南方作戦の驚異的戦果によって既に共栄圏建設段階に入った大東亜戦争に半島人の協力体制を確立するもので、

- 一. 2,400万半島人をして忠良なる皇国臣民として共栄圏建設の中核民族としての荣誉と責務を自覚するように指導目標を確立強化すること。
- 一. 鮮満一如の大精神を発揚し、満州国と協力して北方守護態勢を強化すること。
- 一. 食糧増産に積極的に邁進し、戦時下における食料基地としての半島の使命を完遂すること。
- 一. 南方建設に豊富な半島人の人的資源を最高度に活用すること。
- 一. 豊富な南方資源に□□されることなく、電力、労働力、輸送力等、優秀な半島の工業立地条件を活用して半島の特殊地下資源の積極的開発に、一層拍車を加えること。

などが今後の戦時重要施策として□□具現されるものと期待される。総督府では来月20日からの各道知事会議を始めとして、中枢院会議、総力聯盟全体会議、各道警察部長会議等、4つの重要会議を□□招集し、南総督から上京中の中央政府当局その他要路の人士との協議懇談内容を説明し、上に述べた5大戦時施策具現に官民の総力を集中的に發揮することになったので、大東亜戦争2年目を迎えて半島の征戦体制は本格的に確立推進されるもので、極めて注目されるところである。

「毎日新報」 1942年3月31日付夕刊1面

各道知事会議4月20日から4日間

警察部長会議は5月4日招集

総督府では新年度定例道知事会議を来月20日午前9時半から4日間、第

1 会議室に招集することに決定した。軍部をはじめ、内地、台湾、満州からオブザーバーとして多数参席する予定だが、会議第 1 日目は南総督から今回の奏上内容を謹んで報告した後、半島征戦体制確立を期す重要施策に関する訓示がある予定であり、第 2 日目、第 3 日目の両日は指示事項と各道提出意見が示されるが、従来の会議での通例を破り、各道知事から今日の時局における重要施策に伴う地方の実情を十分に陳述させ、下情上通の実を挙げ、最終日は軍部その他のオブザーバーからの講演を聴取することとなった。

続いて、5 月 4 日からは 3 日間各道警察部長会議を招集し、第 1 日目は総督の重大訓示と定型の会議を行い、第 2 日目からは秘密会形式で、隔意のない懇談を行なうこととなった。

「毎日新報」 1942年 4 月 6 日付朝刊 3 面

国語普及に/臨報団平南支部活動[抄録]

[...]そして、国語講習普及会は、本平壤に男子講習所 2 ヶ所、東平壤と西平壤に女子講習所 1 ヶ所を作って開設する予定で、講師と場所は府学務課に依頼するが、講師だけは府内の各国民学校の先生と交渉することになり、開講[される]日も追って決定発表することとなった。この講習会には同支部の幹部たちが一週間に一度ずつ出動し、課外として公民と衛生についての講演を行なうこととなった。

「毎日新報」 1942年 4 月 7 日付朝刊 3 面中東版

国語生活実践運動/ポスター展覧会盛況

【開城】開城府と国民総力開城府聯盟では、本報開城支局の後援のもと、国語生活実践運動実施に伴うポスター展覧会を去る 3 月 28 日から 1 日まで 5 日間社会館で開催したが、観覧者は各初等学校 3 年生以上の生徒と、4 ヶ所の男女中等学校生徒と各青年隊、□□□会などの特設女子青年隊員講習生と府民一般から 1 万 3 千余名に達し、空前の盛況をなした。

「毎日新報」 1942年4月7日付夕刊3面

国語を常用しよう/18日から仁川でポスター展

【仁川】国民総力仁川聯盟では道聯盟との共催で本報仁川支局の後援のもと、来る18日から22日まで5日間にわたって山手町公会堂で毎日午前10時から午後5時まで国語生活実践運動のポスター展覧会を開くことになったが、一般の観覧を歓迎し、陳[列された]出品は次の通り[…]

「毎日新報」 1942年4月9日付朝刊2面

“国語で育つ” /学童の国語進捗状況を録音記録

府内黄金町の京城師範附属第2国民学校では京城放送局と提携し、「国語で育つ」というテーマで新入生40名の国語進歩状況を録音し、半島での国語指導に貢献する一方、共栄圏内の国語指導に生きた材料を提供することになった。

即ち、これら□□別児童に対する国語進歩状況を1年間記録するが、来る7月までは1週間ずつ間を置いて詳しく録音し、3ヶ月ぐらいずつ中間発表を行ない、1年後には総合成績を発表し、国語生活の実際と進歩を銃後半島における国語生活の指導研究に貢献するのは勿論、満州、支那、比律賓、泰国、馬來など、大東亜共栄圏内の国語教授の生きた材料として用いることになった。これは同校の阿部一正先生を担任とする今年度新たに入学した1年生1組の生徒たちを録音記録の対象とする予定であるという。(写真は児童□たちの国語の発音を録音する光景)

「毎日新報」 1942年4月9日付夕刊1面

道警察部長会議/5月4、5両日開催

征戦下、半島治安の確保を期す今[年]□各道警察部長会議は来る5月4日、5日の両日、総督府第1会議室で開催することになった。会議第1日目は午前8時半から南総督の訓示に続き、指示事項と注意事項が示され、第2日目には軍、外局関係の希望事項が示された後、日程を終了する。と

ころで例年、部長会議に続いて開催されていた各道警察官武道大会と招魂祭は今秋に延期された。

「毎日新報」 1942年4月9日付夕刊1面

総力運動一大躍進/新年度事業計画審議[抄録]

希望に輝く大東亜建設戦の下、半島の必勝態勢確立を目標として一路邁進している総力運動は昭和17年度を迎え、更に清新な意気を持って全面的躍進を展開し、躍進中の□□を固める国民総力聯盟理事会は各道知事会議に先立ち、来る15日午前9時半より総督府第1会議室で開催することになった。南総裁、大野副総裁、川岸総長以下、中央と地方の理事約100名出席の下に、南総裁は今年度総力運動の目標を闡明する重大訓示を行なった後、朝鮮聯盟から[…]

「毎日新報」 1942年4月10日付夕刊2面

学園国語常用運動/京畿道内各中学校長を召集して評定

『国語で進もう大東亜』と南総督が提唱して以来、半島全土に溢れる国語熱は日を追って高まってきているが、これをより一層高揚させるために京畿道学務課では道内3万5千の中学生に国語常用の徹底を図り、これらの若き生徒達を国語普及の推進隊ならしめることを目標に、一大運動を起こすことになった。そして、まず来たる11日午後1時から道庁会議室に道内60余男女中等学校の校長を招集し、古市内務部長の統裁のもと道当局から藤井学務課長、薬師寺道視学官以下各視学らが出席して、一般の中学生達の国語常用奨励に対する具体的方針を研究し、決定する予定である。

「毎日新報」 1942年4月12日付朝刊3面

国語常用徹底強化/南総督 知事会議でも要望する方針

皇軍の赫々たる戦果のもと、着々と進捗している南方共栄圏の建設に呼応し、北方圏の堅実な陣営の完備は、内鮮一体を基調とする半島2千4百

万民衆の皇国臣民化にある。ここで皇国教育の根幹となるのは、実に国語常用の普及徹底にあると同時に、これがすなわち必勝態勢確立の重要な根本的課題となっている。『言葉のないところに思想はない』、国語を知らないならば皇国の真髓は把握できない。この見地から南総督は来たる20日に招集される各道知事会議において、半島における与論の啓発指導とともに、時局認識の徹底した方策と関連し、特に国語常用の普及徹底に関してより一層奮起することを要請する予定だが、これと歩調を合わせて国民総力朝鮮聯盟では今年度総力運動の重点目標のうち、特に『国語生活の徹底』を重要視し、現在朝鮮各地で開催されている国語講習会を統合一元化して、各道聯盟のなかに国語研究会を新たに設置し、各道の強力な国語普及の総本部となさしめ、一方では各道の聯盟文化部の急速な設置と活発な運動を促進する意図の下に進められているようである。ところで、今年度の国語普及運動は相当に強化推進される模様で、その具体案については各道の文化的啓発指導の重要性も倍化して、相当に水準の高い国語普及体制が研究されているものと思われる。しかし、国語の普及と情報の宣伝と啓発の立場から見た諺文の併用とは決して相反するものではなく、諺文の併用によって地方の農山村の下層階級に進学指導の徹底を図り、ひいては皇国臣民教育を刷新して内地の習俗と文化の修得を強化するため、これに関する総合的な関連性については、現在、関係各局の間で慎重に具体案を考慮中である。

「毎日新報」 1942年4月12日付夕刊2面

国語常用運動/學園の指導監督を強化

2,400万の半島民衆は一人の洩れもなく国語を解得する内鮮一体の勇壮な行進曲を高らかに歌いながら津々浦々で□□として湧き起こっている国語熱に足並みをそろえ、京畿道学務課では、道内3万9千名の中学生たちに国語常用を徹底して指導するために、各中等学校当局と緊密な連絡を取ってきているところだが、特に私立中等学校により一層積極的な指導を行な

わなければならない必要を感じるころなので、来る11日午後1時から道庁会議室に道内の各私立中学校校長会議を招集した。古市内務部長の統裁の下に本府から高橋教学[官]、西村視学官、道学務課から藤井課長、薬師寺視学官、佐伯視学以下、各道□□および道内60余の私立中学校の校長が参席し、国民儀礼が終わった後、すぐに国語常用に対する真摯な意見が交換され、以下のような具体案が決定された。

（一）これまでの国語常用運動は非常に活発であるかのように見えるが、その実績は満足がいくものではないので、この時に当たり全校が一致して教職員、生徒全□が一人の洩れもなく国語常用の強力な体制を確立し、一般民衆に模範となるために各学校の国語常用方法の画期的な刷新を□□する。

（二）各生徒が通学する時、また学校外における日常生活での国語常用を奨励するために現在の指導[監督]を更に強化する一方、各□□当局が緊密な連絡をとって学校教員はどの学校の生徒であるかを問うことなく、普段から十分に指導訓戒し、全般的に国語常用□徹底させる。

「毎日新報」 1942年4月15日付朝刊1面

国語の常用普及は皇民化の絶対要件/局長会議席上 南総督重要訓示

大東亜共栄圏建設の中核民族たる半島人の皇国臣民化には、何よりも国語を常用させることが最大の緊急要件であるが、国語は国民の思想精神と一體不離のものなので、国語を離れて日本文化は存在しないのである。国語普及は内鮮一体の絶対的要件であるので、南総督は機会あるごとにその重要性を指摘し、半島官民の進路を明示してきたが、14日の総督府局長会議において、再びこの問題について重大発言を行い、今後総力運動の重要部門として国語全解運動を強力に推進する方針を強調したところだが、決して国語全解が朝鮮語廃止を意味しない旨を明らかにし、この運動に対する無用な誤解を警告した。訓示要旨は以下の通り。

国語普及については、昨年9月30日の局長会議において指示し、特に学

校において範を示すべきことを強調し、再度今年2月3日の局長会議と総力運動指導委員会において指示したところである。その後、各部局と民間では国語の普及に対して鋭意徹底して力を尽くしているところであるが、未だ朝鮮内で国語を解得する者僅かに1割5分内外に過ぎざる状態にあることは誠に遺憾である。

国語は国民の思想精神と一体不離のものである。また、国語を離れて日本文化は存在し得ないのである。すなわち、半島人の真の皇国臣民化は半島民衆に国語を解得させ、国語を愛用させることによってはじめて大きな効果が生まれると確信している。国語の普及こそ内鮮一体の絶対的要件なのである。

今日、帝国が大東亜共栄圏の確立に邁進し、東亜の盟主として広くその指導的地位に立たなければならないこの時に当たり、内鮮一体でもって国家総力戦の一翼を担うべき半島2,400万民衆は日夜国語を常用しうるようにしなければならない。

勿論、従来も国語の奨励施設を整備し相当な成績を上げているが、日支事変、大東亜戦争以来、北支、中支、南支、特にマレー半島、シンガポール、フィリピン島等に国語研究及び普及機関の設置、及び国語常用の□□が刮目に値する状況にあることを見る時、朝鮮においては中央、地方を通じて再び国語の全解運動を一層徹底して展開させることこそ、焦眉の緊要事であると考え。南方にいる住民の中に国語を理解するものが少なくないのに比べて、南洋にいる半島人でこれに答えられない者がいるという実例は、決して稀有なことではない。

国語の普及方法としては、一方では国民学校教育を拡充し、学校から更に家庭に普及させるのは勿論だが、他方ではこれと併行して一般民衆を対象にして、国民総力運動として強力にこれを推進させようとする。しかし、これは朝鮮語使用を禁ずるということではなく、特に実際問題として大部分国語を解し得ない今日にあっては、国語奨励は朝鮮語廃止であると誤解するかのよう急激かつ無理な強制に出ることがないようにする用意

が肝要である。

「毎日新報」 1942年4月15日付夕刊2面

皇民化は国語愛用から/普及を徹底して行え/南総督 今日定例局長会議で
重大訓示

南総督は14日の総督府定例局長会議の席上において、言語はその国民の思想精神と一体不離のものである。半島人をして真の皇国臣民となさしむる道は、国語を理解し国語を愛用することが最も効果的である、それゆえ、今後は国民総力運動の重要な部門の一つとして国語全解運動を徹底して行う方針であるので、官民は大きな努力を傾けなければならない。しかし、実際問題として未だに大半が国語を知らない今日にあっては、国語奨励が朝鮮語を廃止するものではなく、従って強制的でないことは誤解を受けることがないようにせよと重大な訓示を行った。訓示内容は以下の通り。

国語普及に関しては昨年9月30日の局長会議で、特に学校において模範を示すことを指示し、再度今年2月3日の局長会議と総力運動指導委員会において指示したことがあり、その後各関係当局と民間においては国語普及に対して徹底して力を注いでいるところだが、未だに朝鮮内で国語を解する人は、わずかに1割5分にしかならないのは、実に遺憾なことである。国語こそ国民の思想精神と一体不離である。国語を離れて日本文化はありえないのである。すなわち、半島人をして真の皇国臣民とならしめるためには、半島民衆をして国語を理解せしめ、国語を愛用するようにすることが最も効果的である。国語普及こそ内鮮一体の絶対的要件である。

「毎日新報」 1942年4月17日付朝刊1面

地方の事情に基づき/事業計画樹立/新年度道聯盟重要事業[抄録]

必勝不敗の総力体制を確立するために国民総力各道聯盟では、それぞれの地方の事情に基づいた今年度の事業計画を樹立したが、重要なものは以

下の通り[…]

四. 国語の普及常用

総力運動によって地方的に国語講習を実施し、効果を収めているが、今年は国語全解運動その他の方法でもって国語の普及徹底を促進しようという気運が濃厚である。なぜそうなのかと言えば、国語を普及常用しなければ内鮮一体、皇国臣民となりえないことを自覚反省したためである。

五. 婦人啓発訓練

講習会、座談会等によって、婦人の生活刷新、勤労作業、国語普及等を啓発指導している。仔細については別項に記述する。

「毎日新報」 1942年4月17日付夕刊1面

征戦貫徹を誓い期す/今年度総力運動方針[抄録]

昭和17年度総力運動方針[…]

六. 国語生活の徹底

半島人の皇国臣民化、内鮮一体の完成[上]、国語生活の徹底を期すことは今日の急務であることに鑑み、全ての施設を通じてその具現を図ること。[…]

昭和17年度朝鮮聯盟事業計画[…]

三. 国語普及促進施設（新規事業）

- (一) 皇国臣民化のために国語の普及とその常用は絶対に必要なので、講習用教本の配布、常用選奨等を行ない、これを促進する。[…]

「毎日新報」 1942年4月19日付夕刊2面

会話だけは出来るようになろう/600万青年団員に国語普及運動

半島民衆に一日も早く国語を教えるとともに、日常生活でも国語を常用するようにしようという国語徹底化問題は、南総督も何度かこのことを強調したところであり、国民総力朝鮮聯盟でもこれを今年度の重要な運動方針として決定したところであるが、朝鮮青年団本部ではこれに呼応して

650万男女青年団員を相手に国語全解運動を起すことになった。このような運動はすでに各道で部分的に実施して良好な□□を収めているところだが、非常時局のもとで国家の中堅として活躍しなければならない青年団員たちが国語を知らずして良いものかと、今回全鮮的に青年[団員]国語全解運動を開始することになったのである。現在全鮮の団員の8割は[全く]国語を知らない。読み書きは勿論、簡単な日常用語さえ分からない□状である。

ところで、[団員]を皇国臣民として教練[訓養]し、時局を認識させ、または急がれる内鮮一体を促進させる上で、彼らに国語を教えることが何よりも必要である。まして、大東亜共栄圏を建設する上で指導的役割を果たさなければならない半島の青年たちとしては、内地の産業界に、あるいは南方に進出して国家に忠誠を尽くさなければならない今日の実情から見ても、より一層切実なことである。

だから、今年から読み書きもいいが、まずは簡単な会話ができる程度に団員たちに国語を普及させることになったのである。全羅北道の某所では、隊員百名のうち、国語が分かる人は国民学校を卒業したただ一人だけだった。ところが、この人が熱心な青年で、日常付き合っている友人たちに必ず国語で話をし、家に集まることがあれば「仮名」も教えてやっていた。こうして1年半ぐらいたった後では、隊員百余名全員が国語で簡単な会話ぐらいはできるようになったということである。このような実例を参酌し、このたび展開する国語全解運動もこのような方式をとることになったのが特徴である。この運動は各部落を単位とする青年分隊別を実施する予定なので、少し暇な時に朝晩、適当な場所で講習会を開き、隊員のうち国語が分かる人を講師として「仮名」も教える予定である。しかし、簡単な会話を学ぶのは、日常生活を通じて朝夕の挨拶や、その他必要な会話を行なっていくならば、国民学校1年生の児童のように比較的短期間に簡単な言葉をやり取りできるようになるだろう。だから青年隊員のうち、国語がわかる人が中心となって、遊ぶ時も働く時もいつも国語を使わせ、容易

に国語を解得させる方針である。

「毎日新報」 1942年4月20日付朝刊2面

皇国臣民として挺身/国語生活を徹底化/総力運動6大重点解説[抄録]

昭和17年度の総力運動は大東亜戦争遂行において半島の必勝体制確立を目標に具体的実践要綱を次の6点に置き、この[線]に沿って澁刺たる総力運動を全鮮一斉に展開することとなった。朝鮮聯盟ではこの6つの重点に関して、次のように解説した。

各道総力運動の事業計画の全貌[…]

四. 国語の普及使用

総力運動によって地方的に国語講習を実施して効果を挙げた所もあるが、今年に国語全解運動その他の方法で国語普及の徹底を促進しようとする気運が濃厚である。国語を普及常用しなければ、内鮮一体、皇国臣民となり得ないことを自覚反省する必要がある。[…]

六. 国語生活の徹底化

皇国臣民の道を邁進している朝鮮□□□半島人にはより一層国語が使用されなければならないのであり、特に大衆の先生たる、□□となるべき指導者知識階級人の一大飛躍□進を待望するところである。これは実際にある話だが、南洋に行った半島労務者の一人がその土地の土着の住民から、国語が下手なために住民たちは「我々は朝鮮人より遥かに内地人に近い」と話すのを聞き、その半島出身者は実に恥ずかしい思いがしたという。国語は皇国臣民の言語であり、大東亜の言語である。総力運動でもって我々は力強くこの問題に決起したのである。

「毎日新報」 1942年4月21日付朝刊3面

農閑期に国語普及全解運動に一大拍車/知事会議で瀬戸知事提唱

「国語を知ろう」、「国語を使用しよう」という叫びは今まさに高まって来ており、真の「内鮮一体」、真の半島民衆の「皇民化」に日々拍車を掛

けているが、知事会議が開かれた20日、国語全解運動を中心として司政局、学務局からこれに対する方策と、各道知事からもさまざまな意見が陳述され、国語全解運動を前にして非常に注目を集めている。以前、局長会議の時にも南総督が「国語生活」の実践を強調したことがあり、その後総力聯盟でもこれを17年度運動方針として決定しているところなので、この度の知事会議でも当然この問題は相当な論議を引き起こすものと予想されるところだったが、その中でもこの日の瀬戸咸南知事が発言した意見は、今後の運動実践において非常に重要なものになると予想される。すなわち、国語解得は半島民衆の皇国臣民化にとって絶対的な要素であり、これは都市よりも農村を中心として本格的な活動を起こさなければならないというものである。そして、ある一定の期間を定めてこれを実践しなければならないが、特に農閑期を利用して駐在所、面事務所、学校教員、もしくは地方の知識青年学生達を総動員し短期間講習を実施するというものである。もう一つの方法は、国語が話せる者、もしくは話だけでも聞き取れる者は、絶えず勉強して覚え日常生活で使用するようにしなければならないというものである。そして今、ラジオやそれぞれの国語講習所で使用している国語読本は難しすぎる点が多いので、これをもう少し分かりやすく実用的なものに改訂し、日常用いている挨拶ことばや目上の人に対する敬語や、農具の名称などを最大限150字以内で集めて新たな教科書として発行し、各家庭と講習所に配布するというものである。これに対して司政局と学務局からも大いに賛同する意が言明された。（写真は瀬戸知事）

「毎日新報」 1942年4月22日付朝刊3面

国語常用を強調/昨日、道知事会議席上で

大東亜共栄圏を建設する上で指導的役割を果たさなければならない半島民衆の国語普及問題は、南総督が機会あるごとにこれを強調したところであり、総力聯盟においても今年度の重要な事業としてこの問題を提示したが、20日から開かれた定例道知事会議の席上でもこの問題が各道知事から

提唱され、半島の国語普及運動は本格的軌道に乗ることとなった。すなわち、道知事会議第1日目には瀬戸咸南知事が国語普及に関する重大な発言を行ったが、第2日の21日午後、諮問事項に対する答申に入ると、柳生江原、松村忠南、武永全南ら各知事は異口同音に国語普及徹底を強調した。彼らは一様に青年隊を中心にしてこの運動を展開させるが、普段は必ず国語で会話をするように奨励しようと、運動方針に対する意見を力説した。これに対して大野総監以下、鈴木司政、真崎学務ら関係局長たちは総督の大方針に従って最善の方策を講究中であると答弁した。このように半島の国語普及運動は力強い将来が約束され、道知事会議の一つの収穫となった。

「毎日新報」 1942年4月23日付夕刊1面

国語常用普及の実施運動方針開陳/会議第3日、各知事の答申終了

大東亜戦争完遂を目標として、半島の必勝体制を確立する定例道知事会議第3日目は、22日午前9時半から本府第1会議室で続開された。

南総督臨席の下、大野総監の統裁によって議事が進められたが、この日も前日に引き続き、『大東亜戦争完遂上各道の実情に即した最も有効適切な施策如何』という諮問事項に対する各道知事の答申が始められた。正午までの約2時間半に亘って重大な意見を開陳したのは、西岡慶南、高平北、山木黄海、金村全北、瀬戸咸南ら各道知事だったが、彼らが異口同音に提唱した問題は、国語全解運動の徹底をはじめとして、食糧増産と供出の積極的指導であり、邑・面職員ら第一線官公吏の再教育などだった。国語普及運動に関することは第1日目から議題に上り、相当に真摯な意見が開陳されたところだが、この日、各知事がその実際の運動方針に関して発言した内容を総合してみると、今後3年間に半島民衆の国語解得者5割獲得を目標にして

- (1) 職場で国語を常用すること
- (2) 青年隊を通じて隊員たちに簡単な会話を普及すること

- (3) 国民学校の児童を通じて家庭生活で国語を常用するように奨励すること、などである。

正午に休会し、午餐があった後午後1時に続開し、丹下京畿道知事を最後に答申に関する議事を終了した後、各道から提出された意見を審議し、午後2時半、南総督の訓示と西岡慶南知事の答辞があった後、同3時に会議を終了したが、これで同日程を終え、23日には各知事が各々の局別に事務協議を行うことになっている。これでもって本会議は全日程を円満に終了する。ところで、3日間の会議において、各道知事が非常な熱意を持って開陳した意見は、国語普及、官公吏の再教育、食糧増産などで、これは全て開会劈頭に兵站半島の使命とその進路を闡明し明示した南総督の訓示内容と完全に一致したことを、見出すことが出来る。それぞれの道内の方針の下に完全に統合されたということは、南総督の施政指導下で2,400万全民衆が渾然一体となって、聖戦完遂の最高目標に向かって邁進することを示唆したもので、今回の会議は非常時局下において大きな意義を持つこととなったのである。

「毎日新報」 1942年4月23日付朝刊1面

国語普及常用に特別に力を注げ/南総督訓示

知事会議の日程は事実上22日に終了し、23日には各知事が各局別に事務協議を行うことになっていたが、この日午後2時半、各道からの提出事項の処理が終わると、南総督は大東亜建設に指導的役割を果たすべき半島民衆の国語普及運動を再度強調する次のような訓示を行ない、事実上閉会した会議終了に臨む挨拶を述べた。

各位が終始熱心に意見を開陳した労に感謝するところである。特に、内地、満州などから臨席した各位がとても熱心に傍聴したことに対し、感謝の意を表するところである。諮問事項に対する各道の答申内容は、大東亜戦争完遂上、各道の実情に即したもっとも有効適切なもので、衷心から満足するところである。特に、国語普及徹底に関しては、開会劈頭の訓示で

もこれを強調したところだが、今後学校の教育、学校生徒を通じた家庭への普及徹底などの諸方法で、力強い運動を展開する方針である。南洋に行った半島人労務者が国語を解し得ないために、国語が解かる南洋人から、日本人でありながら国語が解からないのか、という質問を受けたという事例を見ても、この運動には格別に力を注ぐ必要がある。東亜共栄圏建設の指導分子として奉仕しなければならない半島民衆に国語を普及することは、まさに火急の事である。

これまでの会期中、各知事の意見開陳内容から見ると、各道では既に適切な具体策を確立、実施していることが分かり、嬉しいことであるが、未だに別段の対策がない道もあることは遺憾である。今後特別にこのことに留意して、力を注がれんことを切望するところである。

「毎日新報」 1942年4月24日付朝刊1面社説

日常生活で国語を常用せよ

一、大東亜戦争完遂を目標とし、半島の必勝体制確立を図った定例道知事会議は、大きな成果を残して半日で閉会した。この間に種々の重要な問題が真摯に討議されたが、その中でも最も私の注目を引くのは、各道知事が異口同音に国語全解運動を徹底的に展開し、今後3年間に国語解得者を半島民衆の5割に拡充しようという案である。この案は、その具体的方法として1. 職場で国語を常用すること 2. 青年隊を通じて隊員たちに簡単な会話を普及させること 3. 国民学校の児童を通じて家庭生活上で国語を常用するようにすること等を上げていることから見て、これを実践に移すならば、□□な効果を収めるのは間違いないところであり、今後、国語普及運動に一大進展をもたらすであろう。

二、思えば、一国の国語はその国の国民の感情、思想、文化と一体不可分の関係にある。したがって、一国の真の文化、真の精神を理解しなければ、到底これも知ることも出来ない。ゆえに、その国の文化と精神を理解しようとするならば、その国の国語を理解するのが最も[早道]である。

半島人の皇民化運動もこの線に沿わなければならない。半島人が「大和の精神」、「大和の文物」を本当に理解し、これを体得しようとするならば、まず最初に国語を理解しなければならない。それゆえ、国語の普及は半島人の真の皇民化の絶対的条件であり、内鮮一体の条件である。それにもかかわらず、日韓合併以来、30余年を□過した今日に至るも、国語を理解するものが僅か15パーセントに過ぎないことは、私たちが共に反省しなければならない大きな現実である。

三. 国語普及に関しては、歴代総督が指示し、その奨励に努力してきたが、その中でも南総督は就任以来特に国語常用に留意し、その運動を強調してきた。昨年9月30日の局長会議以来、今年2月3日の局長会議、総力運動指導委員会、今般の道知事会議まで、何度か半島民衆の国語普及の〔徹底〕化を指示してきた。そして、この度の道知事会議では3年間で国語解得者5割達成を目標として、国語普及の具体的方策を試みることになったのである。しかし、国語は他者から勧告を受けてこれを習得するものではなく、大東亜共栄圏確立の中核民族として、私たちが国語を解し得なければ中核民族たる資格がないということを深く認識し、私たちは共に進んで国語がわかるように努力しなければならないのである。□□□が□□したように、南洋に行っている半島人が国語を解し得ていないために、南洋人から、日本人でありながら国語を知らないのか、と質問されたということは、中核民族たる半島人の大きな恥辱である。それゆえ、私たちは□□の指導を待つことなく、東亜の中核指導民族としての資格を備えるように、各自、国語全解に全力を傾注しなければならない。国語を学ぶ最も早い道は、日常生活で国語を使用することにあるのは勿論である。

「毎日新報」 1942年4月24日付夕刊2面

一日一語解得を目標/国語全解に総力戦/知事会議を機会に普及に大進軍

半島民衆の国語普及運動については、南総督が非常な熱意をもって、これを何度も強調したところであり、去る16日の聯盟理事会と20日から開か

れた道知事会議でも、この問題は相当に論議されたが、総督府では司政、学務両局を中心として、現在、国語全解運動に関する具体案を作っているところである。運動要綱が決定され次第、行政機構と総力聯盟の機構を総動員して、全鮮で一斉に活発な国語全解運動を起すことになったが、大東亜共栄圏を建設する上で指導的役割を果たすべき半島民衆たちに国語を解得させることは、緊急を要する今日の課題であり、その推移が注目される。

半島民衆に国語を解得させ、内鮮一体を一日もはやく促進させんとすることは、これまでも力を注いできた施政方針の一つだった。これに伴い、各官庁や民間団体でも、適当な計画を立て国語普及に力を注いできたところである。しかし、未だ国語を解し得ない人数は相当に多く、総人口の9割程度に達する。しかも大東亜戦争の推移に伴い、半島民衆たちは「銃をとる代わりに労力を国に捧げよう」という力強いスローガンの下、内地に、或いは南洋に進出し始めており、忠良なる皇国臣民として、12億大東亜民衆を指導すべき重大な使命を帯びることになった今日、国語普及運動は従来より何倍もその重要性が高まったのである。ゆえに、総督府としては南総督の意を受け、この運動を展開しようと準備中であつたが、今回の道知事会議の席上、各道知事から熱意溢れる具体的意見が提示され、南総督もこれに賛意を表したが、これを契機として全国的にこの運動を起すことになったのである。去る20日から22日までの3日間、道知事会議で提出された各道知事の意見と各道で実施している内容のうち、重要なものを紹介すれば以下の通りである。

▲全羅南道武永知事は各国民学校に国語講習会を附設し、学校の休み中は勿論、平常時にも国語を普及させようと主張した。全羅南道では、現在は国語を解する人は1割にしかならないが、昭和21年までには5割解得を目標にして、国語普及運動を実施中であると報告した。

▲瀬戸咸南と柳生江原の両知事は、青年隊を中心として国語を普及させようと提唱した。青年隊員の中には国民学校卒業生が多くおり、また青年隊は各国民学校の校長が指導しているので、国語普及が最も容易になされる

であろうということである。また、鉱山、工場などで技術的用語は必ず国語を用いるように指導しようということも提唱した。

▲金村全北知事は国語一日一語普及運動を起そうと主張し、南総督から称賛を受けた。その内容は国民学校で先生が児童に対して、今日は家に帰ったら「この言葉」を家族に教えるようにと、日常用語を主として1日に1語ずつ教えてやろうというものである。このようにすれば、容易に国語を学ぶことができ、いま全北で実施しているところだが、各学校の先生方は担任している児童の家庭を時々訪問して、その実績を調べ、実地に指導したりもしているということである。

「毎日新報」 1942年4月24日付朝刊4面

皇国臣民化促進のために国語全解運動展開/春川郡で年2回講習会開催

【江原支社発】「国語を知らなければならない」、「国語を用いなければならない」という主張は日増しに高まってきており、今回の道知事会議でも南総督が国語普及の必要性を強調したところだが、春川郡では真の内鮮一体、真の半島民衆の皇民化を具現させようとするならば、先ず最初に国語普及を行わなければならないとして、管内の各学校を中心として、皇国臣民練成国語講習会を開催することとなった。そして、去る22日午前10時から、郡会議室において管下の各国民学校校長たちが集まり、国語普及運動に対する具体的協議を行ったが、計画の内容を見ると、郡民に国語全解と常用化を实践させるために、1年を2期に分けて、1期完成主義で国語を習得させようというものである。開催場所は各国民学校の附設簡易学校とし、講師は学校職員が担当することとなったが、第1期は6月から8月まで、第2期は9月から11月までとし、各期とも1ヶ所に70名ずつ収容することとなった。そして、教授時間は第1期は毎日午後8時から9時半まで、第2期は午後7時から8時半まで、それぞれ1時間半ずつ教えることになったが、教科書は春川郡教育会で作ったものを使用することとなった。このようにして、国語の全解運動を起すことになったのは、先般の半

島青年の体力検査の際に、検査を受けた総人員の約6割が国語が話せない者だったということで、小幡郡守がこのことから思うところあって、一大運動を起すことになったというだけに、その成果は大いに期待されているという。

「毎日新報」 1942年4月26日付朝刊4面

国語は“大東亜語”/全解運動を積極展開/高平南知事帰任談 [抄録]

【[平南支社発] 大東亜戦争下、半島の征戦体制を確立せんと、去る20日から3日間、本府で開かれた道知事会議に出席していた高平南知事は23日夜に帰任、24日登庁して今回の会議で得た感想と、今後の口策について次のように語った。

今年は大東亜戦争が一つの峠を越える年だ。したがって、この峠さえ越えれば、今後戦争が何年続こうとも大丈夫だ。だから、今回の会議はこの峠を越える今年、半島の征戦体制を確立せんとする事を目標として開かれただけに終始緊張し、参列していた各道知事全員、必勝の気迫が言動に歴々と表れていた。

この困難な峠を越えようとするならば、まず私たちは兵站基地半島が担っている二つの使命を完遂しなければならないことを、この会議を通して切実に感じた。一つは、北方をかたく守らなければならない点である。南方の大戦果にばかり目を奪われず、北方に関心を示して、これに対する万般の準備をしておかなければならないということである。もう一つは、大東亜共栄圏の盟主としての使命を果たすべく、半島民衆をして真の皇国臣民として錬成しなければならないということである。真の臣民となろうとするなら、まず国語を解得しなければならない。国語は単に日本語ではない。大東亜語であるために、大東亜共栄圏の中核となる半島民衆は、誰もが国語を解得しなければならないのである。だから、今後は国語常用運動、或いは国語全解運動を積極的に始めようと思う。そして更に、今年の峠を無事乗り越えるためには、官吏が各種の施策に率先して範を示しなが

ら民衆を指導していかなければならない。感情にとらわれないうで親たる心を堅持し、また、さまざまな施策に対して、常に反省を行わなければならない。[…]

「毎日新報」 1942年4月26日付朝刊4面

国語生活普及は3万余儒生から

【咸南支社発】国語全解運動に乗り出した咸南道学務課では、道儒道聯合会と提携して、道内教化運動の推進隊となっている3万儒林を全解させることとなり、今年から2ヶ年計画で進められることになったが、特に今後文廟の役員たちは、国語未解者は採用を考慮することとなった。

運動方針決定

【咸南支社発】国語生活の普及に向かって進んでいる咸南道では、その全解運動の担当を分け、総力課では国語生活の普及、学務課では全解講習として、各々体系的な大運動を開始することとなった。

すなわち、総力聯盟では宣伝、および33万世帯に1軒の漏れもなく道で発行した教本を頒布し、そしてさらに、町、洞、里、部落別の常用化の成績、愛国班別の成績、班員の成績を表彰して、本格的に国語生活に拍車を掛けることになった。

「毎日新報」 1942年4月28日付朝刊4面中東版

国語を常用せよ/江原道で普及対策考究中

【江原支社発】皇国臣民としての資質を錬成するとともに、内鮮一体を具現しようとするならば、まず国語常用を行わなければならない、南総督は先般の道知事会議で国語の普及と常用化を強調したところだが、江原道では総督の大方針を道民に実践させるため、国語を広く普及することになったということである。そして、今後運動を展開させるべき事項に対して、具体的な計画を樹立しているところだが、今後、国語普及に対しては積極的に尽力して、国語を解し得ない人々には、人と対話出来る程度の教育

を施す予定であるという。

「毎日新報」 1942年4月30日付朝刊4面

国語全解に主力/咸南で短期間速成を計画

【咸南支社発】咸南では総力運動の第一線で、何よりも国語全解運動に主力を注ぐことになり、先ず総力聯盟において日常用語百語程度を選定し、一週間の短期間のうちに200万道民に国語を解得させることになったが、これと軌を一にして、学務関係の国語講習5ヶ年計画の残りの期間の3ヶ年の間に、既往の計画を再び強化して進軍することになった。

既往の計画は、15歳以上30歳未満の青少年のうちの未解得者35万名に対して、その7割を解得させる計画があるが、今回は3年の間に更に40歳まで延長し、その推定未解得者約60万名全員を解得させる予定だという。この講習は約2ヶ月間の相当長期にわたり、青年隊、学校職員、駐在所、邑・面職員等を動員し、積極的に強行軍を行うことになった。

「毎日新報」 1942年5月1日付朝刊3面

国語生活指導を強化/京畿道で国語生活推進委員会

国語で書いたり話したりしてこそ私たちは皇国臣民となり、大東亜建設の推進指導部隊となり得るという信念から、今、全鮮各地で国語生活運動が活発に展開されている今日、京畿道では全鮮で最も早く「国語生活推進委員会」を組織し、古市内務部長を委員長として、総力、社会、高等各課の関係官たちを委員とし、国語普及のための指導陣を組織した。そして300万道民の中には国語を解さない人が1人もいないようにするため、先ず一般の家庭婦人に国語を解得させることに重点を置き、去る3月28日午後1時に第1回委員会を開催して以来、何度か同委員会を開催し、一般家庭の国語普及を徹底して奨励し指導する具体的方針を、現在討議中である。

「毎日新報」 1942年5月2日付朝刊4面中東版

国語を常用しよう/伊川郡民たちが決議

【伊川】伊川郡では官民有志多数が伊川郡会議室に集合したのを契機にして、伊川8万郡民がすべて国語を常用するようにしようという打ち合わせが行われたが、まず官公署職員は勿論、識者有志たちが国語を常用し、広く郡内に普及しようという打ち合わせが行われたとのことである。

「毎日新報」 1942年5月2日付夕刊2面

国語生活標語/聯盟から各道に通牒

半島の国語全解運動については、いま総督府で具体案を作っている最中で、近いうちに力強い運動が展開される予定だが、国民総力朝鮮聯盟では日常生活で必ず国語を用いようという趣旨を広く宣伝するため、次のような「国語生活実践強調標語」5種類を選定し、これを1日、各道聯盟に通牒した。

▲一億ノ民 国語ハーツ ▲国語デ進メ 大東亜 ▲内鮮一体 マヅ国語 ▲日本精神 国語カラ ▲慣レヨ親シメ 皇国ノ言葉

「毎日新報」 1942年5月3日付夕刊2面

国語生活普及運動/まず、青年層に力を注ぐ/今日、関係者会合し方法を協議

1億国民の4分の1の構成者である半島人は、大東亜共栄圏の指導者として、世紀的な建設戦に身を挺しなければならない時だが、大東亜の指導者となるには何よりも忠良なる皇国臣民とならねばならず、皇国臣民である以上、国語を解さねばならないのは言うまでもないことである。国語普及こそ、大東亜戦争下にある半島統治の重要な項目の一つで、南総督が機会あるごとに強調しているところであり、今般の道知事会議でも熱心に論議された問題である。総督府ではこの重要な問題を早期に実現しようと、2日午前10時から司政局長室に鈴川司政局長以下関係官、古川警務局保安

課長、本田学務課長、島田同編輯課長、その他関係総力聯盟から川岸総長以下関係者が集まって、国語普及運動に関する協議会を開いた結果、運動の目標と方策を決定した。

この運動は総力運動の一部として展開されるが、官庁において力強い後援を行うのは勿論のこと、国語を解することは皇国臣民として当然なすべき義務であって、普及に力を注ぐが、だからといって朝鮮語を排斥するものではないことを確認し、方法としては全鮮3千余国民学校に国語講習会を設置し、いま編輯課で編纂している教科書を使用して、積極的に普及に努力しているが、すべての男女青年7百万名をまず対象として普及に努め、官公吏をはじめとして、銀行、会社、工場などの団体生活者は模範を示す意味において、国語を用いるように指導することを決定した。

「毎日新報」 1942年5月4日付朝刊3面

国語普及の教本/今月3種新たに発刊

大東亜共栄圏の指導国民たる半島人の重大な責務を完全に遂行するためには、何よりも早く皇国臣民としての資質を養成しなければならず、国語を解得することは皇国臣民になる最も重大な要件となるものであるので、南総督は既に3度にわたって国語普及の緊要なる事を強調したところだが、大東亜戦争という新たな情勢のもとでは特に重大な問題であって、先般の道知事会議で各道知事からの具体的な方策について熱心に論議されたところである。国語の普及は総督府の重大な施政の一項目であると同時に、総力運動の重要な部門であるだけに、総督府では新たな教材を作成し、大量に提供して、この運動に拍車を掛けることとなった。新たな教材は初歩自習用の『コクゴ』、国語講習会用の『コクゴノホン』と『国語教本』の3種で、すべて5月中に印刷を終え、『コクゴ』は総力聯盟から希望者に無料でいくらでも配布し、他の2種は総督府から毎年150万部ずつ提供することになっているので、国語普及は今年の夏から飛躍的に進むものと期待される所である。総督府編輯課では衆意を聞き、立派な教材

を作ろうと、28日午後1時から編輯課長室で総督府と総力聯盟の関係者、および府内の清雲、清溪、蓬来、麻浦の各国民学校長を集めて編纂委員会を開き、慎重な討議を行った。新たな教材が出来れば、現在、国語講習会で用いている総督府編纂の国語教本は廃刊にしてしまうが、この本は昭和13年から昨年まで毎年30万冊ずつ提供し、国語普及に少なからざる貢献をなしたものである。

「毎日新報」 1942年5月4日付朝刊4面

君も私も国語解得に！/全道民の7割以上、年内に全解しよう/瀬戸知事談

【咸南支社発】瀬戸咸南知事は2日、当面する国語生活を実践する問題について、その計画の骨子を次のように記者団に語った。

現在、我が道の国語解得はわずか9分にしか過ぎない嘆かわしい状態にある。これを今年のうちには7割にまで全解者を引き上げなければならない。その方法としては、2次に分けて実行することを考えており、まず咸南の実情に即した特殊な日用語300語程度を選定し、師範学校の教員と咸興府内の校長を集めて、教本を制定する予定である。そして、まず最初に、8月中に20日間を定め一斉講習期間としてこれをあて、すべての農山漁村と工場、工事場、炭鉱山などで、15歳から30歳までの青年に1人残らず講習を受けさせる。これには特に全ての指導機関を総動員させる予定で、目下動員の具体案を考えている。次いで、農村の主婦と戸主の講習会を個々の部落で開催し、また都市の商店街の店主、店員たちに国語を積極的に奨励するが、さらに未解得者を集めて短期講習を受けさせる。こうして日常用語に関する限り、今年の内には7割の解得者を得る予定である。

「毎日新報」 1942年5月4日付朝刊4面

漣川に国語常用宣誓塔

【漣川】漣川郡守三和卓氏は現下の時局において、内鮮一体と一億一心を完全に遂行するには、まず言語を統一することだと感じた結果、郡内に

国語普及を徹底させるために、郡庁の庭に国語常用宣誓塔を建て、去る29日の天長佳節を卜して、官民多数の参席のもと、厳粛に除幕式を挙行した。

「毎日新報」 1942年5月4日付朝刊4面

国語常用を強調/平南道で普及に全力

【平南支社発】国語が大東亜共栄圏における標準語であり、また共通語である必然のもと、新たな時代の波に伴って、国語常用の強化と国語普及の動向は俄然活発化し、過日開催された各道知事会議を契機にして、全鮮的に国語普及常用運動が展開されているが、4月30日、5月1日の両日間開催された平南道定例府尹郡守会議においても国語問題が再燃し、各府尹、郡守から適切な意見が続出したが、国語の普及率が全人口に対して1割8分と低調な平南で、如何にして普及させ常用すべきかについて、真摯な討議が交された結果、各府郡の実情に沿うように工作を展開することに決定した。

各府郡では国語を解する者の常用強化と、解し得ない者の普及手段として講習会を開催し、また単語だけを印刷したビラのようなものを配布し、その他青年推進隊員の協力による国語常用の運動を、総力聯盟の指導と中核体となり、しばしば実施して国語を解し得ない者の絶無を期すことになったが、半島人指導者側の一部の人々の中には普段は国語を常用しないのみならず、国語を排斥する傾向があるようであり、思想の統一その他総力戦の方針から見て、このような者に対しては今後は許すことなく当然処罰するであろうし、一方、国語の常用普及に挺身して輝かしい成績を挙げた者には、選奨の方法も講究することになった。

「毎日新報」 1942年5月4日付朝刊4面

国語常用しなければ罰金

【平南支社発】半島人が真に皇国臣民化する道は国語常用にあるとして、半島をあげて国語常用に邁進している昨今、これはまた国語常用に拍

車を掛ける朗話＝

平壤府桜町中央卸売市場の傭人島本昌植君ほか17名は、自分たちは教育程度が低いので、国語の重要性を認識しながらも普通以上の努力を傾けなければ国語常用の実行は難しいとして、自発的に国語研究を志し、昨年6月1日から日常生活での朝鮮語使用を廃止し、国語普及の懇談会を開催し、朝鮮語使用者に対しては処罰の意味で1回の朝鮮語使用に金5銭を徴収し、徴収金1ヶ年分の金額を全部を合わせて国防献金を行うことに決定したが、現在までの徴収金18円72銭を、去る22日、平壤陸軍兵事部に国防献金をし、部員を感激させた。

「毎日新報」 1942年5月5日付夕刊1面

防空、治安の万全を/内鮮一体強化を力説

今日警察部長会議、南総督訓示[抄録]

[...]四. 内鮮一体の強化について[...]

(三) 国語の普及

内鮮一体の捷徑は国語普及にあり、皇国臣民□□□□□、また国語でおこなうことが最も近道となる。まず知事会議と国民総力聯盟等に訓令、あるいは指示した本職の意図を理解し、国語普及に徹底することを切望する。[...]

「毎日新報」 1942年5月6日付朝刊4面

全面的国語使用に/黄海道で講師を大量に養成

【黄海支社発】半島人をして速やかに皇国臣民として国語を常用させようと、国民総力黄海道聯盟では道内4,979の部落聯盟を通じて、国語普及を実施することになった。そのため、5月初旬から来る10日まで、道内各府・邑・面で1名乃至2名の講師候補者を選出して国語指導者を養成し、来る11月から来年2月まで部落単位で講習会を開催させ、各家庭でも国語生活を奨励する等、国語全解の徹底を期そうと、現在[これ]について計

画準備中にあるという。

「毎日新報」 1942年5月7日付夕刊1面

国語の普及常用徹底/具体的運動要綱決定/総力運動として活発に展開/指導委員会

大東亜共栄圏の指導者たる半島人の皇国臣民化は、国語普及が最大の捷徑であるので、総力聯盟では南総督の3回にわたる重要な訓示を体して、今後総力運動の重要な部門として国語普及運動を展開することを決定し、6日に開催された第44回総力聯盟指導委員会に国語普及運動要綱を附議して決定し、今後、本運動はこの要綱に依って活発な展開を見ることになった。

国語普及運動要綱

一. 趣旨

本運動は半島民衆をして確固たる皇国臣民たる信念を堅持し、一切の生活に国民意識を顕現せしむる為、悉く国語を解せしめ、かつ日常用語としてこれを常用せしむるにある。

二. 運動要目

(一) 国語常用に対する精神的指導

1. 皇国臣民として国語を話し得る誇りを感じ得せしむること。
2. 日本精神の体得上、国語常用が絶対必要なる所以を理解せしむること。
3. 大東亜共栄圏の中核たる皇国臣民として、国語の習得、常用が必須の資格要件たることを自覚せしむること。

(二) 国語を解する者に対する方策

1. 官公署の職員は率先して国語常用を励行すること。
2. 学生、生徒、児童は必ず常用すること。
3. 会社、工場、鉱山等に於ても極力常用を奨励すること。
4. 青年団、婦人会、教会その他の集まりに於ても、国語使用に努むること。

5. 苟しくも国語を解する者は必ず国語を使用するは勿論、あらゆる機会に国語を解せざる者に対する教導に努むること。

(三) 国語を解せざる者に対する方策

1. 国民学校附設国語講習所の開設
2. 各道講習会の開催
3. 国語教本の配布
4. ラジオによる講習
5. 雑誌による講習
6. 平易なる新聞の発行
7. 常会における指導
8. 児童生徒による一日一語運動
9. 各所在における国語を解せる者よりの指導

(四) 文化方面に対する方策

1. 文学、映画、演劇、音楽方面に対して、極力国語使用を勧奨すること。
2. ラジオ第二放送に国語をより多く取入れること。
3. 諺文新聞、雑誌に国語欄を設けること。

(五) 国語常用者に対する表彰、および優先的処置

1. 「国語常用の家」など、国語常用者又は国語普及に功有る者等を表彰すること。
2. 公職その他の就職、およびその他の待遇等、各般の処遇に付優先的に考慮すること。

(六) 此際官民協力し、全鮮的に本運動展開に付ての明朗且熱意ある機運を醸成するに努むること。

(七) 国語普及年次計画を樹立すること。

「毎日新報」 1942年5月7日付朝刊3面

老人も子供も1日1語学ぼう/国語普及運動の具体策決定

国語を離れて皇国臣民はない。国語を解し国語を話すことは、半島人が

皇国臣民となった象徴であり、当然の義務でもある。さらに1億国民の4分の1を占め、大東亜建設者としての重責を担った半島人は、一日も早く国語を解し、国語を用いなければならない。このような意味において、国語普及運動は大東亜戦争下の半島総力運動の重要な部分として、活発に展開することになったが、6日、総督府で開かれた総力聯盟指導委員会では、この運動の根本方針となる国語普及運動要綱を決定した。要綱はこの運動の趣旨として、半島民衆をして皇国臣民としての確固たる信念を持たせ、国民意識を強調し、半島人は誰でも国語を解し、日常生活でこれを常に用いさせることを明白にし、運動方針としては、

1. 皇国臣民として国語を話し得る誇りを感じ得せしむること。
2. 日本精神の体得上、国語常用が絶対必要なること。
3. 大東亜共栄圏の中核たる皇国臣民として、国語を解することが絶対に必要な要件であること

を強調し、国語常用に対する精神的指導を行い、

1. 官公署の職員は率先して国語を常用すること
2. 学生は必ず国語で話すこと
3. 会社、工場、鉱山でも極力用いるように奨励すること
4. 青年団、婦人会、教会その他の集団でも国語を用い、国語を解する人はいつでもどこでも国語で話すこと
5. 国語を解しない人は全鮮の国民学校に国語講習会を設けるのを始めとして、新聞、雑誌、ラジオ、映画その他全ての機関を利用して、最小限一日に一語ずつ、すなわち一日一語運動を実践することになったが、各道では地方の実情に合うように国語普及年次計画を樹て、今後何年かの中に、老人も女性も国語を解さない人は一人もいないようにせよということである。

3 百語さえわかれば日常会話は可能だ/島田編輯課長談

この要綱において、老人も若者も、男も女も勿論のこと、だれでもすべてたやすく実践しうる国語普及の方法として「一日一語運動」を提唱して

いることと、全家族が国語を常用する家庭を「国語常用の家」として広く表彰し、公職その他の就職でも国語を用いる人を優先的に優待することになったのは、適切な方策として注目されるが、大体において国語を何語くらい解せば、簡単な対話をなしうるのだろうか。この方面の専門家である総督府の島田編輯課長に尋ねたところ、200乃至300語さえ分かれればよいということなので、1日1語ずつ学べば半年乃至1年を要せずして、簡単なことばは聞き取り話せるようになるわけである。島田課長は次のように語る。

何語くらい分かれれば日常生活に必要な対話がなしうるのかという標準は、男女と生活水準によって異なり定め難いが、大体200乃至300語あれば簡単な対話はできる。だから総力聯盟において無料で広く全朝鮮の各層に配布するために、現在作成している初歩教科書コクゴに収録した語数も250語から260語程度である。

「毎日新報」 1942年5月8日付朝刊1面社説

国語を常用せよ

一.

国語を離れて半島人の皇国臣民化と内鮮一体の完璧を期すことは出来ない。それゆえに、先般開催された定例道知事会議でも、国語全解運動を徹底的に展開することにしたところだが、このたび開かれた総力聯盟指導委員会でも、国語普及常用運動を総力運動の重要な部門として決定し、活発な運動を展開させることになった。このたび指導委員会で決定した要綱をみると、まず半島民衆をして皇国臣民たる信念を持って国民意識を顕現させるために国語を解得させ、日常語として国語を常用させるということを強調したあと、具体的運動の要目として、

1. 国語常用に対する精神的指導
2. 国語解得者、未解得者に対する方策
3. 文化方面に対する方策を明示し

4. 国語常用者に対する優遇方法を提示した。

二.

一国の国語はその国の精神、文化、思想、感情と不可分の関係にある。それゆえ、国語を解さなければ、その国の文化、精神を真に理解することができない。それゆえ、国語を解得することは日本精神を認識し、体得して、真の皇民となる捷徑である。それにも関わらず、今日の半島を見ると、施政以来30余年にして未だ国語を解し得ない者が多いということは、深く反省すべきところである。しかも1億国民の4分の1を占め、大東亜共栄圏の指導者としての重責を担うことになった半島人として国語を解さず、国語を常用しないならば、大きな恥辱でしかない。このような点から見ても、私たちは国語常用に格別留意して、国語全解運動に積極的に努力しなければならない。

三.

国語解得は決して困難なことではない。総督府の島田編輯課長の話によれば、日常会話をしようとするならば、単語300個さえ身に付ければよいということである。300語を解得しようとするなら、1日1語ずつとして、わずか半年や、あるいは1年だけかければ可能なことである。それゆえ、老人も子供も、またはまったく文字を1字も知らない者でも、その気持ちさえあれば、1年以内に普段用いる言葉ぐらいは十分に解し得るのである。まず1日1語ずつ学ぶことを実行せよ。そうすれば1年後には、容易な日用語は十分に用いることができるようになる。総力聯盟指導委員会において決定した要綱でも、さまざまな方法が列挙されているが、国民各自がこのような考えを持って、生活の本拠となる家庭においても、あるいは職域においても国語常用を徹底するならば、半島2,400万全員が国語を全て解得するのも、さほど遠いことではないだろう。

「毎日新報」 1942年5月8日付夕刊2面

百万人全解を目標に/国語普及に総力陣/府内各機関を動員し実践に第1歩

「国語を用いる皇国臣民化」を目標に今後一大運動を起こす「国語普及運動要綱」は、6日に開かれた総力聯盟委員会において決定を見、今やひとえに各機関、各層の人々が動員され真摯な実践があるのみである。今回決定された国語普及基本要綱に従い、京城府聯盟では百万愛国班員の国語総解得を目標に、府内各初等学校、または青年隊別に国語講習会を開き、短期間の解得に総力を傾ける予定だが、この普及方法を具体的に編成するために、府聯盟では7日付で各町聯盟に通牒を發し、各「愛国班」別に国語解得の有無を調査し、直ちに報告させることにした。そして、国語の奨励策として、官公[署]、会社はもちろんのこと、工場、商店等でも国語を解する従業員に限って採用するよう、各方面に懇諭することになった。

「毎日新報」 1942年5月11日付朝刊4面

国語普及の資金/1千余円を献納/定平の有志9名の篤志

【咸南支社発】瀬戸咸南知事の尽力によって、内鮮一体の根幹である国語全解と国語生活実践化運動は、その巨歩を踏み出すことになったが、この有意義な運動に感激し、定平郡の有志清原冕璜氏ら9名は運動資金として各自が醸出したお金1,100円を持って9日午後0時30分道庁に赴き、応接室で瀬戸知事に献じた。瀬戸知事はこの優れた行いに感激して語る。

国語愛用は日本文化が最も優れていることを認識させるものであり、大君のために一命を捧げるといふ日本精神に徹する捷路となる。大東亜の指導者として1日も速く国語生活の徹底を完遂しなければならない。皆さんのこの誠意の基金は、もっとも国語普及に有効適切に用いるつもりである、云々。

「毎日新報」 1942年5月12日付朝刊3面

国語普及熱に合掌/全鮮千余の寺刹で一斉に講習会

内鮮一体はまず半島民衆の徹底した国語解得にあると、新年度初めに総督府の局長会議席上で南総督が国語普及について訓示を行って以来、各方面でその普及運動の展開について、その具体案を研究中であるが、府内寿松町44番地の朝鮮仏教曹溪宗総本寺の太古寺では、この運動に歩調を合わせ、去る5日、その管轄下にある31の本寺に通牒を發し、近日中に1,325ヶ所の本寺と末寺、また373の布教所を開放し、短期間の国語講習会を開催して、付近の部落の人々に国語を教えることになった。ところで、これに要する全ての経費は寺刹でこれを負担し、各寺刹の職員または布教師がみずから法衣姿で教壇に立ち、教授にあたることとなった。

「毎日新報」 1942年5月13日付朝刊3面

国語生活化の運動/6万私立初等学校生徒に実践のろし

国語の解得から「国語常用」へと、その実績を収めるためには、先ず初等学校自体の完全な国語常用化、および学校の緊密な連絡のもとで学童たちの各家庭での国語使用を指導することにあるという指標のもと、京城府学務課当局では初等学校生徒たちの国語生活化運動を起こした。この運動は、まず平素国語常用が比較的徹底できていないと思われる府内の私立初等学校39校、初等学院72校、幼稚園39ヶ所、合計約6万名の学童、園児と教職員を対象に、府学務課において安藤視学官、中村視学、佐藤視学、池田視学、黄山係員その他職員多数で編隊された国語化督励班を、去る12日から順次それぞれの学校と幼稚園に派遣し、学校内外の国語使用状況の視察と、その督励に着手した。何しろ私立初等学校のみでも百余ヶ所で、幼稚園まで合わせると147ヶ所にもなるので、この督励班の活動は今日29日まで毎日続けられる予定だが、今回の目標は次の3大項目に置いている。

1. まず最初に、全校、全幼稚園の国語化体制確立に置き、教職員はもちろんのこと、学童たちの間でも国語を常用するようにし、

2. 第二に、いったん学童が家に帰れば国語を使用しないので、学校では各家庭と連絡をとり、学童家庭の国語化を指導し、
3. 第三に、従来学校の教授法自体にも改善すべき点が多いので、国語の発音、会話などの教授に遺憾なきよう、その教授方法を検討し改善するようにすること。

以上の3点を掲げて教職員を督励し、また校内の学童がどの程度に国語を使用しているのかを自分で観察し、その指導方法について指示することとなった。

「毎日新報」 1943年5月13日付朝刊3面

中学生を推進隊に/京畿道でも国語奨励具体案決定

半島2,400万の赤子たちも、今では国家の干城として銃剣を携えて最前線に勇敢に突撃し得る光栄に浴することとなった。そのためには国語を一人残らず解さなければならず、またそれは一般中等学生たちがもっとも活発な推進部隊とならなければならないとして、京畿道学務課ではこれまで道内35,000余名の男女中等学生に国語を常用することを奨励してきたところである。しかし、時局の進展は一層これに拍車を掛けなければならないことに鑑み、同学務課では再び国語奨励方針の具体案を研究して、さらに活発な国語常用を展開するため、11日に開催された補導聯盟理事会の席上でも、特に薬師寺視学官はこの点を強調し、補導聯盟の協力を求めたところであるが、今回決定された具体的方針は、大体以下の通りである。

すなわち、現在道内の各中等学校の国語常用成績は大体良好だが、未だに一般私立中等学校では徹底して行い得ていないように思われるので、さらに私立学校に重点を置いて、街中でも家庭でも国語を常用しない学生がいるときは、学校当局と連絡を取って厳重に処罰すると共に、各学校当局では

- (イ) 毎週日を定めて、校外で常用している状態を調査して督励すること

- (ロ) 生徒たちの間で国語励行が実行されている状態を厳重に調査すること
- (ハ) 校外での国語常用の状態を調査し、それを操行と成績考査において十分に考慮すること
- (ニ) 毎日終礼の時には、校外で国語を常用することを宣誓させること
- (ホ) 各家庭の国語全解状態を調査する一方、父兄母姉会を招集して、家庭全解常用を奨励すること
- (ヘ) 休暇中において、部落の人々と家庭に対する指導を守らせること
- (ト) 国語常用生徒班常会、国語常用修練会を時々開催させ、卑俗な国語の使用を禁止させること

などである。

「毎日新報」 1942年5月14日付朝刊3面

光栄の徴兵制実施を目標に（本社主催座談会）（4）

まず国語の常用化/日本精神体得の最初の要素である

出席者▲波田総力聯盟事務局総長 ▲倉茂朝鮮軍報道部長 ▲八木本府警務課長 ▲筒井本府総力課長 ▲倉島本府情報課長 ▲三橋機械化国防協会朝鮮本部次長 ▲蒲中佐（朝鮮軍報道部長）▲井垣臨戦報国団副団長 ▲吳兢善旭医専校長 ▲夏山鐘路警防団長 ▲琴川京畿高女校長
（順不同） ▲本社側 金川社長 片岡専務 金本常務 徐主筆 鄭編輯局長 洪社会部長 李政経部長 金社会部次長 関記者

日時 5月9日 午後4時半

場所 府民館談話室

倉島情報課長

国語を解得することは、日本精神を涵養する上で最も重要な要素である。国語が分からなくては、日本の文化と精神を把握することはできません。このような意味から、最近国語普及運動が活発になって、総力運動としてこれを推進することになったのですが、ひとり残らず半島同胞が国語

を解さなければなりません。真の皇国臣民として大日本の高潔な精神を体得させなければなりません。このような点で国語の普及は緊要なものなのです。まして、徴兵制度の実施を控えた今日にあつては、あえて述べる必要もないことですが…大東亜共栄圏建設の中核民族として、南方の民衆を指導しなければならない大きな任務を負っている我々帝国臣民として、国語を解さずして、どうしてこの重責を果たし得るでしょうか。ですから、一層国語普及を徹底させなければなりません。ところで、国語普及に関しては以下のような話があります。

これは先般の知事会議の時の話ですが、半島出身労務者として南方に行つて、その土地の原住民から、どうして日本人でありながら日本語が分からないのかという反問を受け、大層恥をかいたという話がありましたが、皇国臣民として大日本語を用いることが出来るように努力しないで、大東亜共栄圏建設の指導者として胸を張れないのは当然です。もちろんこれは国語を解さなければならないという一つの例ですが、日本人として国語を解さなければならないことは言うまでもありません。

波田中将

皇国臣民となるためには、まず第一に国語が分からなければならず、国語を常用しなければならないことは言うまでもないことですが、国語問題について次のような事実もあります。一つは台湾の本土人が国語を解するようになった話ですが、数年前に私が台湾部隊を率いて中支のある地方に行つた時、台湾の本土人何人かを軍夫として一緒に連れて行き、軍役に服させることになりましたが、現地で彼らと支那人たちの間におのずから接触が生じ、一緒に働いているのを見ると、その軍夫たちは全然支那語を使っていないのです。大体彼らは福建語を話すので、十分に中支では通じるはずなのに、全く支那語を使わないので不思議に思つて、部下に命じて彼らに聞いてみたところ、台湾の軍夫たちが言うには、我々は日本帝国臣民なのに、どうして戦地に赴いて支那語を使うことが出来るのか？と言つたそうです。ところで、彼らは国語をそれほど上手に話せないので、日常

生活で非常に不便を感じながらも、このように努力して国語を用い、話しやすい支那語を用いないのだそうです。またもう一つは、現地にいるとき、15歳くらいの支那人の児童が軍にやっ来ててすごすようになったが、最初は一言も国語が出来なかったけれど、通訳にせがんで彼は国語を学ぶようになり、4ヶ月位経つと普通の会話をするぐらいになったんですが、彼は捕虜として捕まって来た支那の兵隊に必ず国語で詰問し、普通の支那人に対しても相手が分かるが分かるまいが、必ず国語で話すほどになりました。もちろん、その頃からは支那服を脱ぎ、軍服の古いものを着せて走り使いもさせ、みんなが可愛がりました。このように彼は紛れもなく支那人でありながらも、日本語を用いることを誇りに思い、また光栄なことと思って、悪いことをする支那人をひどく憎むのを見ると、どれほど彼は国語を解し日本軍に使われることを無上の光栄と考え、また感謝しているかが分かりました。もちろん、この少年に関するこのような話だけではないでしょう。これだけでも帝国の感化がいかに大きいかということがよく分かりました。このように支那人も国語を学ぶことを願っているだろうし、南方の各民族も日本語を努力して学び、国語を通じて日本精神を体得しようとしているということは、毎日の新聞紙上を通じてよくわかることです。ところで今日、臣民としてその最高の榮譽である徴兵制度実施を前にして、半島同胞たちも一人残らず国語を解し、国語を用いるように努めなければなりません。情報課長もお話なさいましたが、大東亜共栄圏の指導民族として重責を担うことになったその使命を深く認識すると共に、まず国語を解得しなければならぬという精神を、すぐ実践するようにならなければならぬでしょう。

八木警務課長

もちろんそうです。半島民衆は皇国臣民として誰もが皆国語が分からなければなりません。しかし、徴兵との関係でのみ国語が分からなければならぬというのではありません。国語が分かるが分かるまいが、また上手であろうが下手であろうが、徴兵制度が実施される以上、適格者は兵役

に服務する責務があるのです。徴兵制度ができたから国語が分からなければならぬということでは決してなく、また国語が分かる者だけが徴兵されることになるわけでもありません。この点に特に注意しなければなりません。誰もが全く同じ条件で徴兵に奉公する義務を負っており、また特権があるのです。もちろんどのような種類で合格するのは別の問題ですが…国語は老若男女誰もが皆、分からなければなりません。もちろん皆さんがお話になったように、国語が分かってこそ大日本精神を体得し得るのであり、また大東亜共栄圏の指導者たる責任を果たすことが出来るのであります。第一に言語が通じてこそ意思が疎通するのであり、精神を悟ることが出来るので、国語を解することが何よりも必要であるということです。そして兵隊に行っても、国語が分からなくては軍務を達成することが出来ません。しかし、これは勧めるだけではなく、学ばなければならない義務であり、当然分かるようになるしかありません。この点においては、内地に徴兵制度が実施された後も、ことばに関する不便がありました。明治30年前後に沖縄県出身の将兵が入営したときのことです。そのとき沖縄県では未だ琉球語が多く使われていた時だったので、国語がよく分からない沖縄県の青年は、最初連隊でまったく意思が通じなかったということです。それが、彼らが除隊するときには、立派に標準国語を身につけて除隊して行ったということなので、朝鮮においてもこのようなことはさして心配されるようなことではないでしょう。しかし、青年たちが努力して、入営する前に全て上手に国語が話せるようにしなければならないことは言うまでもありません。

本社側

軍人精神を涵養し進取の気性を育む上で、もっともよい訓練である学校の教練について、蒲中佐殿にお話をお願い致します。

蒲中佐

先般、学校教練制度が改正されました。現在の教練は軍事的基礎訓練を実施すると同時に、陣中の精神を昂揚することがその目的です。したがっ

て根本精神においては、軍人といかなる相違もありません。この点において軍隊教育と異なるところがありません。朝鮮でも中等以上程度の学校では多く実施されていますが、全て行うには人員と資材問題があるために急には出来なんでしょうが、何よりも必要な問題であるだけに、一日も早く全て実施されなければなりません。皇国臣民としての真の訓練は、まず学校教練から徹底してなさなければなりません。精神と肉体を在学中に学校教練を通じて練成し、いつ入隊したとしても立派な兵丁となるようにすることが今日の学校教練なので、あくまでも学生の本分を全うしていくことは勿論ですが、従来学生の間に見られた消極的気風を一掃してしまわなければなりません。一般に学生たちには気迫が足りないように思われます。我が陸海軍が世界最強の精鋭として、列国の間で尊敬の的となっているのは、決して一朝一夕に成し遂げられた建軍ではありません。実に3千年の長期にわたって伝わってきた大日本帝国の崇高な精神にその根源があるのであって、また精神がそうであるだけでなく、軍隊の訓練がもっとも猛烈で、その精神が熱烈で、また軍人各員が忠誠を捧げるという真心が込んでいるが故に、こんなにも強いのです。このように、どこまでも我が国は精神的に一貫しています。軍人も学生もみな同様に日本人です。全く同じように陛下の赤子として、愛国の赤誠に燃え立っているのは言うまでもないことです。我々は機械には依存しません。それゆえ、学校教練はどこまでも精神の涵養と皇国臣民練成に、その本義が存するのであります。(続く)

「毎日新報」 1942年5月16日付朝刊4面中東版

徴兵制実施徹底は国語常用から/6月愛国班で実践強調

【江原支社発】朝鮮でも徴兵制度を実施することになったのは、半島人も一身を君国に捧げる熱情が遂に許されたもので、2,400万民衆の歓喜と感激は沸き立っているが、ここに国民総力江原道聯盟では徴兵制度についての趣旨を一般に徹底して周知させるために、6月常会の実践事項とし

て、各愛国班員に知らせることになったということである。そして内鮮一体を具現するうえにおいて、名実共に皇国臣民になろうとするなら、まず何よりも国語を解得しなければならないとして、国語普及運動を展開すると共に、一般家庭においても国語の常用化を実践するよう、常会の約束事項として実践を強調することになり、各々具体的方策を研究しているところである。

「毎日新報」 1942年5月17日付朝刊4面中東版

30万青年隊員に/国語全解運動江原道で全面的に展開

【江原支社発】国語が分からなければ真の皇国臣民となることができないとして、南総督は国語普及を徹底して行わなければならないと強調してきたのみならず、徴兵制度実施に伴い国語の解得はより一層必要になっただけに、江原道青年団では30万男女青年隊員を対象にして、国語全解運動を起すことになった。すなわち、大東亜共栄圏を建設する上で、指導的役割を果たすべき半島青年として国語を解さなくてもよいのかということで、今年からは読み書きも勿論大切だが、それよりもまず簡単な会話が出来くらいに団員たちに国語を普及することになったが、各部落を単位とする青年分隊別に国語講習会のようなものを開き、アイウエオの仮名も教える一方、「オハヨウ」、「コンニチハ」、「コンバンハ」などの簡単なことばを教え、日常生活に必要な会話ができるように、徹底して普及することだ。

「毎日新報」 1942年5月17日付朝刊4面中東版

国語普及等7項目/実践運動に拍車/開城府聯盟、今年行事

【開城】国民総力開城府聯盟では今年度の総力運動について、以下のような7項目の主要実施事項を決定し、各町聯盟理事長と千余名の愛国班長を通じて、その目的達成に全く遺憾なきことを期すこととなった。

(一) 国語普及徹底=合併後30余年経った今日、今更国語普及を叫ぶ時代

ではない。皇国臣民となった者は、誰彼を問わず日常語は国語以外にはないことを十分に認識させ、強力な実践態勢を樹立して、この速やかな実践を挙揚するための、最も適切で有効な具体的方案の実施を図る。

(二) 町常会と班常会の強化＝大詔奉戴日に町聯盟常会への出席を督励（主人または主婦に限る）するために、府聯盟員を派遣して視察させ、当日の様子を所定様式によって報告し、その結果に基づき指導改善を行う。また、愛国班常会は如何なることがあろうとも必ず開催させ、府聯盟では町聯盟の幹部、愛国班指導員を督励し、この徹底を期すべく努力して、実績顕著な愛国班を多く抱えている愛国班指導員に対しては、特に表彰優遇の方途を講究する。

(三) 貯蓄奨励組合の強力な指導＝高度国家体制の完成と聖戦完遂のための資金となる貯蓄の励行は、銃後国民の当然の義務であり、今年度開城府の目標額550万円達成は、8万府民の忠誠を尽くす唯一の方途であることを適確に理解認識させ、生活費の切り詰め、消費節約と生活刷新の具体的方案を樹立し、如何なる難局に逢着しようとも、所期の計画完遂に邁進すると共に、各貯蓄組合の内部を再検討し、規正を加えて強力な指導をなすように図る。

(四) 指導者の錬成＝総力運動は実践運動であり、この実践において大政を翼賛し奉持する運動であるので、実践体である愛国班指導の全員を負荷する指導者を錬成することは、極めて喫緊事である。その指導者の自覚と認識気魄によって全てが解決されるので、指導者錬成に最大の眼目を置き、特に左記諸施設を行う。（具体案は別途定める）

- (1) 町聯盟理事長打合せ会（毎月5日）
- (2) 各町直接指導
- (3) 総力運動の講習会
- (4) その他臨時指導

(五) 勤労報国隊の編成＝開城神社の表参道は立派だが、裏参道はほとんどない状態で、平時はもちろん冬季は危険千万である。このまま放置すれ

ば、府民の過半数の不便は甚だしいので、今年10月までに各町聯盟、各学校生徒児童、各聯盟等を総動員し、別定の計画のもとに奉仕作業を実施し、裏参道の改修竣工を期せんとす。

（六）婦人啓蒙運動と大日本婦人会の指導＝国家の興隆は婦人の力によるところ至大なので、銃後において婦人は皇国伝統の美しい婦徳にしたがって婦徳の錬磨を計り、立派な皇国臣民を錬成し得る母性となり、またひいては時局を正しく認識し、世界情勢を洞察することによって忠誠を尽くす母性を培うために具体的方策を樹立し、婦人啓蒙運動の徹底を期せんとす。この運動と併行して、大日本婦人会の趣旨に則り、同会に入会することによって内鮮婦人女性渾然一体の大同団結を固くし、婦徳の涵養、次代を担う子女の育成、戦時生活の確立等の実践を行い、銃後の誠を尽くすようにする。

（七）講演、映画、紙芝居などの実施＝支那事変以来、開城府民は物心両面において、あらゆる角度から見て銃後の赤誠を尽くしてきたが、時局の推移に伴い府民大衆をして時局認識の強化を計り、戦時生活の規定を期すために、左記の開催を随時行わせる。

- （1）講演会と座談会＝啓蒙運動に関する事、時局に関する事、貯蓄に関する事、被楔講習、生活改善に関する事、防空その他
- （2）映画会と紙芝居＝大衆啓蒙と時局に関する事、または堅実で娯楽的なものを調査蒐集し、随時巡回上演する。

「毎日新報」 1942年5月18日付朝刊4面

国語全解運動の熾熱/総力運動の重点を国語普及常用に/平南

【平南支社発】強力な総力戦体制を確立しようと、平南道では去る15日から2日間、道会議室で各府郡総力運動事務担当者会議を開いたが、道ではこの会議を通じて、徴兵制度の趣旨徹底と民心指導に関して、特に指示したことがある。すなわち昭和19年度から実施を見る朝鮮徴兵制の円滑かつ積極的な運用を望むならば、この制度に直接関係を持つ青年層、すなわ

ち適齡期青年たちにだけ理解させるのではなく、その父兄や母姉など全ての階級にもこの制度の真意を理解させなければならないと、この点について特に強調したところだが、その趣旨の徹底と民心指導の方策としては、講演会と座談会、或いは愛国班常会を利用することを上げた。それゆえ、今後、道内の総力運動は先般本府において決定を見た国語の普及常用運動とともに、この方面に重点を置いて展開されるもので、大きな期待を抱かせる。

「毎日新報」 1942年5月18日付朝刊4面

短期の準備講習/青年隊員を講師に/咸南

【咸南支社発】国語全解運動の第一歩として、咸南道学務課で施行される5ヶ年普及計画の更新強化案が決定された。すなわち19年までに15歳から30歳までの間の推定未解者（35万名だが10万名は15年、16年の両年に解得）25万名を一気に解得させるものだが、その方法としては各青年隊別に講習会を開催し、学校職員と青年隊員を総動員して講師として教えさせる。

しかし、この講習会はその範囲が広汎で受講者数が多いため、講師が大変不足するようなので、まず講習会開催に先立ち、講師の短期〔準備講習〕から着手してこの運動の基礎を築いたあと、全道的な本運動にとりかかることになった。

「毎日新報」 1942年5月20日付朝刊3面

愛国班を単位に/国語普及運動に総力戦

半島民衆が大東亜共栄圏建設に、あるいは米英敵国撃滅戦に赤誠を捧げるためには、まず国語を解さなければならないという叫びは、いま全鮮の津々浦々に溢れているところだが、これに歩調を合わせて国民総力京畿道聯盟でも、道内300万愛国班員の中で国語を解さない人は1人もいないようにするために、各愛国班員のうちで国語を解さない人の総数を現在調査

しているところだが、遅くとも今月下旬までにはこの調査を終え、それに基づき道内3府20郡の各々の郡、面、部落ごとに6月中旬頃には国語講習会を一斉に開催し、力強い国語解得運動を起す予定である。そして、それと共に現在農繁期にあつて、農村ごとに動員される共同作業隊の中で国語を解しない婦人隊員を調査し、一斉に夜間講習会を開催して国語を解得させているところだが、この成果は大いに期待されるところである。

「毎日新報」 1942年5月22日付夕刊2面

“国語常用の家”表彰/一日一語解得奨励/今日3聯盟主催で国語普及座談会

2,400万半島民衆をして確固たる皇国臣民たる信念を堅持させ、一切の生活の隅々にまで輝かしい国民意識を顕現させて、大東亜建設の推進隊としての任務を完遂させるためには、一人の洩れもなく国語を解して日常生活で国語を常用しなければならないということを、より一層一般国民に徹底して認識させるために、国民総力朝鮮聯盟と同京畿道、同京城府など3聯盟共催のもと、去る21日京畿道庁会議室において「国語普及座談会」を開催した。

会場には朝鮮聯盟から波田事務総長、烏川総務部長、奥山企画・匏田庶務の各部長、道聯盟から丹下会長、古市・平松・原田の各理事、府聯盟から矢野会長、千田・稲垣・肥塚の各理事以下、各課の係員など約20余名と、本府から筒井総力課長、島田編輯課長、溝口・永田両事務官などがオブザーバーとして参席し、午前11時から丹下道聯盟会長の司会で同座談会は開かれた。そして、

(一) 国語常用に対する精神的指導を徹底して行い、一般民衆に国語が絶対に必要であることを認識させること。

(二) 国語を解する官公署職員、学生、生徒、およびその他一般民衆には、いつでもどこでも絶対に国語を使用させること。

(三) 国語を解しない民衆に対しては、国語講習会の開設、国語教科書の

配布、ラジオと雑誌による講習等を始めとし、愛国班常会を通じて指導する生徒たちの一語運動などの展開を活発に指導すること。

(四) 各文化方面においても、国語を徹底して使用することを奨励し、「国語常用の家」を特に調査して表彰し、さらに公職とそれ以外の就職、およびその待遇についても特別に優待することなどを討議した後、同日午後1時半頃閉会した。

「毎日新報」 1942年5月22日付夕刊2面

必ず国語常用/聯盟で宣伝ビラ20万部頒布

1億国民のことばはただ一つだけだと国語生活実践運動を起した朝鮮聯盟では「必ず国語を使用しよう」というビラ20万枚を印刷し、各道聯盟と参加団体に送った。このビラはよく目立つ場所に貼付し、国語常用運動に拍車を掛けることになるものだが、各会社、団体などの聯盟でも自ら進んでこのようなビラをたくさん作って、聯盟員に配るよう聯盟当局では希望している。(カットは国語常用宣伝ビラ)

「毎日新報」 1942年5月23日付朝刊4面中東版

国語常用を督励—— 黄海道で全面的に運動展開

【黄海支社発】半島民衆に確固とした皇国臣民としての信念を堅持させ、一切の生活において国民意識を顕現させるために、一般の人々全てが国語を解得するようにし、また、日常国語としてこれを常用させるため、国民総力黄海聯盟では国語普及運動を道内で全般的に実施することになった。ところで、同運動実施の要目は以下の通り。

一、国語常用に対する精神的指導

- (イ) 皇国臣民として国語が話せることを誇りとすることを感得させること。
- (ロ) 日本精神の体得上、国語常用が絶対に必要である所以を理解させること。

(ハ) 大東亜共栄圏の中核たる皇国臣民としての国語の習得常用が必須の資格要件であることを自覚させること。

二. 国語を解する者に対する方策

(イ) 官公吏の国語常用垂範

▲官公吏は国語常用に関して、一般民衆の教育者たることを自覚せよ
勤務時間中は相互に如何なる場合でも国語を使用することはもちろん、外来者及び電話応対においても必ず国語で話すこと。

▲官公吏は家庭において国語生活を営むと共に、その居住地で10人程度の未解者に国語を解得させるように努めること。

▲各庁では「幹部の訓示激励」、「課長、上席者の監視」、「相互の自戒自粛」、「給仕、小使の国語常用の督励」を厳しく行うこと。

▲下級庁に対して各々分担区域を定め、責任を持ってその庁の職員の国語常用状況を査察するとともに、用務の如何を問わず、国語常用を督励復命せしむること。

(ロ) 学生、生徒、児童は校内校外を問わず、必ず常用させる方策を講究すること。

(ハ) 会社、工場、鉱山でも国語常用に対して強烈な関心を持たせるようにし、徹底を期すように幹部にあつては適切な策を講究すること。

(二) 青年団、婦人会、各種宗教団体、教化団体を通じて国語全解運動を展開するようにし、会議、説教その他の集会時には出来るだけ国語使用を励行すること。

(ホ) 家庭婦人が国語使用に対して強烈な関心を抱くように、教育の方策を講究すること。

三. 国語を解し得ない者に対する方策

(イ) 各部落単位の講習会の開催

(ロ) 各種団体でも国語講習会を開催するよう慫慂すること。更に教会では集会の機会あるたびに、1時間程度の国語講習を継続的に実施

させること。

(ハ) ラジオの利用

(ニ) 国語教本の利用

(ホ) 新聞雑誌の利用

(ヘ) 児童、生徒による一日一語運動

(ト) 国語解得者は各所在地において、未解得者に対して国語を解得させる義務があるという観念を持たせること。

四. 聯盟機構を通じて強烈に本運動を展開すること

(ア) 聯盟大会を開催し、国語普及（徴兵制実施も併行）に関して聯盟員の一大覚醒を促すよう決議宣誓を行うことによって、氣勢を挙揚すること。

(イ) 愛国班常会を通じて班内の国語全解を申し合わせるとともに、出来る限り常会用語を国語とすること。

(ウ) 聯盟では国語常用強調週間を設け、講演会、座談会などを開催し、「内鮮一体に関する理念の確立、及び実践の徹底」、「国語と国民思想の統一」、「大東亜共栄圏確立と国語」などに関して、民衆の一大覚醒を促すこと。

五. 国語常用者に関する表彰、及び優先的処遇。

(イ) 「国語常用の家」など国語常用者、または国語普及に功ある者等を表彰すること。

(ロ) 学校入学者選抜、その他一般の志願、請願に関しては、本人の国語能力はもちろん、その家庭での国語常用状況を調査し、有力な銓衡上の資料となすこと。

(ハ) 公職、その他の就職、及びその待遇等、各般の処遇に対して優先的に考慮すること。

(ニ) 官公署に対する一般人の陳情、届出などの用語は国語に限るという観念を持たせるとともに、少なくとも国語で行う場合を優先させること。

「毎日新報」 1942年5月24日付朝刊4面中東版

国語常用に官公吏垂範せよ —— 黄海道で管下に発牒

半島民衆をして内鮮一体の真意に徹せしめ、真に皇国臣民となるには全ての人が国語を解し、またこれを常用しなければならないという観念を一般に徹底させている黄海道では、これを率先垂範する位置にある官公吏をして、この際万難を排して全力を傾注し、国語普及運動に準[殉?]ずる覚悟を強固にするとともに、この推進力となることに遺憾なきことを期して国語を常用し、民衆に率先して範を示すようにせよと、道では道内の各官公署に通牒を発したが、ちなみに国語常用における実行事項、及び実行方法は以下の通り。

◇実行事項

- 一．執務の内外を問わず、お互いに如何なる場合であっても、絶対に国語を使用すること。
- 二．外来者に対する対談、または電話による応答も必ず国語で行うこと。ただし、相手が国語不解者の時は、相手の面前で課長、あるいは次席者の了解を得たのち、朝鮮語を使用することを得る。
- 三．給仕、小使等の使用人も職員の場合と同じ。
- 四．家庭では速やかに国語生活を実行するように努力すると共に、その居住地で10人程度の未解者に国語を解得させるよう努めること。

◇実行方法

- 一．各庁、各課では早速、所属職員、傭人を集め、幹部として訓示、激励を行うと共に、国語常用の実行並びにその方法について、申合せを行うこと。
- 二．課長、次席者および係主任は監察を厳しく行うとともに、不注意によって朝鮮語を使用した者に対しては、その度にすぐ注意を与えること。
- 三．各庁、各課に1人或いは2人程度の監視責任者を定め、朝鮮語使用の常習者に対しては注意を与えさせるようにし、一定期間内にこれを改めないときは、適宜措置を講ずること。

「毎日新報」 1942年5月24日付朝刊4面中東版

平沢日婦会で/国語普及講習

【平沢】平沢大日本婦人会では内鮮一体は国語普及からという大きな理想の下に、数年来農村婦女子の文盲退治に力を注いできたところ、今年は一層普及に拍車をかけ、去る21日から2ヶ月間国語講習会を開催したが、受講生が百余名にもなり、講師は婦人会役員みずから1週間ずつ交代して担当しているので、現下の時局において異彩を放っているという。

「毎日新報」 1942年5月25日付朝刊4面

国語生活実践強化/平南道で各種運動を展開

神前に国語全解運動完遂を宣誓し、指導機関を総動員して、強力果敢な国語生活を実践し強化するための全面的運動を展開する平南道の具体的実施案は、22日各府郡聯盟理事長に通牒を發したが、国語常用方策をまず最初に実践しているのは、官公署職員が率先して実行しているものだが、内容は官公署職員は職場の内外を問わず、いかなる状況と環境にあっても国語を常用することとなっている。

外来者で国語を使用しない者には国語を使用するように注意を促し、電話で話すときも、やはり国語を使用することとなった。また、学校、職場、団体での使用については、生徒、児童たちは学校の内外を問わず国語を常用し、会社と工場、鉱山などの場所では官公署に準じて実行させ、また一般に対しては愛国班の討議事項として実践させ、国体に関連する用語と愛国班等の固有名詞、地名は国語を使用し、氏名は必ず創氏改名によって正確な国語を使用させ、時々簡単な国語講習会を開催し、あるいは中等学校生徒の夏休み、冬休みを利用して郷土の部落で講習会を開催するにおいて、極めて組織的な運動を起し、遅くとも3年以内に満7歳以上45歳以下の全員に国語を普及するように町・里聯盟ごとに年次計画を樹立し、一路国語全解運動完遂に雄雄しい運動を展開することになった。

「毎日新報」 1942年5月26日付朝刊4面中東版

国語生活徹底等/6月常会で約束すべき実践事項[抄録]

【江原支社発】国民総力江原道聯盟では、定例理事会を去る23日午前11時から道会議室で開催したのち、6月常会の約束事項を次のように決定し、実践することを強調することとなった。

6月常会約束実践事項

1. 国語生活の徹底を期す

国語を解しない人は一日も早く国語を学ぶようにしよう。少しでも分かる人は上手下手に関わらず必ず国語を用いるようにしよう。そして、私たちの生活を国語化するようにしよう。

2. 全家族が勤労にいそしもう。

麥の適期刈取り、苗代の管理、田植、草取り等、いよいよ農作業がひとときわ忙しい時期になりました。老いも若きも男も女もみな増産に努めよう。

3. 常会を励行しよう。

大詔奉戴日の常会に出席を怠っている人はいないか。あるいは、愛国班長常会や愛国班常会を開いていない所はないか、また開いても出席を怠っている人はいないか、常会は定例日に必ず開き必ず出席するようにしよう。

4. 朝鮮同胞に対して徴兵制度を実施することになった。

我々2,400万同胞が念願してきた朝鮮同胞に対する徴兵制が、いよいよ昭和19年度から施行されることになった。これから2年後になれば実施されることになるので、十分に準備して適齢者はみな立派な軍人になるように努めよう。[…]

「毎日新報」 1942年5月28日付朝刊3面

国語全解の捷徑/総力聯盟で国語教本配布

国語で話す2,400万の愛国班員を目標として、国語の全解と常用運動は

徴兵制実施の決定と共に、半島全域に潮が満つ如く展開されているが、正しい国語普及にもっとも必要な国語教本を今回国民総力朝鮮聯盟で作製して全鮮の各愛国班に配布し、講習会を促進することになった。この国語教本は、特に初歩習得者用として総督府に委嘱して編纂したもので、携帯に簡便なポケット版約20ページの絵入りの美しい小冊子である。近日中に印刷が完了し次第、すぐに各地の聯盟に発送する予定だが、各班員全員に全部無料で配布するためには莫大な経費を要するので、班員用は1部3銭の実費とし、来る6月20日まで申し込み次第送付することになった。また、このほかにも初歩を既に習得した層のために、総督府で引き続き高級編を編纂しているところなので、今後、各国語講習では聯盟発行の教材を用いて統一を図るということである。

「毎日新報」 1942年5月29日付夕刊2面

国語常用全家勤労/皇民たる本分を守ろう/6月の実践事項

海に空にあるいは陸地に忠勇無双の皇国将兵は神の如く作戦を展開し、勇猛果敢に奮戦し、世界共通の敵である米英両国を撃破している。これと共に、12億大東亜民族がそれぞれ共存共栄する大東亜共栄圏を建設する聖業は、武力戦における戦捷と足並みをそろえて、着々と進捗を見せているところである。この時機にあたり、1億銃後の使命は再び繰り返す必要もなく、銃後の陣中奉公であることは明らかなことである。ところで、我が半島には国防の重責を荷う徴兵制度が実施されることになるという歴史的発表があつて間もなく、米英など敵国の捕虜を監視させるため、半島青年を軍属として採用することに決定し、その志願者を募集しているところである。半島の感激は絶頂に達している。お国のためなら一身を捧げるという殉国の至誠に燃えている。このような感激の中で迎えることになる6月8日の大詔奉戴日を前に、朝鮮聯盟では6月中に2,400万愛国班員が実践していくべき実践事項3項を決定発表した。大東亜共栄圏の指導的地位において活動する半島民衆は、日常生活を国語化しなければならない。そし

て、農繁期には家族全員が野良に出て生産力拡充運動に精進しよう。これがすなわち陛下に対して忠誠を捧げる捷徑であると全民衆に檄を飛ばすことになったが、6月の実践事項の内容は以下の通り。

1. 国語生活の徹底

国語を知らない人は一日も早く国語を学びましょう。少しでも知っておる人は必ず国語を使いましょう。そして私たちの生活を国語化しましょう。

2. 全家勤労

麥の適期刈取、苗代の管理、田植等にいよいよ農繁期です。老いも若きも男も女も増産に努めましょう。

3. 常会の励行

大詔奉戴日常会や愛国班長常会、または愛国班常会は定例日に必ず開き、一定の時刻には必ず出席しましょう。

「毎日新報」 1942年5月29日付朝刊3面

どの農村もひたすら徴兵に感謝、国語普及/愛国の熱火に感激したという
鈴木局長談[抄録]

扶余神宮の御造営工事と南鮮地方の港湾工事進捗状況を視察するため、鈴木司政局長は去る20日、京城を出発し忠清南道をはじめ、全羅南北道と慶尚北道などを視察して27日帰任したが、同局長は「徴兵制度に対する半島民衆の感激と自覚は見る人をして頭を下げさせ、国語普及運動は燎原の火のようで実に皇国の慶事である」と、28日感激の帰任談を次のように語った。[…]

徴兵制と民衆

徴兵制度については発表されるや否や、極めて迅速に邑・面の下部聯盟までその趣旨が徹底して認識されたことがわかった。ここで私が特に強調し、1億国民と共に喜びたいことは、この榮譽の徴兵制実施に対する半島青年層の深い感激と確かな自覚である。彼らの大きな歓喜と感激に私は頭

が下がり、同時に皇国万歳を心の中で叫んだ。誰もが誉ある皇国臣民としての感激に燃え立ち、将来立派な帝国の人間として陣中報国することを誓っていた。

国語普及大運動

国語普及運動は先般の道知事会議を契機として、活発に展開されることは予想されていたが、時あたかも徴兵制度が実施されることになるや、飛躍的に、かつ熾烈に展開されており、感嘆した。各道ごとに2ヶ年以内に50歳以下の男女は簡単な会話ぐらひは出来るようにしようという計画で、誠心誠意努力している最中だった。これはまさに燎原の火だった。ところでここで話すべきことは国語普及運動が上から命令する計画であるというよりも、一日も早く国語を学んで皇国臣民として恥ずかしくないようにしようという、一般民衆の愛国の至誠から出てきたものだということである。実に慶賀すべきことである。(写真は鈴木局長)

「毎日新報」 1942年6月1日付朝刊4面

国語全解に/各所で総力を集中

【黄海支社発】 黄海道では国語普及運動に全力を尽くしているなか、今年度から2ヶ年計画で道内の各町・洞・里・部落聯盟を単位として国語講習会を開催し、イロハの仮名文字から教授し、簡易な国語普及を図り老若男女を問わず、一人も国語を解し得ない者がいないことを期すこととなった。

【新興】 新興郡では郡民国語全解を目標にして、郡聯盟が主体となり各国民学校、講習所、各愛国班を総動員して先月の27日から国語講習会を開催したが、すでに婦女子の参加人員も千余名に達し、今後その成果に大きな期待をもって積極的に指導奨励しているところである。

【馬山】 馬山府では国語常用運動を積極的に展開するために、目下具体的な実施計画を成案着手中にあるが、これに先立ち左記標語1万枚あまりを府内の各町・洞聯盟の愛国班を通じて一斉に発送配布した。

▲国語常用＝会話は必ず国語で

▲国語全解運動＝慣れよう、親しもう、皇国のことば

「毎日新報」 1942年6月1日付朝刊4面

実情に沿って指導

【新京支社発】昨年度、在満国民学校制実施準備期間に教務部と表裏一体となり、60余校の初等学校教育の向上に多くの成果を収めた在満日本教育会北部会は、今年度新たに担わされた教育会活動の主体としての使命を達成するため、先月の25日、26日の両日、関東局会議室で昭和17年度評議会同支部長会議を、また新京青年学校、西広場在満国民学校で同研究委員会を開催し、北部会の運営方針を決定したが、今年度は中央部の意図を参酌して地方区の活動を中止し、現地事情に沿った事業研究を促進させるほか、昨年度の実践に照らし、研究指定校を廃止して重点主義による実践学校制を採用し、第2次開拓5ヶ年計画に呼応して開拓地教育の研究振興に当たるほか、全満初等学校の80パーセントを占める複式学校の適正な運営を期すことと、国語教育を重視し、方言の是正、特に徴兵制実施に呼応して鮮系への国語普及に努めること等3つの部分に限定し、時局色、現地の特殊事情などを重視した計画を決定したが、その成果はとても注目される。

【沙里院】鳳山郡では6月1日から皇国臣民として国語常用の徹底を期すため、国語の教育普及として家庭においては学校児童を通じて普及し、農村部落では講習会を開催し、全力を傾注し積極的努力をもって国語常用普及に協力するように督励し、運動を展開した。

「毎日新報」 1942年6月1日付朝刊4面

府聯盟要綱決定/活発な運動展開

【慶南支社発】半島民衆に真の皇国臣民としての固い信念を抱かせるとともに、日常生活で国民意識を顕現させるための国語普及運動は、いまや

全鮮的に活発な展開を見せているが、国民総力釜山府聯盟ではかねてからこれに対する運動要綱を準備中だったが、最近、国民総力運動試図委員会の決議を経て、次のような運動要綱が決定された。

一. 国語常用で行う精神的指導

- (イ) 皇国臣民として国語を話し得ることが、一つの堂々たる誇りであるということを感じ得せしむること。
- (ロ) 日本精神の体得上、国語常用が絶対に必要なる所以を理解せしむること。
- (ハ) 大東亜共栄圏の中核たる皇国臣民として、国語の習得と常用が必須の資格要件たることを自覚せしむること。

二. 国語を解する者に対する方策

- (イ) 官公署職員は率先して国語常用を励行すること。
- (ロ) 学生、生徒、児童は必ず国語を常用すること。
- (ハ) 会社、工場、鉱山等においても極力国語常用を奨励すること。
- (ニ) 青年団、婦人会、教会、その他の集まりに於いても、国語使用に努むること。

苟しくも国語を解する者は必ず国語を常用するのは勿論のこと、あらゆる機会に国語を解せざる者に対する教導に努むること。

三. 国語を解せざる者に対する方策

- (イ) 国民学校附設国語講習所の開設。
- (ロ) 各種講習会の開催。
- (ハ) 国語教本の配布。
- (ニ) ラジオによる講習。
- (ホ) 雑誌による講習。
- (ヘ) 平易なる新聞の発行。
- (ト) 常会における指導。
- (チ) 児童生徒による一日一語運動。
- (ト) 各所在における国語を解せる者よりの指導。

四. 文化方面に対する方策

(イ) 文学、映画、演劇、国語常用を勸奨すること。

(ロ) ラジオ第2放送に国語をより多く取り入れること。

五. 国語常用者に対する表彰、および優先的処遇。

(イ) 「国語常用の家」等、国語常用者または国語普及に功有る者等を表彰すること。

(ロ) 公職その他の就職、および待遇、各般の処遇に付優先的に考慮すること。

六. 官民が協力し、全鮮的に本運動展開に付ての明朗且熱意ある気運を醸成するに努むること。

「毎日新報」 1942年6月2日付朝刊4面中東版

不謹慎な言動は徹底して撲滅せよ（下）/黄海道警察署長会議で山木知事訓示[抄録]

(3)国語の普及=内鮮一体の根本要件の一つは国語の普及にある。皇国臣民たる精神涵養もまた国語でもって最も捷徑となる可言。そして徴兵制度実施によって、大元帥陛下の股肱として国防の重責と大東亜共栄圏建設の中核的指導者として活動する地位を与え、将来南方民族を指導する榮譽を負荷した今日、国語の常用は最も緊急の問題であるので、各位は関係機関との緊密な連絡のもとに、今までの総力運動を通して展開している国語全解運動を機会として、実効を挙揚したい。

「毎日新報」 1942年6月3日付朝刊2面

徴兵制と在満半島人 座談会（下）

軍人精神の涵養と国語普及が極めて必要

福山[関東軍]報道部長[抄録]

[...]教育の根本は大和心、大和魂の養成にあります。だから大和心は大和の言葉でなければ養成することが出来ません。このような意味で私たち

は国語教育を徹底して行わなければ、内地人と一緒になって遜色なき軍人になることは出来ないのであります。教育の第一目標は国語教育です。これは学校だけでやることではなく、家庭では父兄が努力してくれなければだめだと思います。内鮮一体化というものも、国語の力でもって初めて実現するということを肝に銘じ、全力を傾けて努力しなければならないと思います。

「毎日新報」 1942年6月3日付朝刊3面

この本を持てば解得/国語教本「コクゴ」全鮮に配布

皇国臣民への道は、まず国語を解得するところからという大きな目標のもと、国語全解に全鮮の津々浦々で総力聯盟の各機関をはじめとし、各民間団体の□□□で展開しているが、このたび国民総力京城府聯盟では国語普及用に一般家庭で婦女子たちと国語が初歩の人々が見て学ぶのに便利なようになった教本「コクゴ」という本を斯界の権威者たちが集まって編集していたが、最近原稿が完成したので、すぐに総督府の手によって印刷に回された。

そして、印刷が終わればこの本を広く全鮮各地の町聯盟を通じて国語を解しない人々には配布することになり、各地の適当な機関でこの本を教科書にして教えることとなった。

ところで、この本は仕事場でも道を歩きながらでも、あるいは休み時間のちょっとした暇を利用して読んで学ぶことが出来るようにポケット版となっており、色付きの絵を添えた約20ページ程度の本だが、一冊3銭で希望者には誰にでも配布することになったのである。

「毎日新報」 1942年6月3日付朝刊3面

国語常用

紙芝居募集

大東亜戦争勃発以来、京郷は勿論のこと、半島同胞たちの目覚しい活動

は着々と大東亜を建設する指導者としての地盤を固めており、待望の徴兵制の実施も偶然のことではない。この半島の画期的な夜明けを期して、総督府情報課ではさらに内鮮一体の成果を高く掲げて半島総力運動の徹底を、期すため、大戦下における半島同胞たちの皇国臣民としての活動の実話を広く一般から募ることになった。

実話は、たとえば皇室尊重の実話を始めとして、敬神に関するもの、銃後後援、滅私奉公、生業報国の実話、徴兵制の実話に対して感激した実話、国語常用普及に関する実話など、その他皇国臣民としての模範的行動についての実話や美談などで、特に大衆を感激させうるものでなければならない。応募規定は、枚数は400字詰原稿用紙4枚程度で、来たる7月末までに朝鮮総督官房情報課へ送付いただきたく、作品は必ず国語を用い、作品中の名前は仮名でも構わないが、必ず本名を別途明記し、応募者の住所、氏名、職業等を明記していただきたい。応募作品から入選作品15編□□15名を選定し、それぞれ20円と10円の賞金を授与するものであり、発表は来たる9月1日号の総督府情報課発行の「通報」に発表する。さらに当選作品は一つにまとめて印刷し、各方面に配布するほか、「紙芝居」もしくは演劇などに使用する予定であり、著作権は前記官房課に帰属する。

「毎日新報」 1942年6月4日付朝刊4面中東版

各部落聯盟単位に国語講習会開催/農繁期利用、2ヶ年計画で

【黄海支社発】国語の普及とその熟達に努め、また日常生活用語としてこれを愛用させることが半島統治の根本義からあらわれる鉄則として、ここに皇国臣民を錬成し、内鮮一体を具現させるためにも国語普及が必須不可欠の要件であり、その上大東亜戦争遂行に伴い国運の飛躍的な一大発展により、共栄圏指導者としての資質向上に重大な意義を包蔵しているので、国民総力黄海道聯盟では国語普及の一大運動を展開すると共に、文盲啓発を目的とし、道内の各町・部落聯盟員のうち、国語を解し得ない者を対象として、今年度から2ヶ年計画で町・部落聯盟単位の国語講習会を開

催し、簡易な国語を解得し得るようにするということである。ところで同講習会の開催期間は農閑期中の60日ないし90日とし、毎日2時間程度で講習を受けさせる予定であり、受講者は町・部落聯盟員で男女と年齢の区別がないようにし、講師は各中等学校教員、警察官駐在所員、金融組合職員ということであるが、これにともない昭和17年度において開催される府・邑別国語講習会予定数は下記の通り。

◇府・邑別国語講習会予定数

▲海州府10 ▲碧城郡154 ▲延白郡150 ▲金川郡65 ▲平山郡103
▲新溪郡50 ▲瓮津郡103 ▲長淵郡75 ▲松禾郡74 ▲殷栗郡48 ▲
安岳郡 73▲信川郡96 ▲載寧郡86 ▲黄州郡93 ▲鳳山郡86 ▲瑞興
郡59 ▲遂安郡58 ▲谷山郡52 ▲計1,435

「毎日新報」 1942年6月5日付朝刊4面中東版

国語全解わずか1割5分/海州府で全面的に普及運動

[黄海支社発]海州府では少し前から府内の各町聯盟を通じて国語を解する人、もしくは解し得ない人の数を調査していたところ、最近ここに調査を終えることになったが、これによれば国語全解者数は約12,300余名で、府内半島人数約7万に比して僅か1割5分強に過ぎない。しかしこの調査は7歳以下の児童は含まれていないということで、府当局では近々大々的に国語常用実践及び国語普及の猛運動を展開するということである。

「毎日新報」 1942年6月7日付朝刊4面中東版

国語生活、全家勤労等/徹底実践を強調/京畿道聯盟の6月中実践事項

国民総力京畿道聯盟では8日の大詔奉戴日を迎え、以下のような生活の国語化、全家勤労、常会励行の3大項目を実践するように、管下の各府・郡聯盟を通じて下部組織に各々通達させた。

▲国語生活の徹底＝国語を解し得ない人は一日も早く国語を学ぼう。少しでも国語を解する人は国語を使おう。そして、私たちの生活を国語化しよ

う。

▲全家勤労＝大麦と小麦の適期刈取り、苗代の管理、田植えなどいよいよ切迫して農繁期となった。老若男女を問わず、全家族が全て努力しよう。

▲常会の励行＝大詔奉戴日の常会に出席を怠っている人はいないか、愛国班常会と愛国班長常会を開いていないところはないか、また開いても出席を怠っている人はいないか、常会は定例日に必ず出席しよう。

「毎日新報」 1942年6月7日付夕刊2面

国語全解に総力戦/京畿3百万道民に完全普及を目標

「国語で進もう大東亜の建設」という叫びも勇ましく、いまや全鮮の津々浦々には国語普及熱が天を衝くかのように高まっている。街角でも国語、家庭でも国語、職場でも国語で話し、国語で書くことに2,400万は高潔な愛国の至誠を捧げている今、京畿道でもこれに歩調を合わせて300万道民のうち、一人たりとも国語を解し得ない人がいないようにして、半島民衆が大東亜共栄圏建設の推進指導部隊となるようにすることとなった。そして、去る5月下旬から道内各府・郡聯盟を通じて

- (ア) 国語と半島語の両方が書けて話せる人
- (イ) 国語と半島語のうち、どちらかだけ知っている人
- (ウ) 国語と諺文の両方とも書けない人
- (エ) 国語を話すを書けない人

の4種類に分けて徹底して調査しているところだが、大体今月の下旬ごろにはその統計が完全に蒐集される予定なので、それによって初めて300万道民のうち、国語を解する人と解し得ない人の正確な数字を知ることが出来るので、この資料を基礎として全道内3府20郡の各府・郡聯盟、および各町・部落聯盟ごとに5ヶ年計画でそれぞれに国語簡易講習会を開催して、最短の期間内に国語を解さない人を完全になくすために全力を傾けることになった。そして一方、再び、来る12、3日ごろには総力、学務、社

会の各課関係者たちが集まり、国語普及推進委員会を山本内務部長の統裁のもとに開催したあと、国語常用優良家庭の表彰方法、国語を常用する人の就職と俸給に対する優待方法などをはじめとして、国語常用奨励のための詳細な具体的方針を決定し、更に当局では国語を解しながらも常用しない人に対しては、然るべき方法によって最も強硬に注意を喚起させる予定なので、国語解得と普及は急速に進展することが期待される。

「毎日新報」 1942年6月7日付朝刊3面

国語普及に大きな期待/明朗な気分で行く/南大将釜山を去るにあたり談話発表

釜山に到着した南大将は午後8時半、鉄道ホテルにしばらく立ち寄って新聞記者団と会見し、慈愛に満ちた表情でそれぞれ一人ずつ見回しながら微笑を投げかけ、「船は何時に出るのか。船の出る時間はまだか」と尋ねたあと、席に座って次のように談話を発表した。

永い間のおなじみであった諸君と別れ、半島の官民と今夜を最後に別れることになったが、とても寂しく、これまでの深い情誼が偲ばれるのも深い。このように最後の別れに臨んで、女々しく哀惜の情におおわれるよりも、むしろおおくの喜びをもって朗らかに出発することになったのは、実に半島2,400万官民のおかげで、真に愛する気持ちのためであると考え。大戦下の重大事局に於いて在住内鮮人のすべてを通じて心気明朗、活気横溢している。これは何を意味するのかといえば、大東亜共栄圏を建設することは内鮮一体をもってその中核としていることであると、私は確信しているところである。朝鮮の内鮮人は互いに抱擁力を持ち、互いに協力してきた好ましい現象を示している。その次に、半島の国語報国は燎原の火の如く拡大し、久しからずしてこの事業は成功するであろうと確信し、この上なく嬉しい。皇国臣民ということばは英語や漢語では表現しがたい崇高な我々臣民の誇りなのである。半島における国語報国を見るならば、官庁から強制的に命じたものでもなく、外部からそうさせようと誘導した

ものでもないのに、このように良い成績を見ることになったのは、愛国班長が各々の自覚と精誠によって、皇国臣民は国語からという考えを持って邁進しているものであると考える。そして、最後に一言話したいことは、不肖で力足らずの私が在任7年間誠心誠意仕事をしてきたが、広く手が回らなかったことは、みずから遺憾とするところである。それにも関わらず、半島人は物心両面でどのようなことでも克服し、総力を尽くしてきたことは実に総力運動の力であり、銃後国民の協力の決意がこもったもので、深く感謝するところである。以上のような3つの喜びを胸に抱いて親愛なる2,400万と別れ、いま去ることになったので少し悲しいが、身は離れていようとも諸君の健康を祈り、銃後の奉公により一層励まれんことを願うところである。

「毎日新報」 1942年6月8日付朝刊4面

国語愛国班建設/忠北国語普及運動積極展開

【忠北支社発】国語を通じて尊厳ある我が国体に触れさせて日本精神を錬磨し、皇国臣民たる信念に徹底するようにさせ、百万聯盟員がみな国語を習得錬磨し、一切の生活において国語意識を顕現し、日常国語を常用させようと、忠北道当局では国語普及運動を展開させることになったが、同要綱中に国語を解得し得ざる者に対する方策として、国語愛国班建設が計画された。これは国語習得常用の必要感を喚起させることが切磋琢磨の機会を多くさせ、愛国班が団結して国語力を向上させようという目標となったものだが、その標準は(1)日常交集語は国語であること、(2)老人幼児（6歳以下）は除外、(3)国語使用者（内地人を除く）が8割以上に達すれば国語愛国班という。

国語愛国班を建設しようとするならば、(1)国語講習会を開催するほか、町・部落聯盟において学校と綿密な連絡を取ってこの徹底方法を講究し、(2)町・部落聯盟においては出来るだけ国語愛国班を建設するように努力し、(3)邑・面では一定の部落に特に濃密な指導を加え、先進国語町・先進

国語部落を建設するようにする。

「毎日新報」 1942年6月9日付朝刊3面

皇民化の第一歩 国語普及に総力戦/今月中に千の国民学校で講習

2年後には徴兵制度まで実施され、半島青年も堂々と国防の重任を担うこととなり、名実相伴う皇国臣民として大東亜共栄圏の指導者となる朝鮮人の中で、未だに国語を解する人が全体の2割にもならないということは実に遺憾な現象であり、国語普及運動の重要性はさらに切実である。南前総督は釜山にて朝鮮を去る最後の別れの挨拶の中でこの点を強調し、半島同胞が一人でも早く国語を解得するよう努力することを願うと強調した真意もここにあるのだが、小磯新総督を迎えて、この運動は施政の重要な項目として活発に展開されることが期待される所であり、総督府では学務課、司政局が総力聯盟と表裏一体となり、この運動を啓蒙運動であると同時に総力運動として力強く推進することに方針を決定し、必要な経費は第2予備金から支出するよう、いま水田財務局長が東京で新総督、総監と相談し、大蔵省と折衝しているところである。予算が認められ次第、全鮮3,000の国民学校の中から今年は全鮮約2,000の学校に今月中に国語講習会を附設し、学校が休みに入った後国民学校の先生を指導者として徹底した国語普及運動を始めることになり、学務局では8日各道に通牒を発し、準備調査を行わせる一方、今月下旬に各道学務課長会議を招集し、講習会設置に関する具体的協議を行うことになった。

「毎日新報」 1942年6月10日付夕刊2面

3割が未解者/急がれる愛国班長国語普及運動

皇国臣民たる感激を国語で表現し、大東亜共栄圏の隅々まで国語で話そうという雄大な理想のもと、今2,400万半島民衆は国語解得のために活発な愛国運動を展開しているが、京畿道総力課においても300万道民に国語普及を徹底して図ることとなった。そして、まず全道内の3府20郡にわ

たつて、まず各愛国班長の中で国語を解する人を一斉に調査し、いまその統計を集約しているところだが、それによれば京城府内の1万3千余人の愛国班長のうち、394名の内地人班長を除いたうちで国語を話し読むことが出来る班長が4,924名、全く解し得ない班長が1,870名である。これは□□の班長の約3割は国語を解しないことになるが、一般の郡、府では更に国語を解しない人の数が多いことが予想されるので、道総力課ではこの調査が全部集計され次第、すぐにこれら愛国班長の中から、国語を解する人を総動員して国語普及指導隊になるようにさせ、至る所で簡易国語講習会を開き、一般道民の国語解得運動を徹底して展開させる予定である。

「毎日新報」 1942年6月12日付朝刊3面

国語解得者は4割/京畿道内愛国班でも全解運動

京畿道内の全ての愛国班長33,027名のうち、内地人2,273名を除いたあと、国語を話し書くことが出来る班長が11,637名、国語を知らず諺文のみ書くことのできる班長が16,850名、国語も諺文も知らない文盲の班長が1,267名である。これを比率で見れば、約6割は国語を知らず、全体の約3分は全く文字を知らない班長である。この統計は去る5月初旬から昨日の11日までにわたり京畿道総力課で道内全体において一斉に調査した結果だが、同係ではこの統計をもって国語普及運動の根本方針を決定する予定で、今後は5ヶ年計画で各農村ごとに簡易国語講習所を設置し、このうち国語を解する班長を総動員させ、力強い国語全解運動の推進隊とならせる。そして、まず各面単位に国語普及指導者講習会を開催する一方、各常会では必ず簡単な国語を互いに学ぶように努めるようにする。

「毎日新報」 1942年6月12日付朝刊4面

国語全解運動/載寧邑で宣誓式挙行

【載寧】捕虜監視員と更に徴兵制実施決定等の榮譽を得ることになった半島民衆は、一日も早く日本精神を体得し、皇国臣民として臣道実践に励

むという決心が心に徹している現状にあるが、この為には何よりも国語を全解することが必要である。それゆえ、半島の地には国語全解運動が炎のように燃えさかっており、載寧郡聯盟でも去る4日から10日間国語普及運動を起し、いま猛運動中なのだが、去る7日午前9時には邑民5千余名が載寧神祠で邑民大会を開き、「国語を学ぼう、知っている者は常用しよう」という固い決意を抱き、また神殿の前で宣誓を捧げたのち、午前11時に閉会した。

「毎日新報」 1942年6月13日付朝刊4面中東版

国語常用運動/常会利用し徹底して実行

国語全解はまず愛国班長からという標語のもと、京畿道では道内33,027名の愛国班長が国語全解運動ののろしを上げることになった。すなわち、前記班長のうち内地人が12,273名で、半島人班長29,754名のうち国語会話ができて文字が読める人が11,637名であり、朝鮮語だけ分かり国語が分からない人が16,850名である。国語で会話が出来ず、文も読めず、諺文も読めない班長が1,267名であり、この統計に驚いて道総力課では愛国班員ともしっかり連絡が緊密な愛国班長が国語を知らないようではだめだと、近々講習会を開いて全解に取り組むことになった。

「毎日新報」 1942年6月13日付朝刊4面中東版

農閑期利用し/全解運動を展開

【黄海支社発】内鮮一体の具現、及び皇国臣民としての錬成は、まず第一に半島人に国語を普及し、一切の生活用語として国語を使用させることが必須不可欠な要件であることに鑑み、国民総力碧城郡聯盟では道聯盟の方針に基づき国民の国語全解運動を展開することとし、11日午前10時から同郡会議室で管下各面長会議を、また来る22日は郡内各国民学校長会議、次いで25日には郡面聯盟理事会議を開催し、これに対する具体的な案について協議するとの事である。そしてここに国語講習会を農閑期を期して開

催するということである。

「毎日新報」 1942年6月13日付朝刊4面中東版

営業者にも国語教授実施

【南川】黄海道南川警察署では、去る6月1日から管内警察官の家族に国語講習を毎日1時間実施しているが、去る5日からは管下の一般営業者たちに更に国語使用を奨励するとともに、市内居住者130余名を召集して東西武道場で国語教授を実施しているが、その成績は非常に良好だということである。

「毎日新報」 1942年6月15日付朝刊4面

国語常用に烽火/平北2,700ヶ所で講習会

【平北支社発】国語常用の実践による皇国臣民化の徹底を期して、平北道では全鮮の国語全解運動とともに既に国語普及運動の実施方策を確立して、国語の普及常用を展開したが、これに即応して国語を解し得ない者に対する指導方法として、総力聯盟の組織を動員し、愛国班常会における国語講習を積極的に勧めるとともに、今夏1ヶ月間道から補助金を支出して、愛国班長を主眼とする国語講習会を道内2,700余りの町・洞・部落聯盟において一斉に実施することになり、現在研究中である。この講習会は、まず国語の普及が愛国班長の全解常用化を先決問題とするところから計画したもので、今夏1ヶ月間、1日1時間内外を学校または部落集会場、教会堂を利用して実施し、初めは常会で用いる挨拶と防空訓練関係の簡単な日常用語から、次第に高級な国語を教えることになった。そして、この講習会とともに道内270余りの国民学校でも夏期休暇期間を活用して、1ヶ月国語講習会を開催する計画だが、この講習会には聯盟の講習会を終了した程度の愛国班長または班員を対象として、基礎的な国語教育を施す方針であるという。

「毎日新報」 1942年6月15日付朝刊4面

国語を学ぼう！/婦女百余名に複式授業

【平沢】平沢大日本婦人会は模範婦人会として全国に名高く、種々本府から表彰を受けてきたところだが、今般、国語生活励行の国策に順応し、内鮮一体は国語普及からという大理想の下に、農村婦女子百余名を募集し講演会を開催したが、講師は目良分会長以下役員が交代して片仮名と平仮名の二部複式で教授しているところである。（写真は、去る大詔奉戴日に神祠参拝した講習会員一同）

「毎日新報」 1942年6月18日付夕刊2面

徴兵制認識徹底と国語普及に拍車/情報課で壁新聞とポスター配布

2年後には朝鮮でも徴兵制度を実施し、半島同胞に対して内地人と全く同じように国防の重任を分担させるという施政のものと画期的制度によって、半島人の皇国民としての感激は最高潮に達している。皇国臣民は何よりも国語を解さなければならないと、国語を解させようとする熱意が徴兵制度によって白熱化している時、総督府情報課では徴兵制度に対する認識を深め、国語普及に拍車を掛けようと、壁新聞とポスターを作り、各学校、停車場、工場、会社、都会の街角に貼り出すことになった。徴兵制度に関する壁新聞には「我等皇国に召されたり」という標語を書き込み、勇敢な皇軍の絵を描いたもの。国語普及ポスターは「国語で進め大東亜」、「お母さん行ってまいります、今日も一日国語で話そう、うん」という母子の仲睦まじい対話、「大東亜の任務」という3種からなり、全部で5万6千枚を作り、数日内に関係方面に配ることになった（写真 壁新聞ポスター）

「毎日新報」 1942年6月19日付朝刊4面中東版

国語全解総力戦/実情調査し指導法刷新

【江原支社発】国語全解運動で総力戦を展開している江原道では、皇国

臣民として国語全解をなし得ないことは何よりも恥ずかしいことであるとして、最近道内各郡の実情を調査し注意を喚起したところだが、これまでは一定の日時と場所を指定したところでだけ指導を行ってきた感があったが、今後はそのようなことを一掃し、2人以上が集まった時は、職場はもちろん、どこでもお互い指導をし合うようにさせるということで、すなわち農閑期に農村で仕事の合間の短い休憩時間を利用して1語ずつ教えるとか、または互いに知らないことを進んで尋ねて学ぶようにして、この国語全解運動に遺憾なきを期すとのことである。

「毎日新報」 1942年6月21日付朝刊4面中東版

国語常用に拍車/江華郡守面長会議で力説

【江華】金松江華郡守が着任した後、まず最初に内鮮一体の真の意義を徹底させ、牢固な皇国臣民としての信念を持って一切の生活に国民意識を顕現させることは、刻下極めて緊急を要する事であって、国語を生活用語として常用することは国民の義務であり、思想統一上緊要なる事なので、国語を常用することなしには皇国臣民として将来大東亜共栄圏の指導者となるべき栄誉を望み難いということを、面長会議室で特に力説した。

「毎日新報」 1942年6月22日付朝刊4面

湧き上がる国語熱——知っていて使わない者は非国民/各地で走馬に鞭打つ普及運動

【慶南支社発】釜山府の国語普及運動はすでに累次報道したように、国民総力運動指導委員会で決定された実施要綱を既に実践に移しているが、更にこの度は左記のような具体的方法を22日府内の各町・洞・里聯盟と各種聯盟に通牒を発し、その実績挙揚に全力を尽くすこととなった。

一. 趣旨の徹底と決意の浸透を図る方法

- イ. 府聯盟で製作した宣伝用ビラ5万枚を府内朝鮮人家庭に全部もれなく配布して、見えやすいところに貼付するようにするほか、汽車のな

か、電車のなか、停留場、停留所、集会場、劇場、映画館、店頭、その他重要なところに貼付すること。

ロ. 各学校聯盟では国語、習字、図画、手芸などの時間を利用して、生徒、児童に国語常用に関する宣伝物を製作させ、これを各家庭に貼付させること。

ハ. その他各聯盟でもこの種の宣伝物を作成させること。

ニ. ラジオ放送において国語講習の時間はもちろん、ニュースもしくは「家庭の時間」など随時国語の聴取に努め、国語の早期習得方を指導すること。

ホ. 各聯盟で朝鮮人多数を集合させる機会がある場合には、府庁から職員を派遣して国語普及に関する講話を行なう予定なので、日時と場所等を通報すること。

ヘ. 町・洞・里聯盟では、各愛国班を通じて朝鮮人班員に対して、国語普及運動の趣旨を徹底させること。

二. 国語を解する者に対して常用させる方策

イ. 官公署、学校、会社、工場、その他の団体では、所属職員、生徒、児童、従業員などに対して国語常用を徹底的に実践させると共に、これを各員を通じてその家族に対して、国語を常用及び習得させるよう慫慂すること。

ロ. 各町・洞・里聯盟理事長は左記事項を実施すること。

(1) 各愛国班常会でしっかりとした協議を行い、その実践を督励すること。

(2) 大詔奉戴日その他合同参拝をするたびに、国語を常用するという事を神前に誓わせること。

(3) 愛国班員はたとえよく話せないことばであっても、自分が知っている国語は必ず常用するようにすること。

(4) 国語を解得しながらもこれを常用しない者に対しては、その勤務先、または所属団体と連絡を取ってその必行を期させること。更に

必要な場合にはその住所、氏名、勤務先、所属団体名などを府聯盟に通報すること。

三. 国語を解し得ない者に対して、これを習得させる方策

イ. 短期講習会を開催すること。

ロ. 学校聯盟では生徒、児童を通じて1日1語の習得を励行させること。

ハ. 官公署、会社、工場、その他の団体では、所属職員を通じて各自の家庭内で国語を解し得ない人がいないようにさせること。

ニ. 会社、工場などでは国語を解し得ない従業員に対して、彼らに習得させるための特段の施設を講究すること。

ホ. 町・洞・里聯盟では国語を解する愛国班員を通じて、その他の解し得ない班員に国語を習得させること。

四. 本運動の進展にともない、適当な時機に国語常用の家庭、及び国語常用運動功労者、そして国語を解しながらも故意に常用しない者に対する処遇方法を講究中なので、各聯盟理事長はこれについてあらかじめ調査しておくこと。

【元山】今や最高潮に達している朝鮮民衆の国語全解運動に歩調を合わせて、元山府でも7月から積極的に実践させる講習会開催を前にして、万端遺憾なく準備を整えて研究を重ねているところだが、これに先立って来る22日午前10時から府内官公署長をはじめとして、公私立学校長、各教会の長、寺院の長、各町会長、各私設教育機関長など、指導級人物2百余名を招致して、国語講習会普及計画打ち合わせ会を開催する予定である。すなわち、皇国精神を朝鮮民衆に昂揚させ、真の内鮮一体の具現化は国語常用からというスローガンのもと、30歳までの男女青少年に一人残らず国語を全解させようと、各関係機関が一致協力して目標達成に邁進させるもので、国語常用者の奮起と未解者の自覚を切に願うところであるということだ。

「毎日新報」 1942年6月21日付朝刊4面中東版

愛国班長国語講習

【平北支社発】平北道ではまず道内における国語講習実践要項を決定し、各関連機関において国語常用運動を展開することになったが、これに先立ち、道内2,770の部落聯盟に道から4千円の補助金を支出し、国語を解し得ない班長に1ヶ月間、毎日1時間ずつ初等国語講習を実施し、少なくとも2万余名の班長のなかには一人の国語未解者もいないようにするために、愛国班長の国語講習会開催要項を決定、18日管下の各府・郡聯盟を通じて各部落聯盟に通牒を發した。

「毎日新報」 1942年6月23日付朝刊3面

毎年3万名を目標/農閑期利用、3百個所で開講/国語普及会

日本精神を昂揚し、内鮮一体の完成を図るためには、まず国語を普及させることがもっとも緊急の問題であることに鑑み、大規模の国語普及[協]会を設置することになった。全鮮3百余ヶ所の本社、支社、支局を総動員し、各府、郡、島聯盟と学校聯盟の後援のもと、1ヶ所に約百名ずつを收容し、12月から翌年2月までの約3ヶ月間にわたって最も夜長の農繁期を利用し、一晚2時間程度で未だ国語を解さない人に国語学習の基礎教授を徹底して実施するとともに、聖戦完遂への決意を一層強固にするために、さらに1週間に1時間程度の修身講話もあわせて行う。この国語講習に参加する総人員は毎年約3万名の多数で、彼らの教授には各学校の教員、町・洞聯盟の役員、あるいは学識、徳望ある地方の有志の中から、各々その地方の郡守の委嘱によって選任された教師が当たり、教室は公私立学校または部落の集会堂、あるいはそのほか適当な場所を利用する予定であり、教科書は主に総督府編纂の国語教本を使用することになっているが、この国語普及会のために支出される予算は毎年3万円である。

「毎日新報」 1942年6月23日付朝刊4面中東版

国語講習会開催/黄海儒道聯合会で

【黄海支社発】黄海道儒道聯合会では成人儒林で国語を解し得ない者と、またはその他一般男女で国語を解し得ない者たちに国語を講習させるため、毎年1月6日から3月末までと、4月1日から6月末まで、7月1日から9月末まで、または10月1日から12月末までの3ヶ月ずつ4回国語講習会を府内上町にある明倫堂内で開催する予定だが、ついでには入学願書は開講10日前に提出させることとし、講習時間は男子班は毎日午前10時から1時間であり、女子班は毎日午後2時から1時間であるという。

「毎日新報」 1942年6月23日付朝刊4面中東版

忠北金組職員 朝鮮語合格者

【忠北支社発】忠北金融組合職員と金聯忠北支部職員の朝鮮語試験は去る6月15日に実施したが、その合格者は左記3名である。

▲甲種合格＝梧倉金融組合理事 藤野末五郎

▲乙種合格＝清州金融組合書記 三村孝一、忠北支部書記 後藤福民

「毎日新報」 1942年6月23日付朝刊4面中東版

国語常用と防諜思想鼓吹/7月常会約束実践事項決定

【江原支社発】国民総力江原道聯盟では6月定例理事会を去る20日午前10時から道会議室で開催した後、7月常会での約束実践事項を以下のように決定した。

◇7月常会約束実践事項

1. 必ず国語を常用するようにしよう。（朝鮮聯盟）

いよいよ朝鮮にも徴兵制度が実施されることになった。兵丁として出て行く青年はもちろん、その他の人も皆1日も早く国語を学び、少しでも分かるようになった人は、必ず常用するようにしよう。

2. いたずらに不平不満を言わないようにしよう。（朝鮮聯盟）

5年間も戦争をしながら、こんなに恩恵にあずかった国が他にあるだろうか。ちょっとした不自由や不足があったとしても、戦時であることを思い、絶対に不満を言うことがないようにしよう。滅私奉公、必勝確信の国民には、常に健康な血が沸き立っているものである。

3. スパイから防御しよう。(朝鮮聯盟)

敵国は打ち続く敗戦を挽回しようと、秘密戦の手段で宣伝や謀略にやっきになっている。我々はこの秘密戦にうち勝つために心を合わせて当局の指導に従い、一致協力して国民防諜を徹底して行い、スパイの魔手から防御しよう。

4. 雑穀の供出をしよう。(道聯盟)

農村聖戦を戦い抜くために、軍用麦と一般食料用として麦類、馬鈴薯を最大限に供出しよう。

5. 乾草集め、草刈りを励行しよう (道聯盟)

家畜用飼料の乾草集めに良い時期になりました。これから9月までにたくさん集めるようにしよう。また、今年も金肥の入手が難しい。毎日朝早く一人背負子(チゲ)1杯の草を刈って、堆肥をたくさん作るようにしよう。

「毎日新報」 1942年6月24日付夕刊2面

1億のことは一つ/国語常用ポスター1万余枚頒布

「1億の民、ことは一つ」、「内鮮一体はまず国語から」という固い信念のもと、2,400万半島民衆はいま力強い国語普及運動を起し、都市で、農村で、学校で、工場で国語を解得しようとする熱気は天を衝く勢いである。しかし、未だ国語解得者の総数は少なく、将来老若男女が一人残らず国語で話し、書くことでのみ半島民衆は大東亜共栄圏建設の中枢指導部隊たり得ることに鑑み、国民総力京畿道聯盟では去る6月初旬に国語常用ポスターの図案を懸賞募集し、それを朝鮮と京城府の2聯盟と共同で色彩やかに1万2千枚を印刷し、道内各府・郡・邑・面聯盟をはじめとして、各

種聯盟と駅、劇場などに23日一斉に配布し、一般民衆の目によく付くようにして、常用と解得によき助けとなるようにした。（写真はポスター）

「毎日新報」 1942年6月24日付朝刊3面

官吏の国語常用不徹底/京畿道管下各官庁調査結果判明

一般の人々が国語を常用している実態はどうだろうか。京畿道総力課では3百万道民に国語を学び、日常用いようと訴えながら、各府、郡、邑、面ごとに国語短期講習会を設置し、国語普及に総力を傾けてきたところだが、果たして国語を常用している状態はどうなっているのかと、一般民衆の指導層である郡庁、税務署、面事務所、金融組合、郵便所、専売所などの半島人職員364名を調査していたところ、興味ある結果が最近蒐集された。それによれば、官公署内で執務するときだけに国語を使用する人が228名で、友人たちとの付き合いとそれ以外の日常社会生活で国語を常用している人はわずか79名に過ぎない。そして、家庭で純然たる国語生活を実行している人はそれよりも更に少ない現状である。これは農村を中心とした調査であって、一般の主婦と老人たちの国語解得者が少なく、おのずから家庭での使用を妨げているとも見ることができるが、大体は未だに国語常用は徹底して指導督励すべき余地が多いので、道聯盟では今後国語常用運動に総力を傾けることになった。

「毎日新報」 1942年6月25日付朝刊4面中東版

部落講習会開き国語普及に邁進/江華郡で

[江華]江華郡内では国語を解得する者が1割6分に過ぎないため、本年度からは積極的な対策を講究し、向こう5ヶ年計画の下に国語全解運動を喚起し、全聯盟員に普及を徹底させるため、郡内240口の部落聯盟で国語講習会を開催することになったという。

- 国民学校及び同付属簡易学校には簡易国語講習会を開催することとする。

- 部落聯盟毎に国語講習会を開催することとする。
- 「内鮮無差別は言葉から」という標語のもとに、国民学校の児童を通して各家庭に普及させ、率先して全解した家庭は表彰を行うこと。

「毎日新報」 1942年6月25日付朝刊4面

安城郡聯盟

7月中実践事項

【安城】安城郡聯盟役員会は、去る20日午後1時半から郡守室で新任□□守司会のもと開催されることになったが、7月中実践事項を次のように決定した。

- 一. 必ず国語常用
- 二. つまらない不満を言わないこと
- 三. 9億貯蓄達成運動に関する件

「毎日新報」 1942年6月25日付夕刊2面

2割余りが未解得者/青年隊員のために国語講習会開催

京城府学務課では再来年から実施される徴兵検査に出て行く半島青少年たちの資質を更に向上させるために、まず青年隊員たちが国語をどの程度解得しているのか、その基礎調査を再び綿密に行うことにし、府内の公私設80ヶ所の青年隊で調査を行った結果、隊員たちのうち2割余りが全く国語を解し得ないということが判明した。現在八十ヶ所の青年隊の男女青年隊員は合わせて11万2,500名で、そのうち国語未解得者が2万5,443名であり、だいたい男子隊員と女子隊員が半々ずつだが、どちらの方もこの時期に国語を全員が学び、皇国青年として活動する資格を十分に備えさせなければならないので、上記の2万5千名の青年隊員たちに国語を解得させるため、府内の各国民学校に国語講習会を開くことにして準備中で、手続きを道当局に提出しているが、道当局の補助金が下り次第、今夏から開講するようになる予定である。京城府青年団本部の計画によれば、まず府内に

30ヶ所の国語講習会を開き、講習期間を約3ヶ月間とし、一ヶ所で一度に百名乃至百五十名を収容して、[体力]鍛錬と国語教授の二つの課目を併行し、皇国臣民練成に万全を期すこととなった。

「毎日新報」 1942年6月26日付夕刊2面

職場ごとに講習所/京畿道で国語普及に万全

京畿道では大東亜共栄圏の指導者となる資格は国語を解することからという目標のもとに、3百万道民に力強い国語普及運動を展開し、国語常用の徹底、一日一語の解得をはじめとして、各部落には国語簡易講習所、府聯盟別に国語講習所などを設置して、今とても大きな成果を収めているところだが、未だ一般の工場、会社、職場には国語を解し得ない半島人が相当にいるので、さらに職場国語講習所を道内一斉に設置して、国語全解運動に貢献することとなった。

これに先立ち、道では道内にある10人以上を使用している各工場、会社、事務所で国語を解さない人の数を調査しているが、その調査を土台として今後は一斉にそれぞれの職場国語講習所を設置させ、朝出勤した後、仕事を始める前や、あるいは昼食時間を利用して一斉に国語を教え、職場に国語を解し得ない人は一人もいないようにする計画である。

「毎日新報」 1942年6月26日付夕刊2面

オカーチャン、オトーチャン/幼い時から皇民化教育を実施/部落ごとに児童保育所設置

内鮮一体の完成は幼児から——という信念の下に、京畿道では国民学校に入学できなかった2万名あまりにのぼる学齢児童と、未だ学齢に達していない4、5歳の数十万の幼児たちに「オカーチャン」、「オトーチャン」から「コンニチハ」のような、日常用いる国語を教える一方、忠勇無双なる皇軍の赫々たる戦果と世界無比の皇軍の歴史を教え、内地の生活様式を幼い時から[実]践するようにするために、道内各地で一斉に児童保育

所を設置することになった。これは各郡、邑、面、村落聯盟が主体となり、地方の篤志家たちの協力を得、学校、公会堂、集会所、あるいはそれ以外の事務所やまたは個人の家を借りて聯盟幹部、青年団員、愛国班長たちが先生となり部落ごとに付近の幼児を集めて一日何時間かずつ前記のような教育方法で、ちょうど幼稚園のように遊戯も唱歌も教える間に彼ら幼児たちに国語を学ばせ、皇国臣民たる感激を自然と身につけさせる計画である。これは半島では初めての画期的試みであるだけに、児童教育のために、国語普及のために、または内鮮一体の推進のために、その効果は絶大なるところがあることが予想されるのである。

「毎日新報」 1942年6月26日付朝刊4面中東版

食料増産、婦人皆労、国語常用等を懇談

◇ 大日本婦人会各郡支部役員会で

大東亜戦争完遂、共栄圏確立の一環として、必勝不敗の信念を堅持し、半島の特殊使命として食料増産と農村の労働力調整など、今後長期戦と共にさらに銃後婦人の啓発活動が重要視されている今日、今般、大日本婦人会京畿道支部の役員（婦人理事以下）、郡支部の役員と会同し、特に食料増産、婦人皆労、徴兵制度実施など、時局認識徹底方案に関して懇談を行い、目下、田植え、麦の適期刈取りなどの生産督励を行うと共に、さらに支部と本部との連絡をより一層緊密にして、事業遂行上円滑を期すことによって国家の要請に寄与しようと、京畿道内の各郡で大日本婦人会郡役員会を来る29日から逐次開く予定だが、29日には坡州と平沢で洪承姫、高森外喜子、平松基栄、伊達女史、平野女史の出席のもとに、30日には安城、楊平において堀シズ、福沢玲子、尹原奎、碓サワ、関静子、津田節子ら諸女史の出席のもとに、各々上記要旨にもとづいて懇談会を開くことになった。

「毎日新報」 1942年6月27日付朝刊3面

大東亜戦争完遂のため150万儒林決起/国語普及、徴兵制座談会開催

大東亜の歴史が今偉大な皇国の力によって飛躍的な転換を示しながら、これまでの思想、文化もすべて東亜共栄圏建設を目標にして再編成されなければならない今日、朝鮮儒道振興会では全鮮の津々浦々に暮らす150万会員の儒林を総動員して、忠君愛国の儒道本来の精神を振起昂揚させると共に、国防機献納、扶余神宮御造営、勤労奉仕をはじめとして、時局講演会、一般民衆教導などに儒教徒の至誠を捧げてきたところだが、昨年12月8日大東亜戦争が勃発し、その後半島にも光栄の徴兵制が実施されることが発表されるや、彼ら儒林たちの感激と銃後奉公の情熱は一層力強く燃え上がった。そして、去る5月下旬には真崎同联合会会長は率先して全鮮各府、郡の儒道振興会に檄を飛ばし、一般儒林たちの銃後決起を促し、彼らをして現下の重大時局において一般民衆の指導部隊となるように強調したところであり、これに呼応して全鮮各地では郷校を中心として

- (イ) 徴兵制度実施の崇厳な趣旨と感激を徹底して広めるために、徴兵制の趣旨普及座談会を開催すること。
 - (ロ) 大東亜戦争の進展とともに、時局の真相を正確に認識させるために時局座談会を開催すること。
 - (ハ) 内鮮一体の強化のため、一人の儒林たりとも国語を知らない人はいないようにするために、国語講習会を一斉に開催すること。
- (ニ) 徴兵制度をほめたたえ、その実施に積極的に協力しようという意味から徴兵制実施を讃える詩文を募集するなど、いま一斉に力強く実践に移しているところである。

京畿道でも呼応/少壮儒林たち愛国運動を展開

全鮮の儒林たちの愛国運動に歩調を合わせ、京畿道でも道内1万2千余の儒林を総動員して活発な銃後の運動を起すことになった。まず道内3府20郡の各府、郡の儒道会と総力聯盟府・郡・邑・面当局は一致協力して、各地域別に郷校、学校、公会堂、あるいはその他適当な集会所を利用し、

60歳以下の儒林たちを全て網羅して国語講習会を7月から一斉に開催する。この講習会は1週間に1、2回ずつ集まり、皇国臣民として当然覚えていなければならない「皇国臣民の誓詞」をはじめとして、総力聯盟が編集した『国語』と道聯盟の『愛国班の国語』を教本として互いに集まって座り、話をする間に日常用いている言葉は自然に理解するようになるはずであり、3ヶ月間を期間として1年に4回ずつ開催する予定である。これと共にやはり各地では有力な講師を招聘して時局講演を時々開催し、また銃後の意気を高めるために詩作も行う予定なので、国語普及実践部隊として、あるいは民衆啓蒙先駆隊として、儒林たちの活躍は大いに期待されるところである。

「毎日新報」 1942年6月27日朝刊4面中東版

婦女子に/国語講習会

[高陽]高陽郡恩平面弘済□向上□青年分隊主催で国語速成講習所を女子部2組約150名、男子部1組約70名を募集し、去る5月16日より毎日午後8時から10時半まで3ヶ月間、普通語を使用させ熱心に講習を受けさせるが、講師は3人で私立大谷学校長藤村□□さんが熱心に援助したために、講師諸氏と同藤森校長に対して一般の人々は大層感激しているということで、このたび第1回目の講習が終われば、第2回目として3ヶ月間講習を更に続けるという。

「毎日新報」 1942年6月27日付朝刊4面中東版

25万金組員に国語全解大運動/京畿道金組理事会議で成案

去る25日から26日の二日間にわたって、京畿道管内72組合の金融組合理事会議を京畿道庁第1会議室にて開催中であることは既に報じたところだが、今回の会議中、指示事項の一つである金融組合員の国語使用励行に関する件が主要案件となっており、これは道内72の金組の組合員25万2,573名のすべてに時局認識を徹底させ、同時に皇国臣民としての確乎たる信念

をもって挺身職域奉公に邁進させることが喫緊の急務であることに鑑み、全金組員に国語全解運動を展開させることとなった。すなわち、その実行方法としては、金組ごとに国語常用ポスターを貼り、職員と組合員の間では国語で接対し、役員総代にも国語読解が可能な者を選任することなど、さまざまである。

「毎日新報」 1942年6月27日付朝刊4面 中東版

国民学校長会議 国語講習開催決定

[黄海支社発]碧城郡では管内23の国民学校長を招集し、去る22日から23日まで2日間にわたり、郡会議室で福沢郡守をはじめとして、岩村内務課長、青年総力係長、総務係員及び学務係員の臨席下に事務打合せ会を開き、第1日目の22日は午前10時から同午後4時まで国語常用に関して討議した結果、郡内国民学校、簡易学校または書堂計等85□を中心に国語講習会を開催することに決定し、第2日目の23日もやはり午前10時から引き続いて開会し、昭和17年度の学校体育振[興]について協議打合せを行なった後、同午後4時ごろ散会したということである。

「毎日新報」 1942年6月29日付朝刊3面

国語常用はこのように/学園ではいかに指導するのか/興味ある奨励方法

赫々たる皇軍の戦果とともに、国語を背景とした皇国文化が大東亜文化圏を指導していつている今日、半島の若き学徒たちこそ、まさに2,400万の朝鮮民衆に対してのみならず、広く10億の全東亜民衆にまでも国語を普及させるべき重大な責任を担っているのである。それゆえ、城大をはじめとする半島内の男女各専門学校、中学校、実業学校、国民学校では一斉に国語常用と国語普及のための挙校一致の非常体制を確立し、全職員、生徒は力強い国語普及運動を起している。すなわち、国語常用の徹底を図るための学校教育の全般的刷新、国語教授法の根本的改善、国語常用の指導監督の強化、学校外で学生、生徒をして国語普及の推進隊にならしめるため

の指導監督の統一化等の根本方針のもとで、いま全鮮のそれぞれの学校では各々独特な具体的方法で国語常用強化に努めているところであり、各道ごとに各学校長会議を招集して国語普及奨励についての方法を討議し、実践に移している。京畿道でも去る4月11日以来、何度かにわたって道内各中等学校会議を開き、それを研究して実行に移す一方、さらに全道の各学校に一斉に通牒を発し、国語常用を徹底して指導させるために、現在学校ごとに実行している具体的方策を報告させたところ、それが先日道学務課に全部届いた。それによれば

- (イ) 週当日記に「国語常用の状況欄」を作ること。
 - (ロ) 生徒の中で国語常用補導委員会を設置すること。
 - (ハ) 国語常用の誓約書を学校長に提出すること。
 - (ニ) 1ヶ月に1度ずつ、または1学期に1度ずつ国語研修会を開催すること。
 - (ホ) 国語常用の成績が優良な生徒、及び学校には国語賞牌を授与すること。
 - (ヘ) お客にも国語で接対すること。
 - (ト) 月末に各学校ごとに国語常用成績を掲示し、生徒たちに反省させること。
 - (チ) 学校生徒の通学区域に国語常用ポスターを貼ること。
 - (リ) 家庭における国語普及の程度を一斉に調査すること。
 - (ヌ) 父兄に対しても国語常用を指導督励するよう、依頼すること。
 - (ル) 学級主任より生徒の国語常用状況採点表を校長に提出し、進級の有力な材料とすること。
 - (ヲ) 就職斡旋に国語能力の優秀な者に優先順位を与えること。
 - (ワ) 学校内で国語常用を奨励するラジオ放送を行うこと。
 - (カ) 国語常用強調週間を時々実施すること。
 - (ヨ) 終礼を行う時や、学級懇談会の時に国語常用を誓約させること。
- 同一の方法で学園内の国語常用運動の徹底を図っているところだが、こ

れは学生、生徒だけでなく一般民衆の国語普及運動を推進する上でも、良い参考資料になるはずであると、当局では話している。

「毎日新報」 1942年6月29日付朝刊3面

“愛国班の国語”配布/京畿道で臨時教材用として

講習会の開設、1日1語解得の徹底などを通じて、半島2,400万民衆は老若男女が心を合わせて国語解得運動を起し、今大きな成果を着々と収めているところである。10億の大東亜民衆が国語を解得し国語文化を建設する雄大な目標を持った半島の国語普及運動は、大東亜共栄圏の文化建設における先駆的役割を帯びている今日、京畿道でも3府20郡の各農村には、既に部落ごとに数千の国語講習会が開催され、10人以上の使用人がいる各会社、工場、職場には職場国語講習会が設置される予定であり、2万2千5百余班にもなる各農村の勤労普及班ごとに婦人国語講習会などが一斉に開設され、力強い国語解得運動が展開されている。しかし、全鮮に開設された数万余の国語講習所で用いられる教本は、その総数が数百万部に達し、またその内容も国民学校の教科書とは自ずから異なっていて、独特である点を考慮しなければならないので、いま国民総力朝鮮聯盟では斯界の権威者たちに委嘱して、その教本を慎重に編纂しているところだが、それが完成すれば紙も特別に配給を受け、遠からず全鮮で一斉に数百万部の国語教本を頒布させ、国語解得運動をより一層力強く推進させる計画である。ところで、京畿道ではこれに先立ち、まず現在開設されている道内各国語講習会の指導者用として『愛国班の国語』という32ページの簡単な教本を作り、講習所ごとに1冊ずつ27日に一斉に配布し、朝鮮聯盟編纂の国語教本が出るまでの臨時教本として使用させることにした。

「毎日新報」 1942年6月30日付夕刊2面

各種会合では勿論、祝文も国語で朗読/150万儒林 国語普及運動

半島の国語普及運動は燎原の火のような勢いで力強く推進されていると

ころである。ところで、小磯総督着任以来、総督が熱烈に主張する「国体本義に透徹」しようとするならば、何よりも早く半島民衆たちに国語を教えなければならぬと、関係各方面ではこの運動に一層拍車を掛けることになった。これに伴い、朝鮮儒道聯合会でも、先般、全鮮150万儒林たちに檄を飛ばし一般民衆から敬意を払われている儒林たちが率先して国語を学び、さらに一步進んで一般民衆にも国語を普及させるように努めよと激励していたところ、これに呼応して決然と立ち上がった各道の儒道聯合会では、率先して国語普及運動と徴兵制度の趣旨普及に一身を捧げることを決意し、この旨を朝鮮儒道聯合会に報告してきているところである。各道ごとに共通している点としては、国語講習会の設置であり、文廟におけるさまざまな行事でできるだけ国語を使用し、朔望の時の祝文も国語で読もうということなどだが、ここで代表的であるといえる平安南道儒道聯合会の国語普及運動と徴兵制の趣旨宣伝運動の内容を紹介すれば、以下の通りである。

ここでは「皇道儒学の確立は国語常用から」という標語の下で、儒林の間に国語を普及させるのは勿論のこと、徴兵制度の趣旨を一般民衆に宣伝するために、道内21ヶ所の文廟を総動員することになったが、地方の先覚者として民衆から敬意を払われている儒林が、国語普及運動で率先して模範を示そうということを固く誓った。そして、これに従って運動を展開することになったが、その内容は以下の通りである。

1. 国語普及運動

- (1) 常設国語講習会＝各郡の儒道会主催のもと、文廟ごとに1年4回、毎回2ヶ月間の講習会を開き、儒林とその子弟たちに国語を教える。
- (2) 月例会国語講習会＝これもまた、各郡儒道会主催のもと、文廟ごとに実施するものだが、毎月初めの1日と15日の朔望祭望日に約1時間前後の国語講習会を開き、儒林とその子弟たちに国語を教える。
- (3) 巡回国語講習会＝各郡儒道会主催で農閑期を利用し、文廟の所在地以外の部落集会所、教会堂などの場所で3日間ないし5日間ずつ巡回

講習会を開き、儒林とその子弟は勿論のこと、一般の希望者を集めて国語を教える。

- (4) さまざまな会合時の国語使用＝釋奠祭、朔望祭などの祭典の時に笏記、祝文には国語を使用することにする。しかし、やむを得ず使用できない（解得者が少ない関係で）場合は、昭和18年3月までに限って、従前通りとする。そして、掌議会、儒林大会などの会合ではできるだけ国語を用いる。

2. 徴兵制趣旨普及運動

毎月15日に文廟で執行される朔望祭には、儒林及びその他の一般青壮年たちを多く参列させ、徴兵制度が実施される趣旨をよく教えるとともに、尽忠報国をする決意を固めさせる。

「毎日新報」 1942年6月30日付朝刊4面中東版

国語前線突撃隊

【金化】金化郡総力聯盟では毎月の実践申合わせ事項の通り常会国語欄を設置し、愛国班常会の席上で用いられる常会国語と日常生活に適切な国語から未解得者に普及することとし、国語全解運動に拍車を掛けることになったという。

【素沙】富川郡素沙邑では国語励行の国策に順応し、一般に徹底して普及しようと、管内34の区聯盟に国語講習会を開催させるとともに、元村邑長は国語励行には部落理事長が国語を解得してこそ徹底して実行されるとして、理事長のうち国語未解者だけ毎夜、邑会議室で邑議員を講師として国語講習会を開催しているとのことで、皆熱心に講習を受けている。

【市辺里】去る23日から市辺里第3区第3愛国班では、班員のなかで国語を解し得ない者全員を第3区理事宅に集め、講師は市辺里国民学校の女性訓導である松原先生が担当して教授しており、市辺里駐在所では市内営業者80余戸の人員のうち、国語を解し得ない者100名を市内の監理教教会堂講堂に集め、去る24日から国語講習会を開催しているが、開講初日に全

員が時間前から集まり、予想以上の収穫を収めた。

【南川】 黄海道南川警察署では率先して去る6月1日から警察署員の家族のうちから国語未解者全員を集め、毎日1時間ずつ国語講習を実施してきたが、その成績は非常に良好で、同署員の家族以外に新たな参加者が続出して、むしろ半数以上を占めている現状にあり、また接客業者班にも希望者が多数参加し、その数は実に150余名に達している。

【江華】 大東亜戦争以来、国語研究の普及機関設置に伴い、江華でも郡内13の面を通じて新たに国語の全解運動を徹底して展開しているのは実に喜ばしい現象だが、9万住民のうち国語を解得している者はわずかに1割6分の現状で、他人より先に範を示し、江華幼稚園では保育時間以外に完山龍妹、金沢順点の2人の先生が先頭に立って、国語普及は学校から家庭に及ばさなければならぬと、各家庭を訪問しながら力説し、毎日午後3時から同5時まで婦人80余名を集めて、2人の先生は無報酬で一般婦人を対象に国語全解運動を力強く推し進めている。(写真は婦人国語講習会の光景)

【殷栗】 郡聯盟では来る7月1日から3ヶ月の期間で、全ての愛国班員の中の国語未解者のうち、学齢期から20歳まで、男女を問わず1人の洩れもなく国語講習を開催する予定で、諸般の準備を着々と進めているところだが、講師としては各愛国班の中から適任者を選出し、講師の講習を各面の国民学校で開催した。光山郡守、浅野署長、佐藤金組理事長、その他郡聯盟役員が各面を分担して開講式に出席し、官民一致協力して国語普及に猛進している。

「毎日新報」 1942年6月30日付朝刊4面中東版

国語常用と防諜

不平、不満は口にしないようにしよう/京畿道の8月実践事項

国民総力京畿道聯盟では来る7月8日の大詔奉戴日の管内各常会での実践協議事項である

1. 国語常用、2. 不平不満を言わないようにしよう、3. スパイを防ごう、の3項について各府・邑・面・部落理事長に周知徹底と十分な効果を表すよう通牒を発した。

1. 必ず国語常用

いよいよ朝鮮にも待望の徴兵制が実施されることになったので、青少年は言うに及ばず、一般の老若男女を問わず一日も早く国語を解得し、少しでも学んだ人は国語を常用しよう。

2. ささいな不平不満は言わないようにしよう

「5年間も戦争をしていながらも、こんなに恵みを受けている国が他にあるだろうか」小さな不自由や不足があろうとも、戦地のことを思っ
て、絶対に不平不満を口にしたりせず、脱線した言動を口にしないこと
である。滅私奉公、必勝確信の国民には常に剛健な血が湧き立ってい
る。

3. スパイを防ごう

敵国はたび重なる敗戦を挽回しようと秘密戦に狂奔し、宣伝謀略に腐
心している。我々はこの秘密戦に打ち勝つために心を合わせて当局の指
導に従い、一致協力して銃後の国民防諜を徹底し、スパイの魔手を阻止
しよう。

<主要参考文献>

「府尹郡守会議報告書綴」（1942年5月、朝鮮総督府行政文書、大韓民国
総務処政府記録保存所所蔵）

「京城日報」（朝鮮総督府日本語版機関紙、日刊）

「毎日新報」（朝鮮総督府朝鮮語版機関紙、日刊）

「大阪毎日新聞朝鮮版」

「朝日新聞朝鮮版」

「大野緑一郎文書」（国立国会図書館憲政資料室蔵）

- 『国民総力』（国民総力朝鮮聯盟機関誌、月2回発行）
- 『文教の朝鮮』（朝鮮教育会機関誌、月刊）
- 『朝鮮』（朝鮮総督府機関誌、月刊）
- 『日本語』（日本語教育振興会機関誌、月刊）
- 『国際検察局押収重要文書③ 内務省新聞記事差止資料集成 第12巻』、
栗屋憲太郎・中園裕編集解説、日本図書センター、1996年
- 『李刊現代史』冬季、通巻8号、現代史の会、1976年
- 森田芳夫『韓国における国語・国史教育』、原書房、1987年
- 姜徳相『朝鮮人学徒出陣』岩波書店、1997年
- 李 鍊『朝鮮言論統制史』、信山社、2002年
- 井上薫「日本統治下末期の朝鮮における日本語普及・強制政策——徴兵
制度導入に至るまでの日本語常用・全解運動への動員——」『北海道大
学教育学部紀要』第73号、pp. 105—153、1997年
- 井上薫「日帝末期朝鮮における日本語普及・強制の構造——徴兵制導入
決定前後の京城府を中心に——」『釧路短期大学紀要』第28号、pp. 23
—30、2001年
- 崔由利『日帝末期植民地支配政策研究』、国学資料院、ソウル、1997年
- 川寄陽「植民地朝鮮における日本語普及政策と戦争動員」、京都大学大学
院修士論文（未公刊）
- 庵途由香「朝鮮における戦争動員政策の展開——「国民運動」の組織化
を中心に——」『国際関係学研究』No. 21別冊、津田塾大学、1995年
- 宮田節子「皇民化政策の構造」『朝鮮史研究会論文集』No. 29、1991年